

平成 24 年度

包括外部監査結果報告書

「出資等法人に関する財務事務について」

～有価証券及び預金の資産管理の問題点～

～指定管理者制度に関する制度の整備・運用状況～

平成 25 年 3 月 28 日

島根県包括外部監査人

野津孝義

目 次

● 報告書本文

	Page
第1 報告書の概要	
【1】 監査の種類	3
【2】 対象期間	3
【3】 監査実施期間	3
【4】 監査の対象とした特定の事件	3
【5】 テーマ選定理由	3
【6】 外部監査の視点・方法等	17
【7】 対象団体、部局と監査手続	18
【8】 外部監査人	20
【9】 利害関係	21
【10】 監査結果である、「指摘事項」と「意見」について	21
第2 報告書の総まとめ	
【1】 県に対する指摘事項	23
【2】 県に対する意見	23
【3】 各団体に対する指摘事項及び意見	24
第3 包括的な指摘事項及び意見	
第3-1 出資等法人の資金の活用可能性について	
【1】 はじめに	25
【2】 出資等法人へ資金を滞留させることの問題点	33
【3】 指摘事項	48
【4】 意見	48
第3-2 指定管理者制度について	
【1】 指定管理者制度について	63
【2】 監査結果	64
【3】 指摘事項	69
【4】 意見	70
第4 各団体に対する指摘事項及び意見	
【0】 コンセプト	73
【1】 財団法人くにびきメッセ	81

	Page
【2】 財団法人しまね海洋館	89
【3】 公益財団法人しまね国際センター	94
【4】 公益財団法人しまね自然と環境財団	100
【5】 公益財団法人しまね文化振興財団	105
【6】 公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	113
【7】 島根県漁業信用基金協会	119
【8】 島根県信用保証協会	126
【9】 公益社団法人島根県水産振興協会	134
【10】 財団法人島根県体育協会	140
【11】 公益社団法人島根県畜産振興協会	145
【12】 島根県土地開発公社	149
【13】 社団法人島根県林業公社	156
第5 最後に	164

● 卷末資料

【図表1】	出資金 ・ 県との関係
【図表2-1】	包括表 / 経営状況・資産
【図表2-2】	包括表 / 金融資産
【図表2-3】	包括表 / 人員関係
【図表3】	有価証券明細 (除く株式, 投資信託)
【図表4】	預金状況
【図表5-1】	団体の経営比率
【図表5-2】	団体の経営比率 上位
【図表6】	指定管理者制度導入施設
【図表7-1】	アンケート集計結果 (その1)
【図表7-2】	アンケート集計結果 (その2)
【平成24年度包括外部監査の日程等について】	

第1 包括外部監査の概要

【1】 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

【2】 対象期間

平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 24 年度以降の見込みなどについて参考とした。

【3】 監査実施期間

平成 24 年 4 月より平成 25 年 3 月まで

【4】 監査の対象とした特定の事件

「出資等法人に関する財務事務について」

- 1 県全体のキャッシュ・マネジメントの必要性
- 2 指定管理者制度の整備・運用状況

【5】 テーマ選定理由

(1) 現状認識

島根県（以下、「県」という）は、出資等法人に対して、平成 23 年度の『**フロー**』（収

用語解説 : 用語解説の意義付け

今回の監査にあたり、県から、財政の仕組みや制度上の課題などについて説明を受け、他県の取組みも調べてみて、島根県の状況もよりよく分かってきましたが、一方で、聞いたことが無かったり、理解が難しい「用語」や「概念」も、たくさんありました。

この「用語」や「概念」がきちんと分らないと、今回の包括外部指摘事項や意見の真意が伝わらないと思います。

そこで、「用語解説」のコーナーを作成しました。

用語解説は、県民の方に分かり易いよう、一般的な用語解説に留まらず、本報告書の指摘事項と意見が適切に理解できるように、平易な言葉で、県民の感覚、いわば家計簿をあずかる庶民目線で理解できるようにしました。

是非、そういう問題意識で、今回の監査テーマを県民の皆さんと共有したい、一緒に考えてみて欲しい、というものです。お気軽に読んで欲しいと思います。

なお、**解説する用語**は反転表示しています。

支)において、補助金約990億円、委託料(指定管理料を含む)約130億円、約700億円の新規貸付を行っている。また、県は、平成23年度末の『ストック』(資産・負債)において、630億円の投資・出資金を計上している。

全体の比率においても、まずフローにおいて、県の一般会計の予算規模5300億円に対して、上記金額合計は約30%、ストックにおいて、県の総資産3兆円に対して、総出資・出えん額は2%と、決して少なくはない数字である。特に、県の総資産は、過去の投資金額から機械的に計算した減価償却費を減じた金額に過ぎず、実態の価値を反映するものではない一方、金融資産である出資・出えん金はそのまま運用されていることから、時価上の比率は、上記比率より高くなるはずである。

よって、出資等法人は、県にとって非常に重要な存在であると言える。

(2) 過去の監査の問題意識

平成20年度の包括外部監査において、「(1) 島根県及び島根県の出資等法人の借入金(金利に関することその他付随事項を含む)・偶発債務・債務負担行為 (2) 出資法人等の資産運用」をテーマとしての監査がある。

用語解説 : フローとストック

フロー、ストックは、経済学や経営学における基本的概念です。

フローは、「流れ」という意味で、「ある一定期間」のお金の流れです。例えば、平成24年度という1年間に、売上げと収益とかがどれだけあったかの数値です。これに対し、ストックは、「蓄え」という意味で、「ある一時点」のお金の残高です。例えば、平成25年3月末日に、資産とか負債がいくらあったかの数値です。

難しくはありません。皆さんの年収がフロー、財産がストックです。

この双方をきちんと把握して、皆さんの「家計」がきちんと管理できるのです。

さて、余談です。

私を含めて個人事業主や中小零細企業の多くは、日々いくら稼ぐか、どうやって費用を抑えるかが問題ですから、フロー経営です。しかし、これは、経営学上は、非常に原始的な状態です。

これが一部の大企業となると異なります。まず、昭和の時代、大企業経営においては、「ストック経営」という考え方が主流でした。株価＝一株当りの資産価値という考え方が根底にあったのだと思いますが、上昇しそうな資産＝土地等を貯め込んで、企業の価値を上げよう、株価を上げようという考え方でした。

しかし、バブル崩壊後、土地価値が右肩上がりの神話は崩壊し、更に、時価主義会計の導入により、売却しなくとも資産価値の増減が評価損益として損益計算書に計上しなければならぬ場合があり、「フロー経営」という考え方に進化しました。厳密には、「フリーキャッシュフロー重視の経営」ということで、「経営者の経営判断により自由に用途を決めることが可能な資金をいくら創出できるか」に着目するというものです。単純化すると、「利潤を創造する力」を重視する考え方です。

その中では、資産をいかに効率的に活用して利益を生み出しているか、利益に比べて過剰な資産や株主資本を抱えていないか、がチェックされます。

さて、県の場合はどうでしょうか？

行政サービスの効用は、金銭で図れないのですが、何らかの形で指標化して基準を作ろうという動きはあるようです。そのレベルに行かなくても、名目上は3.3兆円(県民一人当たりだと460万円)もの資産を持っているのですから、フロー・ストックの両面に目配せすることが必要です。

この包括外部監査は、本年度の監査と同様の問題意識を有し、そのテーマ選定理由において、下記が述べられている。特に、引用する。

3-2

(1) ……出資法人等の負債の状況を見たところ、負債と資産（特に資金）がバランスをとって管理されているかを確認する必要がある……。

また、出資法人等が島根県の「県債」（「縁故債」）を引き受けている場合があるが、出資法人等が「県債」を引き受けることの合理性（これを島根県の立場から言えば島根県が出資法人等から借入を行うことの合理性）を検討するには、「県債」引き受けを、出資法人等の資産運用の全体の中に位置づけ、他の資産運用と比較してみる必要がある。……

(3) ……出資法人等は県本体とは「異体」である……。しかし、……出資法人等の中には、県と「一心同体」のような出資法人等もある。

……『島根県債』につき、県本体における債務の管理の面と出資法人等にとっての資産管理の面の両側面から見てみる……。

以上のとおり、平成20年度の包括外部監査では、隠れた負債の有無にフォーカスが当てられていたが、本年度のメインテーマである資産管理（**ストック・マネジメント**）上の問題点と県との一体資金管理の必要性が既に示唆されていたと言えよう。

(3) 本年度の外部監査の問題意識 <～有価証券及び預金の資産管理の問題点～>

① 外部環境の変化

まず、県をとりまく経済環境がより厳しくなっている。即ち、平成20年度と比較し、**繰替え運用**による短期資金調達に限界が現実化しつつあり、現金調達の必要性が喫緊の課題となりつつある。

また、政権交代後、インフレターゲットの政策がとられようとしている以上、長期金利の上昇は不可避である。

更に、過去の包括外部監査にて指摘されているが、県の管理体制として、予算に基づく予算支出の適法性、適正性への目配りは進んでいるが、「島根の財政」でもほとんど触れられていないとおり、資産に対する管理、有効性の検証は、高額機器の使用状況等、単発的なものとどまっている。この点について、県民も、県の保有する資産について、県民の財産として、きちんと管理されているか、有効に使われているか、は関心が高いと思われるが、現状、満足いく開示は少ない。

そこで、県の「**ストック**」への監査を、メインにすべきであると考えた。

② 県の財務情報について

県は、**貸借対照表**を含む財務4表を作成し、「島根の財政」において開示している。

この点について、財務諸表とは、財政状態を判断する最も有効で基本的な諸表であり、株式会社等の一般法人では、古くから作成され、なじみの人も多いと思われる。そして、この財務諸表は、万人の共通理解に資するべく、会計原則に基づいて作成されることが法定されている。

特に企業会計原則は、法律ではないが、収入とは何か、いつその金額を確定するか等、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもので、すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準である。即ち、一般人の標準語である。

しかし、島根県が作成する財務4表は、地方自治法等に基づく公会計に基づくもので、企業会計とは異なる。即ち、会計単位には、一般会計、特別会計、他に公営企業会計など『**たぐさんのポケット**』があり、一般会計と特別会計では、会計年度独立の原則を援用している。

そして、県の作成する財務諸表は、一般企業の財務諸表は似て非なるものである。

【財務諸表の差異】

(A) 島根県の資産 = バランスシート (単体 普通会計)

一般企業では、原則として、保有する資産を個別に管理し、**固定資産台帳**等を作成し、個別の簿価の総額をとって、資産計上する。そのため、個別の資産の使用状況や簿価、時価を把握しやすい。

これに対しては、県は、原則として、資産を保有する場合、種類別の固定資産設備投資額、出資・出えん額の総計を簿価として、種類に応じた減価計算を行うだけで、固定資産台帳は作成せず、個別の資産の現況を把握していない。

それもあり、県は、個別資産の価値に対する認識が乏しい。

(B) 島根県の**フロー** = **収支計算**

一般企業では、原則として、新規の借入金は負債の増加であり、収入には計上しない。当然、借入金の返済も、支出として認識しない。

これに対して、県は、原則として、新規に借入れをした場合は、収入として、**歳入**に計上され、また、借入金の返済も支出として、**歳出**に計上されている。また、**単年度貸付**により、預金預け入れの出入りも計上される。

用語解説 : 貸借対照表

一般の企業は、毎年決算をして、損益計算書とか貸借対照表というものを作成します。前者は、いくら収入があつていくら支出があつたか、そしていくら儲かつたか、を示すもので、後者は、決算日にいくら財産といくら負債があるか、を示すものです。普通の県民のお宅では、前者が家計簿、後者が財産目録にあたるでしょう。

県も総務省の指導もあり、決算4表を作成して、「島根の財政」という冊子で公表しています。そのうち、貸借対照表を見てください。

まず、公共資産**3.3兆円**。すごい財産額です。県民一人当たり、**400万円強**。**4人家族では、1700万円**。これだけの財産をもっていることになります。

え、本当に？島根県民はとってもお金もちなんだ・・・、と読めます・・・。

用語解説 : 固定資産台帳

鳥根県のバランスシートの規模は3.3兆円もあります。そして、資産の9割以上は道路や土地・建物などの有形固定資産で占められています。

一般企業であれば、「固定資産台帳」という基本台帳があって、それぞれの資産について、取得時期、取得した時の金額、そこからどれだけ価値が減ったか(減価償却累計額)を引いた現在の帳簿上の価値(帳簿価値)、等が記録されています。そして、一つ一つの資産に付いている帳簿価値を合計したものが、バランスシート上の資産の合計額と一致します。

しかし、県のバランスシート上の資産の合計金額は、一つ一つの資産の金額を積み上げて足し算したものではありません。県によると、バランスシートに計上した資産の金額は、過去何十年にもわたって、県が公共事業等で支出した金額(普通建設事業費)の「積み上げ」だそうです。この道路がいくら、この建物がいくら、というようなフレイクダウンはできないそうです。また、使用に伴って減っていく価値を費用に計上する手続である「減価償却」も、一つ一つの資産の単位ではなく、「道路」、「橋りょう」といった資産の区分ごとに、決められた年数でまとめて行なっているということです。

県も、固定資産台帳に似た台帳として、「公有財産台帳」というものがあるそうです。

しかし、そこには金額データが記載されていません。つまり、モノがあるという記録だけです。

それぞれの資産の「現在の状況」は、それぞれの所管部署が把握していますが、全体的にはまとめる部署も無いので、県全体の姿が分かりにくくなっています。

いくら県の財政が厳しいと言っても、施設を維持管理・更新しなくてはなりません。しかし、それがいったいいくら必要なのか。そもそも維持管理していくべきか否か。そのような重要な意思決定をしようにも、県としては、検討する基礎データすら無いということになります。



用語解説 : 県のたくさんのポケット

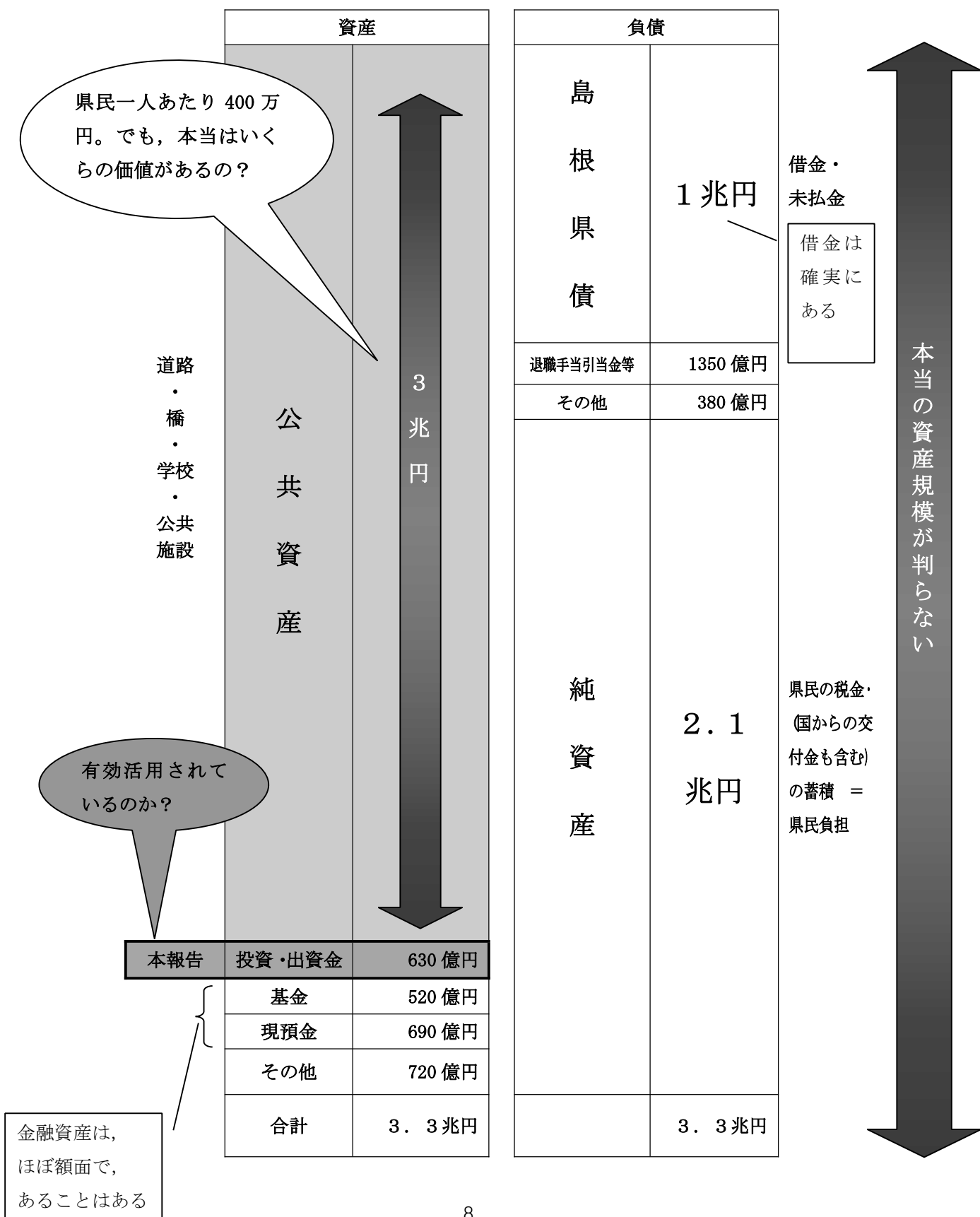
県庁は大きな組織です。多様な仕事をしています。ですから、お金の使い方を全部一つにしてしまうとよくわからなくなります。

そのため、まず、県では、公立病院や下水道などの事業等、公共料金や利用料など独自の収入がある部門については、教育や福祉・土木などの基本的な行政運営の経費をまかなう「一般会計」とは切り離して、管理しているものがあります。それを「特別会計」と言います。例えば、一般の会社で、いくつかの事業をしている場合、会社として一つの会計単位となるのですが、その事業部門(セグメント)毎の業績を見るために、事業部門毎に決算をさせています。その事業毎に独立させた会計単位を、一般会計、特別会計、公営企業会計と言います。

この他に、基金というものがあります。県では数百億円あります。これはある時に、県の予算から、「ほん」と一時金でお金を出しておいてフルしておき、長年にわたって使っていくというものですから、これも別のポケットです。

更に、出資等法人というものがあります。今回の監査のテーマですが、ここは、県が出資・出えんをしているところです。県の出資・出えん金は全部で600億円ぐらい。これらの出資等法人は、法律上は、独立して運営される法人ですから、別のポケットと言えます。そのうち、18団体は、県の出資・出えん比率が大きいので、会計上は、県の決算の連結対象となっており、一体とみなされています。

【島根県の**ストック** = **貸借対照表** (単体 普通会計) の注意点】



用語解説 : 収支計算と資金繰り

一般家庭では、1年間（または1ヶ月間）の限られた収入金額を前提に、家のローン、車のローン、光熱費、子供の教育費、税金、社会保険や医療費、介護費用など、家人の顔を浮かべつつ、ソロバンをはじいて、資金繰り、即ち、「お金のやりくり」をしています。そして、たいていお金が足りないので、お小遣いが厳しい査定を受け、収支計算、即ち、「帳尻合わせ」をさせられています。



島根県の場合も、同じです。

まず、収支計算。家計の「帳尻合わせ」ですね。県は、国からの地方交付税が頼みの収入ですが、その額はなかなかみえません。ですから、県の予算を編成する財政課では、地方交付税の額の予想をしながら、支出の金額を決め、年度予算が赤字にならないように「帳尻合わせ」をする苦勞が大きいと聞きます。

更に、資金繰り。家計の「お金のやりくり」です。国からの地方交付税は分割されたり、交付の時期も国の政治次第で変わったりするので、収支計算では黒字でも、年度内で、資金が不足したりします。ですから、県の資金を預かる出納局では、いつでも現金がはいってくるかを考えつつ、現金が足りないときは、短期の資金調達をしたりします。かつては、銀行からお金を借りていたんですが、現在は、「繰替え運用」という手法で、県のポケットの中でやりくりが出来ているとのこと。

一般家計で大事な、「帳尻合わせ」と「お金のやりくり」。

いい加減にするとたいへんです。台所感覚で、慎重に扱って欲しいと思います。

竹島です。



出典：国土情報院電子国土Webシステム

用語解説 : 島根県のこと、知っていますか？

皆さんの住んでいる島根県。竹島問題でホットになりましたが、依然、東京では、島根県の位置も分からない人が多いというのが現状。神々の国しまねは、詳しくは知られない方が多いのかもしれませんが。

しかし、私たち県民にとっては、生活の場。人口約72万人。県庁所在地は松江市。皆さんも、島根を知っていると自負されている方も多いと思います。

しかし、県庁のことはご存知の方は意外に少ないと思います。

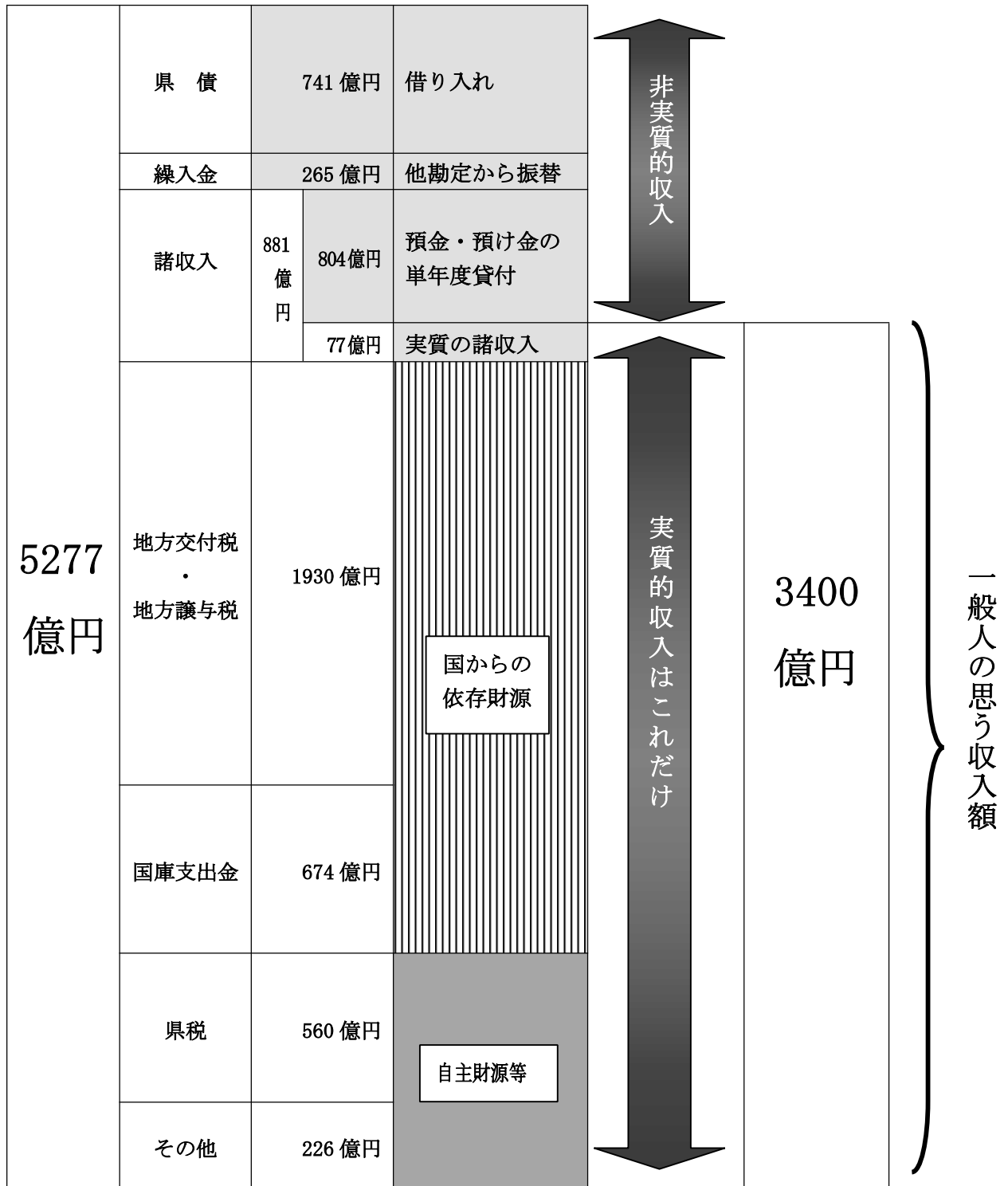
まず、県職員数は5000人。この他に、警察官が1500人程度、教員が7000人程度ですから、合計すると、13500人。ですから、県民50人に一人が県庁関係の職員等となります。ちなみに、お医者さんは1200人、弁護士は60人程度です。

一方、後述するストックの財政については、公債残高は、約1兆円です。そうすると、県民一人当たりの借金は、140万円。4人家族家庭で500万円にも上る借金があるということになります。島根の財政によると、実質公債比率は、16.0%で、全国31番目。ちなみに一番良い比率なのは東京都の1.5%、最悪なのは北海道の23.1%です。

次に、後述するフローの予算規模は、5300億円で、県民一人当たりの予算規模は、70万円になります。しかし、予算は、借金である公債の出し入れ（新規借入れ額と返済額）も含まれているので、実質的に使える予算は3600億円しかありません。そうすると、県民一人当たりの予算は50万円。4人家族で200万円となります。

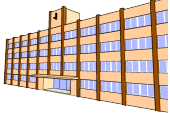
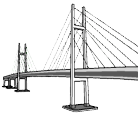




【島根県のフロー = 収支計算 (単体・普通会計) の注意点】

< 歳入では >



【島根県のフロー = 収支計算 (単体・普通会計) の注意点】

< 歳出では >

5277 億円	公債費	876 億円	借り入れ返済	非 実 質 的 支 出	実 質 的 支 出 は こ れ だ け	3600 億円	一 般 人 の 思 う 支 出 額
	繰出金	17 億円	他勘定への振				
	単年度貸付	804 億円	預金・預け金の 単年度貸付				
	教育費 	939 億円	普 通 建 設 事 業 費 1 0 5 6 億 円 そ の 他 1 3 2 2 億 円				
	土木費 	749 億円					
	民生費 	514 億円					
	農林水産費 	345 億円					
	警察費 	210 億円					
	衛生費	197 億円					
	商工費 	97 億円					
その他	529 億円						
				人件費 1222 億円			

用語解説 : 歳入と歳出 とは

歳入・歳出とは、ある会計年度における公共部門（中央政府・地方政府・地方自治体等）の収入・支出です。

さて、県民の多くが、歳入における収入も、自分で稼いだお金、県なら、県の税金とか地方交付税とか、支出なら、公共工事とか、社会福祉とか、と思われると思います。例えば、県の歳入・歳出は5000億円ですから、県民の方は、5000億円の収入があって、5000億円の支出があると思われると思います。

さて、県民は、自分の収入が500万円と言ったとき、普通は借りたお金は入れません。

しかし、県の歳入の5000億円のうち、1500億円は、その年に「借りたお金」なんです。すなわち、県民の感覚では、県は500万円の収入があると言うけど、本当は、350万円が収入で150万円は借金、350万円が支出で150万円は借金の返済です。

これは、現金の動きで考える考え方です。収入も借金も現金が入ってくるには変わりがないから、全て収入として考える。今の企業会計とは異なった考え方ですが、公会計として認められています。

県は、今まで収入の2倍の借金とっていたのですが、実は、県民感覚的には、3倍の借金があるということです。

用語解説 : 単年度貸付 とは

県では、商工労働部が制度融資のために、銀行に600億円くらい預金をしています。銀行は、その預金を資金として運用することにより利ざやを稼ぎ、その分銀行から中小企業に貸し付ける融資の利息を低利にすることができます。

この資金を、県は年度末（3月31日）に一旦銀行から返してもらい、翌日（4月1日）にまた預金をします。このような同一年度内に、預託（又は貸付）と返納（返済）がされる処理を「単年度貸付」と言います。

さて、年度末だからといって、銀行は中小企業に貸付金を返してくれとは言いません。ずっと貸しっぱなしです。

もし県が直接、中小企業にお金を貸しているなら、年度末にはお金は返ってきません。でも、銀行に間に入ってもらうと、年度末には必ずお金が返ってくる。結果として、そんな処理がなされています。

一般人には不思議ですが、これも単年度主義から派生する行為で、法律上は問題がありません。

用語解説 : 繰替え運用 とは

県にはポケットがたくさんあります。そうすると、いくつかのポケットではお金が足りなくなっても、別のポケットではお金があまっていることがあります。

かつて県は、ポケットの管理はきちんとしようということもあって、あるポケットでお金が足らなければ、銀行から資金調達をしていました。

しかし、他のポケットに資金もあまっているし、このご時勢、その利息負担も馬鹿にならないということで、ポケット同士で融通しようということになりました。これは、県議会が議決で認めていますので法律上は問題がありませんし、資金の効率利用に資するものです。

しかし、お金が余っているポケットの多くは、基金です。

この基金の多くは、将来は必ず使おうとフルされたものですから、使い切るべきものです。

そうすると、基金の残高が無くなったら、どうなるでしょうか。

昔に戻って、また銀行等から借入れをすればよい・・・。それも選択肢ではありますすが・・・。

③ ストック概念の必要性について

- (A) 平成20年度包括外部監査での「3-3 本報告書をどのように活用してほしいか」
資産への目配りの必要性について、平成20年度の監査において、「3-3 本報告書をどのように活用してほしいか」として、下記の表記があった。

第1章 3-3
(2) ストック情報についての監査
企業会計とは異なり、従前の公会計は単年度の「入」と「出」(=フロー)がほとんどであり、それを積み重ねた結果である「ストック」の概念が希薄であったといえる。

この表記は、企業経営者では、フローとストックを総合的に管理・運営していくところ、県の職員においては、ストック管理の重要性に対する意識が非常に弱かったということである。

- (B) ストックに対する県民目線

県は、「**予算単年度主義**の会計」を採用し、予算を議会で承認を受けた後は、いかにきちんと支出することが業務の中心である。そうすると、県にとっては、過去の「出資・出えん」を吟味することは、過去の仕事である。

そのため、県は、必然的に、ストック経営、資産の管理・効率性の発想が欠落し易かったのかもしれない。即ち、県とすると、公用財産等の管理はしているが、過去の個別投資金額等を含む資料としての固定資産台帳等までは作成していないという。また、出資等法人への出資・出えんされた資金も、ストックとしては認識していないという。

用語解説 : 予算単年度主義 とは

予算単年度主義とは、予算を各会計年度ごとに作成し、執行することです。県だけでなく、公会計を採用する国も市町村も共通です。

予算単年度主義では、いろいろな特別な手続きがあります。

まず、「債務負担行為」。これは、事業が2年以上にわたる場合、契約は事前に結び、支払いは翌年度以降の予算に計上するものです。次に、「繰越明許費」。これは、歳出予算の一部が残った場合、翌年度に繰り越して使うものです。しかし、いずれも例外としての扱いです。

さて、予算単年度主義により、公共団体、その職員は、一般企業と異なる行動をとっていると思えます。

まず、予算が県議会で可決されると、その年度に支出を執行すべきということになります。そのため、「予算の使い切り体質」が生まれ、ストック経営の視点、過去の支出の再評価、将来の負担の予想、というフィードバック的な視点が育たない温床になっていると考えられます。

即ち、笹子トンネル崩落事故で、維持管理についての意識不足が指摘されています。

この監査では、過去の支出の蓄積であるストックについて焦点をあてるべきとしてきましたが、単年度の財政投資を行った後の「後年度負担」がいくらになるかも、非常に重要な判断要素です。

そこで、その年度さえ終わればそれでよいという予算単年度主義を複数年度でリンクする方法を模索すべき時期に来ていると思えます。

しかし、一般企業・家庭で、フローは収入、ストックは財産である。収入・財産の両方を把握しなければ、経営にはならないから、一般企業・家庭では、ストックは大切な要素である。そして、県民目線からすると、大切な県民の税金が出資・出えんされ、モノ等に形を変えた後、そこから生み出される効用がきちんと計測され、最大限になるように管理されているか、は非常に大きな関心事であると思われる。

特に、フローである単年度の出資・出えんは、財政難の折り、厳しくチェックされているので、県民としても安心感はあるが、公共財産、それだけでなく県庁の建物等の公用財産、その他の資産であるストックは、年数を経て、予定通りの効果をあげているか、有効に使われているか、は、県民としては、あまり情報もなく、結果として、疑問に思っている。

また、島根県では、行政の根幹として、「**島根県総合発展計画**」が策定され、多年度にわたる行政の蓄積とその成果が目標とされている。その実現のためには、いくら使った

用語解説 : 島根総合発展計画

島根総合発展計画とは、県の政策の基本となる計画です。平成20年に、10年後の「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を目指すために作られました。内容は以下のとおりで、それぞれの項目に達成度をはかる成果参考指標が定められています。

I・活力あるしまね

- 1. ものづくり・IT産業の振興**
- 2. 自然が育む資源を活かした産業の振興**
- 3. 観光の振興**
- 4. 中小企業の振興**
- 5. 雇用・定住の促進**
- 6. 産業基盤の維持・整備**

II・安心して暮らせるしまね

- 1. 安全対策の推進**
- 2. 健康づくりと福祉の充実**
- 3. 医療の確保**
- 4. 子育て支援の充実**
- 5. 生活基盤の維持・確保**

III・心豊かなしまね

- 1. 教育の充実**
- 2. 多彩な県民活動の推進**
- 3. 人権の尊重と相互理解の推進**
- 4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用**

◆計画の推進に向けた県の基本姿勢

- 1 県民の総力を結集できる行政の推進**
- 2 市町村とのパートナーシップの構築**
- 3 財政健全化に向けた改革の推進**
- 4 迅速に活動できる組織の運営**
- 5 政策推進システムの充実**

各項目はさらに細分化され、個々の事業まで落とし込まれています。そして、事業ごとに、その進捗度や実効性を検証するため、実際にかかった事業費、人役から計算された職員給与費（理論値）等が、**行政評価**として、公表されます。

ちなみに、平成23年度は、「I・活力あるしまね」に1213億円、「II・安心して暮らせるしまね」に1540億円、「III・心豊かなしまね」に234億円、基本姿勢に44億円、合計で3031億円の支出がなされています。

というフローだけではなく、どれぐらいの効用をもつ資産・ストックをどのぐらいの費用で維持し、県民生活の向上に役立っているか、その客観的・包括的な情報が、県民は欲しいと思う。

④ 有効な管理ツールがないこと

予算単年度主義を基礎とする行政では、多年度にわたる支出、資産の管理ツールはなかなか発展しないと思われる。

その中で、県は、「行政評価」を導入している。行政評価は、各年度の行政のフィードバックシステムであるから、支出の蓄積である資産、ストック・マネジメントには非常に有効なツールであるはずである。

しかし、行政評価シートは、概観する限り、フローの大きい施策での分類になっており、いくら大きなストックであっても、資産化したものを直接評価をする形式になっていない。また、いくら投資を行い、いくら資産を積み上げ、いくら維持費を使い、それに対する効果は何か、の情報も、体系的にはなされていない。

よって、残念ながら、県のストックを、合理的・体系的にチェックできる機能をもつ管理ツールは未だ導入されていないといえる。

また、高額な資産を使用して事業を行う場合、一般事業法人であれば投資額に見合った適正な収益額を想定し、それに対する達成度で評価を行うが、県は、非金銭的な目標の達成度により、管理業務・経営状況の評価を行っているとするが、財務評価とリンクしていない。

そのため、例えば、大きな施設で小さな事業を行っていても、「指定管理業務の経費が全額利用料金で対応できている」として、良い評価になってしまう。

これは、ストック・マネジメント感覚の欠如の典型であり、資産を管理する有効なツールが無いということである。

用語解説 : 行政評価

行政評価とは「行政の活動を客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させること」をいいます。平成7年に三重県が行政評価を開始したのを皮切りに、現在ではほとんどの自治体で行政評価が導入され今日に至ります。

しかし一口に「行政評価」といっても、導入の背景や目的が自治体によって異なるため、それぞれの自治体で独自の進化を遂げています。鳥根県では、平成14年に「①効率的で質の高い行政の実現を図る」「②県民の視点に立った成果重視の行政の実現を図る」「③県民に対する行政の説明責任を果たす」という3つの導入目的を決め、スタートしました。

鳥根県の行政評価は、「鳥根総合発展計画」の進捗管理ツールとして使われています。どうということかという、鳥根総合発展計画の事業について、「行政評価シート」を作成し、毎年「PDCAサイクル」を回すというものです。このPDCAサイクルとは、計画(Plan)を立て、実行(Do)し、内容を評価(Check)し、改善(Action)するという4段階を繰り返すことで、事業を継続的に改善する仕組みです。

さて、H19年度に行政評価システムの見直しがなされ、評価作業の効率化のために約4500あったシートが800程度に絞られました。また、予算要求に評価シートの添付が義務づけられ、予算要求へ間に合うようなスケジュールにされています。

(4) 本年度の外部監査の問題意識<～指定管理者制度に関する制度の整備・運用状況～>

① 県の指定管理者制度導入の意図

県は、「多様化する住民のニーズに、より効果的効率的に対応するため、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効である」として、指定管理者制度を導入した。

そして、競争原理の導入により、コスト削減や事業の積極的展開に努めようとしている団体の存在が窺われ、この点は、指定管理者制度導入の成果と評価できる。

しかし、都会と異なり、島根県では、仕事の少なさ、市場規模の小ささ、団体の数の少なさ等の要因により、適正な競争原理＝流動性 が確保されない場合がある。

(A) 経営を指定管理事業にのみ依存している団体との契約の場合

経営を指定管理事業にのみ依存している団体は、指定管理者に指定されなければ団体の存続にかかわる。そうすると、公募の際に県が示す指定管理料金額で、適正な管理運営が行えるかの十分な検証することなく応募してしまう可能性がある。

そうすると、団体は従属的な地位となり、指定管理料金額は安く設定できるとしても、長期的にみて、団体は赤字前提の経営となり、適正な管理運営が担保できない事態を招くおそれがある。

(B) 特殊な技術やノウハウを持ち、他の団体を指定できない場合の契約

単に、公募に対し1団体しか応募がない場合は、公募の手続きの改善（公募期間の伸長等）や応募資格の緩和（県内拠点に限定しない等）によって、複数の応募は期待できよう。

しかし、施設の性格上、特殊な技術やノウハウが必要で、本来的に他の民間事業者が参入しにくい場合がある。

そうすると、団体は優越的な地位となり、指定管理料金額が高くなる場合がある。

② 競争原理の確保

指定管理を導入しただけでは、競争原理を確保できない。むしろ、島根県の環境からすると、上記の弊害が発生する懸念もある。よって、より適正な管理運営が必要である。

【6】 外部監査の視点・方法等

【まとめ】

「島根の財政」等、県の開示情報は、主に、県の支出等のフローについてのものが主であり、この点は監査が行き届いている。一方、県の資産管理（ストック・マネジメント）については言及が乏しく、監査の意識が乏しい。

そこで、本年度の外部監査は、**ストック**、即ち、県の資産に注目した。

もともと、金額的には有形固定資産の部が最大である。本来、この部分の監査が重要である。しかし、昨今は金融環境の大きな変化時期でもあり、金融資産の劣化が気になる。

そこで、まずは金融資産について注目した。即ち、出資団体等への**出資・出えん**金を原資とした運用である。そして、出資等法人の監査に付随して、県から出資等法人へのフローにも注目した。即ち、指定管理である。

所管課及び各団体への調査、ヒアリング等を通じて、次の視点から監査を実施した。

- 監査の視点1 出資等法人の経営状況・・・出資等法人の業務内容、事業の必要性があるか、効果的・効率的に運営されているか。
- 監査の視点2 出資等法人のストック・マネジメント（資産管理状況）（金額面）・・・県の出資・出えん金がどのような形で利用されているか。
- 監査の視点3 出資等法人のストック・マネジメント（資産管理状況）（リスク面）・・・運用資産のリスクがきちんと把握されているか、管理能力以上のリスクをとっていないか、**ペイオフ**対策はなされているか。
- 監査の視点4 県の出資・出えんの必要性・返金の可能性・・・出資・出えんを継続する必要があるか。資金は出資・出えん時もしくは毎年度各々その必要性を検討しているか。出資・出えんに対する効果が得られているか、また、効果の検証を行っているか。出資・出えん財産は出資等法人において有効かつ効率的に活用されているか。返金することが可能か。
- 監査の視点5 指定管理者制度に関する制度の整備及び運用状況・・・指定管理者制度に関する県の規則等は整備されているか、その運用は適正に行われているか。

【7】 対象団体、部局と監査手続

1 第1次対象先の選定

島根県の平成23年度の**会計データ**をもとに、対象団体を機械的に選定した。まず、出

資・出えん金額合計と比率が高い団体、委託料・補助金・貸付金の支出が多く重要性が高い団体について出資・出えんがある／ないにかかわらず抽出を行い37団体を抽出した。該当団体には資料提出を依頼し、監査の参考とした。さらにその中から、出資等法人や指定管理者となっている団体などを2次対象先とし、ヒアリング等を行った。手続きについて詳しくは以下のとおりである。

(1) 委託料・補助金・貸付金の団体別合計金額を算出

県からの支払いが多い団体について調べるため、委託料・補助金・貸付金の合計を算出した。この際会計データに支払先マスタが存在しておらず、団体名は入力者によって自由に入力できるようになっていたため、エクセルで団体名を抽出することができなかった。そのため、便宜的に以下の条件で抽出を行った。

委託費・・・一回あたりの支払いが500万円以上の団体
補助金・・・一回あたりの支払いが500万円以上の団体
貸付金・・・一回あたりの支払いが3000万円以上の団体

なお、貸付金は500万円以上とすると、該当団体が多すぎるため、3000万円とした

(2) 重要度が高い団体の抽出

(1)の団体について委託費・補助金・貸付金の合計金額を算出し、合計金額が一億円以上の団体を抽出した。その中から、会計検査院の監査対象になっている国の関係機関等、今回の監査において重要性が低いものは除いた。

(3) 県の出資・出えん金額、比率が高い団体の追加

県が出資・出えんしている団体は今回の監査において重要性が高いことから、出資・出えん金額と比率が上位20位の団体を追加した。

(1)(2)(3)により抽出した第1次対象先は、37団体である。

2 2次対象先の選定

(1) 37団体に対し一括して「調査票」を送付し、財務情報について比較対照した。

(2) (1)の資料をもとに、出資等法人や指定管理先となっている団体について、対面でのヒアリングを行うべき2次対象先を13団体選定した。

※ 調査票やアンケートなどについては、県の出資等法人である22団体について巻末に図表としてまとめた。

※ 環境保健公社については、平成24年4月に、出えん金100万円を県に寄付し、出資・出えん金比率が0%となったため、団体の監査は実施せず、寄付の経緯などを監査の参考とするため、所管課からのヒアリングを行った。

【対象団体一覧】

1次対象先				2次対象先	集計先
	所管部名	所管課名	法人名		
1			いずも農業協同組合		
2	商工労働部	商工政策課	財団法人くにびきメッセ	【1】	〈1〉
3	地域振興部	地域政策課	財団法人しまね海洋館	【2】	〈2〉
4	環境生活部	文化国際課	公益財団法人しまね国際センター	【3】	〈3〉
5	商工労働部	産業振興課	公益財団法人しまね産業振興財団		〈4〉
6	環境生活部	自然環境課	公益財団法人しまね自然と環境財団	【4】	〈5〉
7	環境生活部	環境生活総務課	財団法人しまね女性センター		〈6〉
8	農林水産部	農業経営課	公益財団法人しまね農業振興公社		〈7〉
9	環境生活部	文化国際課	公益財団法人しまね文化振興財団	【5】	〈8〉
10	地域振興部	しまね暮らし推進課	公益財団法人ふるさと島根定住財団		〈9〉
11			公益財団法人ホシザキグリーン財団		
12			ミュージアムいちばた		
13			特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21		
14			漁業協同組合 J F しまね		
15	農林水産部	林業課	公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	【6】	〈10〉
16	総務部	総務課	公益財団法人島根県育英会		〈11〉
17	環境生活部	廃棄物対策課	公益財団法人島根県環境管理センター		〈12〉
18			公益財団法人島根県環境保健公社		
19	商工労働部	観光振興課	社団法人島根県観光連盟		
20	農林水産部	水産課	島根県漁業信用基金協会	【7】	〈13〉
21	土木部	建築住宅課	財団法人島根県建築住宅センター		〈14〉
22			財団法人島根県交通安全協会		
23			一般社団法人島根県指定自動車教習所協会		
24	土木部	建築住宅課	島根県住宅供給公社		〈15〉
25	商工労働部	中小企業課	島根県商工会連合会		
26	商工労働部	中小企業課	島根県信用保証協会	【8】	〈16〉
27	農林水産部	水産課	公益社団法人島根県水産振興協会	【9】	〈17〉
28	教育庁	保健体育課	財団法人島根県体育協会	【10】	〈18〉
29	農林水産部	農畜産振興課	公益社団法人島根県畜産振興協会	【11】	〈19〉
30	商工労働部	中小企業課	島根県中小企業団体中央会		
31	土木部	土木総務課	島根県土地開発公社	【12】	〈20〉
32	農林水産部	農業経営課	島根県農業信用基金協会		〈21〉
33	農林水産部	林業課	社団法人島根県林業公社	【13】	〈22〉
34	総務部	総務課	財団法人都道府県会館		
35			北陽ビル管理株式会社		
36			株式会社 I S P		
37			株式会社 S P S しまね		

注： 財団法人島根県交通安全協会、社団法人島根県指定自動車教習所協会は、平成24年4月1日現在で、一般財団法人・一般社団法人となっている。

【調 査 票】

資料	備考
出資・出えん元（株主）の一覧表（上位5者程度）	最新のもの
貸借対照表	平成22年度および平成23年度分（直近2期分）
財産目録	平成22年度および平成23年度分（直近2期分）
損益計算書 または 正味財産増減計算書（損益ベースの収支）	平成22年度および平成23年度分（直近2期分）
資金収支計算書 または キャッシュフロー計算書（資金ベースの収支）	平成22年度および平成23年度分（直近2期分）
事業報告書	平成22年度および平成23年度分（直近2期分）
収支予算書	平成24年度分
事業計画書	平成24年度分
組織図	最新のもの
経営評価報告書	最新のもの。評価対象法人のみ
役員数、正規職員数、非正規職員数（うち、県職員の数、県職員OBの数も記載）	最新のもの。 経営評価報告書を提出している外郭団体は不要
公益法人認定、一般法人認可の申請書	既に申請している法人のみ
指定管理者を非公募とする理由を記載した文書	指定管理業務委託団体で、非公募の場合のみ
補助金決定に関わる資料	申請時のもの ・対象法人に支出している補助金ごと
貸付金決定に関わる資料	申請時のもの ・対象法人に支出している貸付金ごと

【8】外部監査人

外部監査人

弁護士・税理士・日本証券アナリスト協会検定会員
 行政管理学修士（ハーバード大学）・法務博士（専門職）（青山学院大学）
 野津 孝義

補助者

弁護士	射場 かよ子
公認会計士	長谷川 浩之
有識者	吉田 朝香

作成においては、私的にファイナンシャルプランナー等のアドバイスも受けた。

【9】 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

【10】 監査結果である「指摘事項」と、「意見」について

当報告書において指摘した結果については、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、県は措置を講じた場合は監査委員に通知することとなる。

当報告書では、措置状況報告の対象となる「指摘事項」と、「意見」を以下のように区分した。

「指摘事項」・・・ 県側に対応を求める

「意見」・・・ 指摘事項には該当しないが、検討を求める

用語解説 : 会計データ とは

県の会計データとは、県が把握するべき、県の会計情報です。

通常、決算をする場合、フローでは、会計年度間になされたすべての金員の受け取り、支払いの情報、ストックでは会計年度末時点でのすべての財産、負債額の情報把握してまとめます。会計データとは、その基礎データです。一般家庭の家計簿に近いですね。

さて、ここで重要なのが、会計学の「正規の簿記の原則」の考え方ですが、

- ① 経済活動のすべてが網羅的に記録されていること（網羅性）、
- ② 会計記録が検証可能な証拠資料に基づいていること（立証性）、
- ③ すべての会計記録が継続的・組織的に行われていること（秩序性）、

の3つがあります。

さて、対象団体を選定する際、県に対し、「委託料、補助金、貸付金の合計額が多い団体」の抽出を依頼したところ、そういう情報は把握していないとのことでした。県の会計システムでは、そのような情報を出すことは難しいようです。

そこで、委託料、補助金、貸付金の会計データを入手し、その合計金額を独自に計算しました。単なる会計データですから、団体数だけでも相当な数があります。金額的なスクリーニングをかけて、団体数を減らしました。

この過程で、団体名でも、スペースが入っていたりいなかったり、半角だったり全角だったり、「表示」に何種類もあることがわかりました。聞くところによると、統一的な規定があるのにも関わらず、入力する人で異なる場合があるということです。

しかし、銀行では、与信管理上、同一人物に対する貸付金合計額が判らないと困るので、必ず、「名寄せ」をします。同一人物は、一つの番号で管理されます。また、企業では、会計データを基礎に、財務分析を行い、将来の経営に役立てようとしています。

県は・・・。

用語解説 : 県, 市町村 の仕事とは

地方公共団体には、県と市町村があります。中学校で習ったかな、憲法で二段階の行政体で、県が広域的自治体、市町村が基礎的自治体と呼ばれます。私見では、明治時代、国の地方統治のための出先機関だったのが県、実際に地方自治を行うのが市町村。昔は国の出先であった県知事が市町村長より偉かったのですが、今はどうでしょうか。実際に市民に身近な行政を行うのが市町村です。大阪の橋下さんが、県知事より市長になりたかった理由はここにありません。

もっとも、県の存在価値が無くなったわけではありません。

県の主な仕事は、国家の補完をしつつ、基礎的自治体である市町村に対して、必要な支援を実施すること。県と市町村の関係は、上下・主従関係ではなく、対等の関係です。

県の政策に基づき、それぞれ部・局・課等がおかれ、たくさんの県の職員が働いています。

部署名	業務内容
政策企画局	県の総合的な政策の企画や重要な課題の調整、秘書、広聴・広報、統計調査の仕事を担当しています。
総務部	県の組織や職員の配置、予算の編成、財産の管理、情報公開、県税の収納、私立学校の振興、危機管理、消防防災、原子力安全対策、総務事務の集中処理などの仕事を担当しています。
地域振興部	地域振興や中山間地域対策、市町村行政の支援、情報化の推進、交通対策、エネルギー対策などの仕事を担当しています。
環境生活部	社会貢献活動の推進、消費者保護対策、男女共同参画社会の形成、人権施策の推進、同和対策、文化振興、国際交流、自然保護、環境の保全、廃棄物対策などの仕事を担当しています。
健康福祉部	子ども、お年寄りや障がいのある人などが健康で安心して暮らせるための保健・福祉・医療の推進、介護保険、食品・薬品の安全の確保などの仕事を担当しています。
農林水産部	農業、林業、水産業の生産振興や流通対策、土地改良事業、漁港や漁場の整備事業などの生産基盤の整備、農山漁村の生活環境整備、森林の保全などの仕事を担当しています。
商工労働部	産業の振興、企業立地の促進、中小企業の経営支援、観光の振興、県産品のブランド化の推進、雇用対策、職業能力開発などの仕事を担当しています。
土木部	道路、河川、砂防、港湾、空港、ダムなどの産業と生活を支える基盤の整備、下水道、公園、住宅などの住環境の整備、高速道路網の整備促進のほか、建設産業対策や景観対策、災害復旧などの仕事を担当しています。
出納局	県の仕事に必要なお金の出し入れや管理、決算など会計事務に関する仕事を担当しています。
企業局	公営企業地方公営企業法に基づき県が経営する企業として、企業局と病院局を置いています。 宅地（工業団地）造成事業、工業用水道事業、水道事業、電気事業（水力発電、風力発電）を実施しています。
病院局	中央病院、こころの医療センターを運営し、全県を対象とした高次医療等の提供や地域医療の支援などの仕事をしています。

第2 報告書の総まとめ

指摘事項と意見として、下記のとおり表明する。

【1】 県に対する指摘事項（県側に対応を求める事項）

- 1 出資等法人の預金運用に関する県の監督について
出資等法人が預金運用を行う場合、ペイオフ規定を策定しておらず、有効なペイオフ対策を講じていない場合は、県は当該団体に対して、有効なペイオフ対策規定の策定とペイオフ対策の実施をするよう指導すべきである。
- 2 指定管理者制度に関する制度の整備及び運用状況について
下記の点について、手続規定の整備及びガイドラインの内容の見直し等をすべきである。
 - (1) 各施設における指定管理者選定手続等の共通事項の標準的な規定を整備・公開すること
 - (2) 公募期間を延長すること
 - (3) 選定基準等の公表時期を公募と同じにすること

【2】 県に対する意見（指摘事項には該当しないが、検討を求める事項）

- 1 出資等法人の有価証券運用に関する県の監督について
県は、出資等法人の有価証券運用について、まず適正手続きの観点から、適切な運用規程を自主的に策定するよう指導することが望ましい。
また、県は、出資等法人が策定した運用規程について、その内容が適切なものであるか評価する基準を作るよう検討することが望ましい。
- 2 県は、出資等法人の資金の活用を検討することが望ましい。
- 3 県は、出資・出えん金の活用方法につき、下記を検討することが望ましい。
 - (1) 寄付の依頼
 - (2) 出資等法人を含むキャッシュ・マネジメント体制の構築，具体的

には、県が、出資等法人の資金需要に合わせて機動的に県債等を発行し、資金を吸収する。

- (3) 出資等法人による共同運用体制構築の斡旋，具体的には，県が中核となって，出資等法人が共同で，運用代理人等に対し，県債を中心に運用する金銭信託を行うとの体制構築の斡旋を行う。
- 4 指定管理者制度に関する制度の整備及び運用状況について，
手続規定の整備及びガイドラインの内容の見直しが望ましい。
- (1) 外部委員の選定基準を公表すること，選定委員会で外部委員比率を高めること
- (2) 協定書等に，労働法令遵守や雇用・労働条件への配慮規定を記載すること
- (3) 県と指定管理者が，積算の考え方を共有できる手法の構築を検討すること
- (4) 指定管理者選定手続等の規定において，公募にしない場合の例示的な要件・基準を設け，公開すること

【3】 各団体に対する指摘事項及び意見

各団体の項を参照

第3 包括的な指摘事項及び意見

第3-1 出資等法人の資金の活用可能性について

【1】はじめに

県が、出資等法人へ**出資・出えん**した資金について、県が「活用」することは可能であろうか。本監査の指摘事項の前提条件となるものであるが、他都道府県においても、監査されているが、その可否について踏み込んだものが少ない。

また、県では、財団法人等に対する出資は、「出えん」と呼称し、費用と同じように予算措置をするため、県においては、費用として考え、後に返戻を求めることを予定していないとの認識である。そのため、県では、出資金の維持の必要性が消滅しても、一度出資・出えんした資金が回収されることは少なかった。また、県職員においては、財務会計上、資産に計上されているとの認識がほとんど無く、管理・回収しようとする事自体に抵抗感が強いようである。

そこで、まず、今回はその出資・出えん金について、県へ寄付をするよう団体に依頼することができるか、「法・制度」、「経営」の観点で検討した。なお、ここでは監査対象団体となっている団体の多くが財団法人であるので、財団法人のケースについてのみ検討する。

用語解説 : 「出資」と「出えん」とは

出資とは、団体に財産を提供することです。出資された資金を出資金、出資した者を出資者といいます。株式会社では、出資すると株式を買ったこととなります。株式は、貸借対照表を作るとすると、「資産」に計上されます。資産ですから、それを持っていると、配当を受けたり（受益金）、議決に参加したりできる（議決権）など、将来的に収益をもたらすことが期待される経済的価値を持っています。

一方、出えん（出捐）とは、当事者の一方が自分の意思によって財産上の損失をして、他方に利益を得させることをいいます。耳慣れない言葉ですが、法律を勉強した方には、民法の時間に習われたと思います。通常、出えんは、損益計算書上の「費用」に計上されます。

さて、ある人が、一定の財産を提供して財団法人を設立しても、財団法人という性質上、その人は受益権とか議決権とかの恩恵がありません。

そこで、財団法人にお金を出す場合、出資的の要素もありますし、出えん的な要素があるといえます。税務では、出えんとしてまとめていますが、会計上は、出資です。

とすると、監査ですから、出資金としてまとめるべきとは思いますが。

しかし、県の職員の方は、財団法人への出えん金は過去の支出として出えんであるとの認識です。そこで、資産勘定と費用勘定の併記で違和感のある方もいらっしゃると思いますが、妥協的に、「出資・出捐」として一まとめで表記しています。

1 法的・制度的可能性

(1) 県に、財団法人の行為を決定させる権原があるか？

株式会社と異なり、財団法人への県の出資・出えん金は、法律上、「寄付行為」と呼ばれ、投資に対する対価を受ける権利（受益権的性格）もなく、また、いくら多額の出資・出えんをしても、評議会等で別に選ばれた評議員が、定款で定められた範囲の運営を行なうので、県は、意思決定（支配権的性格）に参加できない。

よって、出資者と言えども法律上の権限は何も無い。

したがって、県が、財団法人へ資産の寄付等の行為を求めるときは、県は、人的、経済的つながりという「事実上の影響力」を行使して、その意思決定を促す「交渉」をするしかない。

(2) 財団法人は、保有財産を寄附することは、「法的」「制度的」に可能か？ ＜旧財団法人の場合＞

まず、旧財団法人では、県の出資・出えん金の多くは、「基本財産」として扱われている。そのため、出資・出えん金の県への寄付の可否は、財団法人において、「基本財産」の取り崩し、処分が可能かという問題と考えることができる。

なお、財団法人は、現在、旧制度から新制度への移行中である（平成25年11月30日までの間に、民法34条に基づき設立されたすべての財団法人及び社団法人は、認可手続きを受けて「一般法人」となるか、移行認定を受けて「公益法人」となるか、解散するかを選択しなければならない。ここで、旧制度の財団法人を「旧財団法人」、移行認定を受けて公益法人になった財団法人を「新公益法人」と呼ぶ。）。

この旧財団法人における「基本財産」は、団体の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であるから、通常、寄付行為において、原則として処分できず、処分する場合は主務官庁の承認を得るのが一般的である（公益法人の設立許可及び指導監督基準・同運用指針）。

しかし、逆に言うと、基本財産であっても、「寄付行為に、基本財産を処分できる旨の規定があり、主務官庁がその寄付行為を認めた場合」には、基本財産の処分が出来ると解されている。

また、寄付行為にそのような規定がない場合でも、見解が分かっているが、認める見解は、「やむを得ない事由が発生した場合、理事会等

の議決と主務官庁の認可を得れば可能である。」という。

したがって、旧財団法人において、**出資・出えん**の資金見合いの基本財産の取り崩しは、「法人の判断」及び主務官庁の承認を含む特定の「手続き」を充足すれば可能である。

(3) 財団法人は、保有財産を寄附することは、「法的」「制度的」に可能か？
 <新公益財団法人の場合>

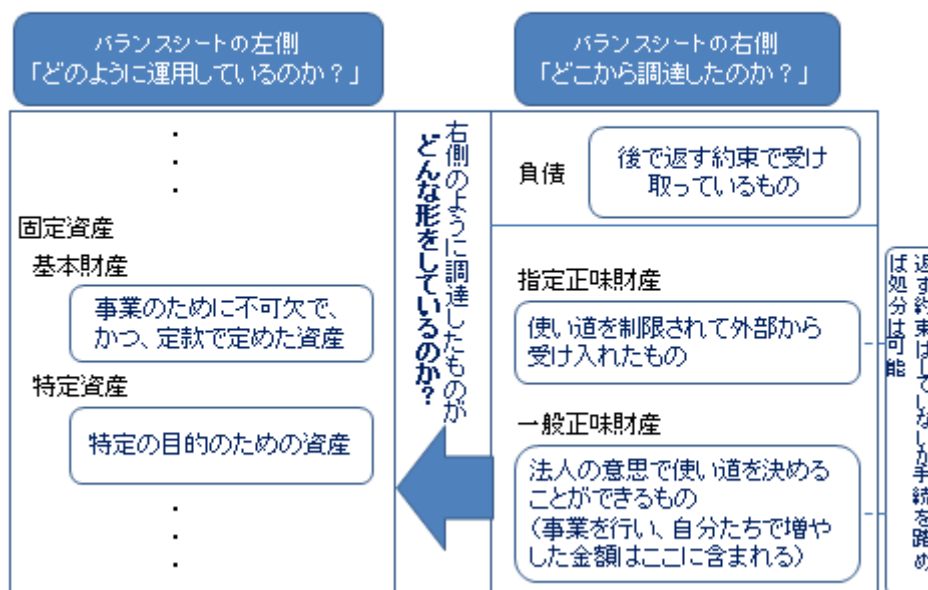
新制度では、「一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、理事は、定款で定めるところによりこれを維持しなければならない、法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない（一般法人法172条2項）」とされている。

よって、新公益財団法人は、定款で、自由に基本財産を定めることができ、定款で基本財産を定めた場合も、必要があれば、理事会の決議など定款の定めるところにより、基本財産を処分することができる。

したがって、新公益法人においても、出えん金見合いの財産を基本財産とした場合も、法人の目的を妨げない場合は、理事会決議などの定款に記載の方法による「法人の判断」で、取り崩しが可能である。

なお、旧財団法人において、寄付行為に基本財産について定めを置い

新制度による財団・社団法人等のバランスシート



ていた場合でも、新公益法人に移行した時点で、一般法人法172条2項による基本財産としては効力を持たないから、新公益法人へ移行後に、新たに「処分についての定め」を定款におけば、その定めに従って、財産を処分することができることになる。

(4) 新公益財団法人が、出資金見合いの資産を特定資産としている場合

新公益法人は、県からの出資・出えん金について、会計上、基本財産ではなく、通常の固定資産（その他の固定資産）と区別する資産である「特定資産」とすることも可能である。

この点、特定資産は、「特定の目的のために、用途、保有、運用方法等に制約のある資産」である。

よって、新公益法人は、特定資産について、その目的、積立方法、目的取り崩しの要件、目的外取り崩しの要件、運用方法等を定めなければならないが、逆に言うと、「取り崩しの要件」に合致していれば、「法人の判断」で、取り崩しが可能である。

(5) 新公益財団法人が、出資金見合いの資産を指定正味財産としている場合

県は出資・出えんに際し、原則として用途に制約を課しているから、その出資・出えん金見合いの財産は、用途、処分、保有形態に制約を課された「指定正味財産」でもある。

よって、新公益法人は、「指定正味財産」を財源とする「基本財産」（または「特定資産」）の処分を行う場合、県から、その用途等に関する制約を解除してもらわなくてはならない。

逆に言うと、新公益法人が、「指定正味財産」である「基本財産」（または「特定資産」）の処分を行ないたい場合、法人の意思決定と、県からの用途等に関する制約の解除があれば、処分が可能である。

(6) 新公益財団法人が、出資金見合いの資産を一般正味財産としている場合

県が、出資・出えんに際し、その用途、処分、保有形態に制約を課していない場合には、新公益法人は、「一般正味財産」としており、新公益法人の所定の意思決定手続きをすれば、処分が可能である。

(7) 財団法人の利益を原資とする資金の場合

法人が、公益目的事業以外の事業により財産を取得した場合、原則

として、一般正味財産となるから、財団法人が意思決定すれば処分が可能である。

また、公益目的事業以外の事業により取得した財産も、定款等で、「基本財産」とするとされている場合も、法人の目的を妨げず、理事会決議などの定款に記載の方法による「法人の判断」があれば、取り崩しは可能である。

【会計上の資産分類と取崩し要件】

	種類	取崩し	要件
旧財団法人	基本財産	可能	法人の判断 主務官庁の承認 特定の要件
新公益法人	基本財産	可能	法人の目的を妨げない 理事会決議などの定款に記載の方法 県からその用途等に関する制約を解除
	特定資産	可能	目的取崩しの要件 目的外取崩しの要件 県からその用途等に関する制約を解除

なお、新公益法人は、公益法人認定法第18条により、「公益目的事業財産」は、公益目的事業（あらかじめ公益目的事業として申請し、認定されたものに限る）を行うために使用、処分しなければならない。

そのため、「公益目的事業財産」とされた財産は、指定正味財産であれ、一般正味財産であれ、「一般的な寄付」としては使用・処分することはできない。

その他、要件・手続き等を規定する法令・行政指導等が存在する場合がある。

2 「経営的」可能性

- (1) 出資団体等がどのような経営状態の場合、県は、**出資・出えん金**の県への寄付を勧奨・交渉可能であろうか？

まず、出資等法人が、出資・出えん金を、県への寄付することが可能か等の「余力」の存在には、金融資産が総資産に占める割合が大きなこと、金融資産運用益への収益依存度が低いこと、が必要である。

よって、財務諸表上の数値から、下記の3つの指標で評価すべきと考える。

① 金融資産比率（金融資産／総資産）

金融資産比率とは、団体の全財産（総資産）のうち、金融資産がどのくらいの割合を占めているかを示す比率である。

この値が大きいということは、団体が、県などからの出資・出えん等により調達した資金を、事業に必要な資産（事業資産）に投資するのではなく、もっぱら有価証券等の金融商品（金融資産）に投資し、その運用収益を団体の費用の一部に充当していることを示す。

この点について、財団法人では、制度的に、「基本財産」はリスクのある事業等に直接供してはならず、安全確実な方法で運用すべきとされたため、ほとんどが金融資産に存置されている。そのため、財団法人においては、金融資産が非常に高い値を示しても、異常とはいえない。

しかし、一般の事業法人では、資本金等を、事業の目的に直接に使用せず、収益率の低い金融資産に回しているなどは、経営の怠慢として、考えられないことである。

また、現在の低金利下においては、金融資産の運用益だけでは、団体の経費を賄うのは到底不可能である。

そのため、金融資産比率の高い団体は、低金利による運用益の減少により、事実上、団体の費用のほとんどを外部から補填してもらわざる得なくなっている。そうすると、当該団体は、実質的には県の補助金によって稼動しており、むしろ資産効率の悪い金融資産に県の出資・出えん金を固定することで、行政運営が非常に非効率になっていると言える。

つまり、金融資産比率が高い団体は、資金に余裕があるという見方もできる。この指標は3つの指標のうち最も重要な指標と考える。

各団体の数値については、巻末の図表5-1を参考にされたい。

なお、団体によっては、県が示す指針等に基づく公益事業を実施するために、取り崩すことを前提とした金融資産を保有しているところがあり、この場合には、必ずしも資金に余裕があるとは断定できないところがある。

② 事業費・金融資産比率(金融資産／事業費)

事業費・金融資産比率とは、団体の事業費と金融資産を比較したものである。

通常、事業費が小さい団体は、事業規模が小さいのであるから、金融資産の保有もそれに相応して小さくとも事業の継続に支障はない。

よって、事業費の規模に比較して金融資産が多い団体は、「分不相応」の金融資産を保有している、つまり余裕があるといえることができる。

特に、15 団体が年間事業費を超える金融資産を保有し、3 団体が年間事業費の 10 倍を超える金融資産を保有している。

各団体の数値については、巻末の図表 5 - 1 を参考にされたい。

③ 運用依存度 (運用損益／総収益：金融資産運用益への収益依存度)

運用依存度とは、金融資産から生じる運用損益が収益全体に占める割合であり、経営における金融資産運用収益のインパクトを意味する。

この割合が小さければ、運用収益がなくても団体の運営に支障はなく、余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉(寄付)をさせることになってもその影響は小さいということになる。

特に、運用依存度が 5%未満の団体が 14 団体もあった。これらの団体にとっては、運用収益は団体全体の収益にとって重要とは言えず、県が**出資・出せん**金の寄附依頼を行って運用収益が減少しても大きな支障はないということもできる。

各団体の数値については、巻末の図表 5 - 1 を参考にされたい。

なお、団体によっては、県が示す指針等に基づく公益事業を実施するために、取り崩すことを前提とした金融資産を保有しているところがあり、この場合には、必ずしも運用収益がなくても団体の運営に支障がないとは断定できないところがある。

3 出資・出捐金の寄付の事例

① 公益財団法人島根県環境保健公社

当団体は、平成 24 年度において、県からの委託料 1 億円、総収益 2

2億円、総費用20億円、利益ゼロ、総資産35億円、金融資産19億円、一般正味財産が23億円、県からの出資金100万円（100%）の財団法人であった。

当団体は、公益移行時に、旧団体で「基本財産」であったものも、「公益目的財産」としなければ、新団体で保持する必要がなく、また、新定款に寄附行為についての制限や記述が無い場合、評議会の決議で処分できると判断し、県に対し、出資金の返還を申し入れ、県も受諾した。

平成24年度、同団体は、新団体の評議会で出資金を返す決定を行い、基本財産の使用目的を変更し、県に寄付を行った。

この出資金返還により、同団体は、県の出資団体ではなくなり、県の経営評価や財政的援助団体監査から外れた。

ただし、当団体の評議員には県職員の次長級が11人中3人いる。

② 財団法人しまね海洋館

アクアスを運営する財団法人しまね海洋館は、開館当年に予想を上回る入館者数があったことや、運営コスト削減努力もあって、平成16年度末時点で、約18億円の内部留保金が発生していた。

この扱いについて、平成17年度に、当団体と県が協議し、「アクアスが県が整備した施設であり、今後とも県の責任で維持管理を行い運営を行う必要がある」ことから、次のとおりで決定された。

- 当団体は、今後の施設の維持管理、修繕費も含めた運営費分として、県に対して6億円を納付すること
- 当団体は、将来の施設整備費及び当団体の資金需要の蓄えとして、12億円を内部留保すること

この方針に基づき、当団体は、平成17年度に県に対して6億円を納付した。

そして、平成19年から22年度には、当団体から要望のあったペンギン館とシロイルカ繁殖プールの施設整備費に充当するため、県に対して、合計約16億円を納付した。

③ その他

出資等法人の統廃合において、廃止団体の出資・出えん金について、廃止団体から存続団体への寄付金として扱われた例が複数あった。

【2】 出資等法人へ資金を滞留させることの問題点

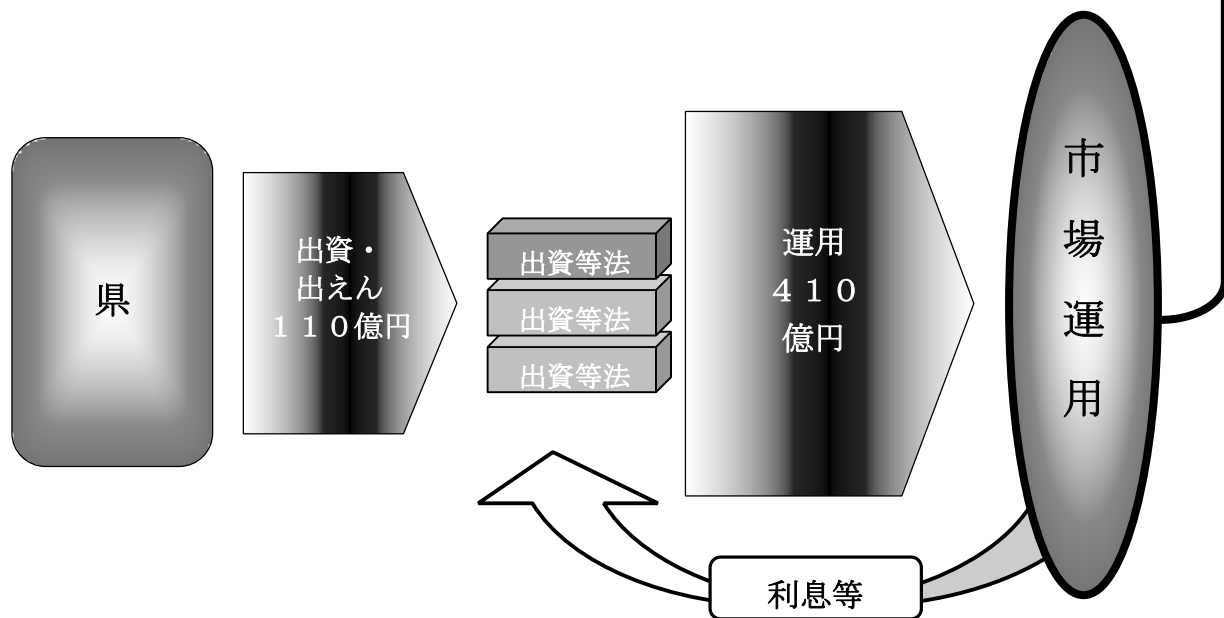
1 有価証券運用 (平成24年度末 百万円)

(1) 監査対象とした団体のうち、出資等法人22団体が行っている有価証券の運用実態の全体数字は、H24年3月末時点で、下記の通りである。

① 有価証券種類別の保有状況

有価証券の種類	額面額 (百万円)	保有団体数
保有有価証券	41,196	20
うち、国債	8,827	16
うち、地方公共団体債	15,499	27
うち、政府保証債	5,871	6
うち、金融債	5,000	2
うち、事業債	9,900	4
うち、仕組債	600	3

※保有無し 2団体



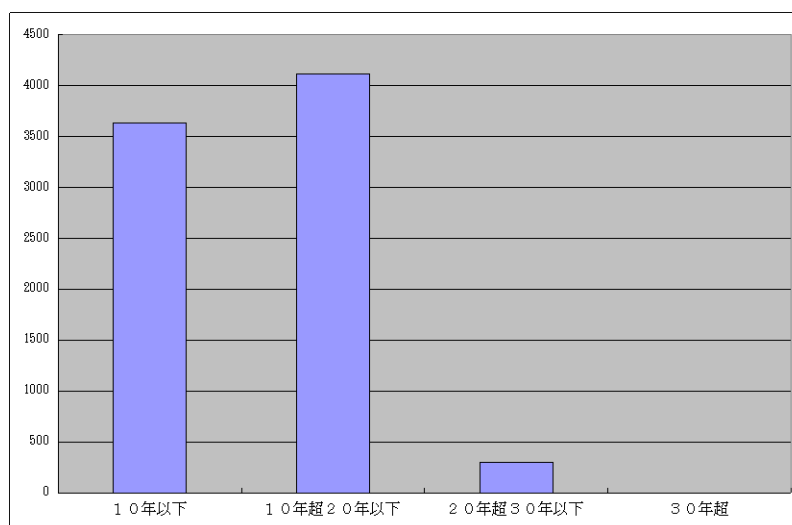
※ 対象団体中、出資等法人22団体の数値を用いた。

※ 島根県の投資及び出資等先の全体では626億円、その運用資金は1000億円以上。

② 国債の残存期間別保有状況

国債の残存期間	額面額（百万円）	保有団体数
保有国債	8,827	16
うち、残存期間10年以下	3,633	10
うち、残存期間10年超20年以下	4,110	8
うち、残存期間20年超30年以下	300	1
うち、残存期間30年超	0	0

※未回答 3団体



用語解説 : 国債 とは

国債とは、国が、社会資本の整備や予算を補うために発行する債券で、公債債の中で最も信用度が高く、また満期まで保有すれば額面で償還されます。超長期国債とは、国が発行する国債のうち、元本を償還するまでの期間が10年を超えるものをいい、15年・20年・30年・40年のものがあります。

さて、国債は安全と思われていますが、それは信用についてのこと。固定金利なので、同期間の金利が上昇すれば、国債の価格が下がり、金利が下落すれば価格が上昇します。

実は、「金利リスク」にもいくつかの種類がありますが、上記のように、「市場金利が変動することにより、投資元本の価値が変動するリスク」のことも「金利リスク」と言います。

なお、変動利付国債は金利リスクはありません。金利リスクがあるのは、固定利付国債です。仕組みは簡単です。通常、同一信用の債券は、同一期間の利回りは同じになります。例えば、30年の市場金利が5%の場合、クーポン5%の国債も、10%の国債も、3%の国債も、利回りベースでは全て5%になります。

即ち、市場では、クーポン10%の国債は、利回りが5%になるまで値段が高くなり、クーポン5%の国債は値段は変わらず、クーポン2%の国債は、利回りが5%になるまで値段が安くなる、ということです。

さて、3%のクーポンが付いた30年国債が、金利5%の利回りとなる価格とはいくらでしょうか。

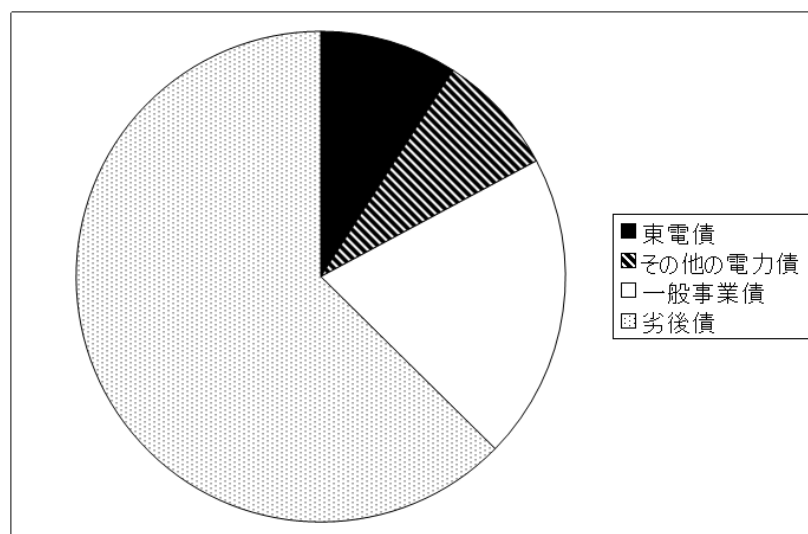
理論値であれば、計算は簡単でエクセルで出来ます。毎回のキャッシュフローを3%と償還元本である100%を、5%で「現在価値」に引き直した金額の総和です。

そうやって計算すると、価値は約70です。即ち、金利が仮に2%程度上昇すると、価格は大きく3割下がるということです。

国債、特に、長期国債、超長期国債は、少しの金利変動で、価格が大きく変わる。これを忘れるとたいへんというわけです。

③ 事業債・劣後債の保有状況

事業債・劣後債	額面額（百万円）	保有団体数
事業債	9,900	4
うち、東電債	900	2
うち、その他の電力債	800	1
うち、一般事業債	2,000	3
うち、劣後債	6,200	3



用語解説： 地方債 とは

地方債とは、県などの「地方公共団体」が発行する有価証券で、期間が一会計年度を超えるものをいいます。

地方財政法により、地方公共団体は、原則として、公営企業（交通、ガス、水道など）の経費や建設事業費の財源を調達する場合等、同法5条各号に掲げる場合においてのみ、地方債を発行できることとなっています（例外として、臨時財政対策債＝地方財政計画上の通常収支の不足を補填するために発行される地方債）。

さて、県は、公募型地方債をなぜ発行するのでしょうか。

まず、発行コストの低減、安定的な調達等のためです。いわゆる「公募」によって、全国の投資家から資金を集めます。コストからすると、市場での直接調達ですから、一般論としては、大型の地方債による調達の方が、銀行借入れより低コストとなると思います。もっとも、小型の地方債であれば、どうでしょうか。そのため、平成15年からは、地方公共団体単独で発行する地方債に加えて、「共同発行」が実施され、大型の発行ロットで、より全国規模での募集が可能となっています。

次に、住民の行政への参加意識の高めるためです。特に、「住民参加型市場公募」債は、その地方公共団体に住む人たちに買ってもらうことで、住民にそのお金が何に使われるかの関心を持ってもらいます。

もっとも、資金調達が最大の目的であることは確かです。県の公債残高は1兆円。山陰合同銀行の預金残高が3兆円ぐらいだったと思いますので、規模がとても大きい。到底、銀行借入れだけで賅えません。

④ ユーロ円債（仕組債）の保有状況

仕組債	額面額（百万円）	保有団体数
ユーロ円債（仕組債）	600	3
うち、為替リンク債	600	3
その他の仕組債	0	0

⑤ 運用利回り

運用利回り	団体数
0.5%以下	4
0.5%超 1.0%以下	8
1.0%超 1.5%以下	4
1.5%超 2.0%以下	6
2.0%超	0

用語解説 : ユーロ円建仕組債 とは

仕組債とは、オプションやスワップなどのデリバティブ（金融派生商品）を組み込むことで、通常の債券のキャッシュ・フローとは異なるキャッシュ・フローを持つようにした債券を言います。

仕組債のリスクの特徴は、発行体自体は高格付けのもので、「信用リスク」はとらない一方、利率・償還金額（償還形態）、早期償還の条件等で、デリバティブの対象アセットにより大きく変動するリスクをとるといえるものです。この対象アセットは、金利、為替、株式、各種指標、クレジット、コモディティ、投資信託などです。仕組債は、起債の自由度が高いユーロ市場の EMTN プログラムにより発行されることが多いです。

仕組債は、「発行体の利益+販売会社の手数料+税金=購入者の損失」というゼロサムの関係であることから、期待収支がマイナスになること、損失を被った場合の額が莫大になること、キャッシュフローが複雑で評価が難しく流動性の低いこと、との問題があるとされています。

そして、現に、含み損を抱えて問題が表面化しているケースもあります。

報道によると、

財団法人国際花と緑の博覧会記念協会は、資産運用で失敗した（14億円の含み損）ため、大阪府と大阪府が解散や出資・出金金の県への寄付の検討の勧奨・交渉を求めることを明らかにしている（2012年2月24日）

兵庫県朝来市は、2006年から2008年にかけて、市の基金の約半分、およそ61億5000万円を仕組債に投資し、12億4000万円の含み損を抱えている。

神戸市は、仕組債を165億円購入し29億7300万円の評価損を出している。（2009年7月8日）

福岡県苅田町は、仕組債をめぐる違法性の確認を求める訴えを住民が福岡地裁に起こしている（2011年2月24日）、ということです。

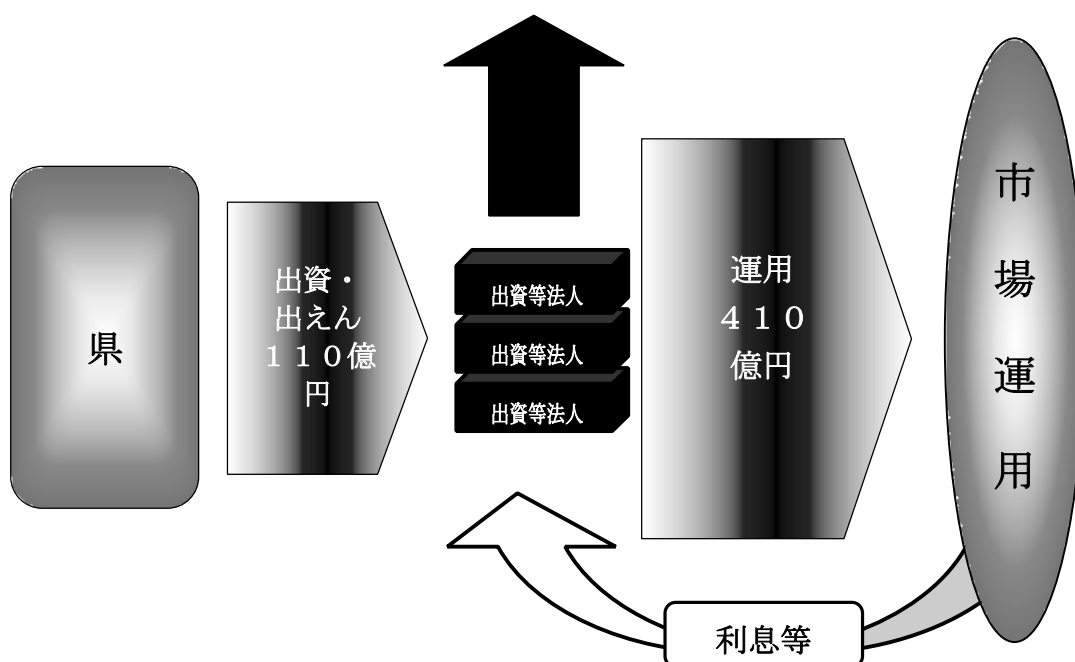
⑥ 管理体制について

管理体制	団体数
専任の運用担当者がある	3
うち、経験者	0
いない（兼任）	21
うち、経験者	6

⑧ 経験者の内訳

経験年数	団体数
1年未満	0
1年以上3年未満	0
3年以上10年未満	5
10年以上	1

**専任の運用担当者を置くのは1割ちょっと、
あとは他の業務と兼任。
運用担当者のうち投資経験者は、2割5分、
あとの7割5分は投資未経験者。
これで410億円を運用しています。**



⑨ 有価証券の評価方法

有価証券の評価方法	評価方法	団体数
全部満期保有有価証券	時価評価せず	18
一部満期保有有価証券, 一部転売目的有価証券	資本直入法	0
一部満期保有有価証券, 一部転売目的有価証券	損益で認識	0
転売目的有価証券	資本直入法	2
転売目的有価証券	損益で認識	0

用語解説 : 満期保有目的有価証券

- ケンちゃん:** どうしてタミちゃんは、有価証券投資をやっとるんかいね? 少しの金利をもらって運用す~より、ちゃんと必要な財産を買って、本業の「事業」をきちんとやらんといけんことはないかね?
- タミちゃん:** 事業をす~にも運営費が必要だけん、資金の運用に回して、その運用利益で運営費を賄うんだかね。これが財団法人のやりかただけん。アメリカでは、大金持ちが寄付をして財団というものを作って、その運用益で事業をやっちょる。これがもともとの考え方だと思うけん。
- ケンちゃん:** でも、日本では低金利だかね。定期預金金利が0.1%にもならんけん、年間1億円の運営費用がいるんなら、1000億円の資金がい~よ。
- タミちゃん:** ちょっと前は、日本でも、年に数%の運用が当たり前だったにね。だけん困っちゃうかね。
- ケンちゃん:** どげす~の。
- タミちゃん:** 高利回りの債券を買~かと思っちょう。国債なら安心だし、40年債なら、2%の金利がつくし。
- ケンちゃん:** でも、自民党政権になってインフレターゲットにするって言っちょうし、長期金利が上昇したら、国債の値段も下がらんかいね。
- タミちゃん:** う~ん、40年国債で金利が2%上昇すると・・・。計算上は、値段は何割も下落して、半分以下の値段にな~かいね。きちんと計算したことは無いけん、よくわからんかね。
- ケンちゃん:** そげん暴落したら困~だがね。
- タミちゃん:** 持ち切りだから大丈夫だわね。うちでは、有価証券を買っても「持ちきり」っちょうことで、会計上は「満期保有目的有価証券」というのにしとんよ。そうすれば、債券の値段が下がっていても、決算で損失は表に出さんでいいけんね。
- ケンちゃん:** 金利が上がって、超長期国債の2%のクーポンが低いな~、と思っても売らんかったら、いいということかいね。でも、将来の人が困~がね。
- タミちゃん:** すぐには金利は上がらんと思うし、そんな遠い将来はわからん、わからん。金利が上がるような景気の良い時代には、私はおらんおらん。ほんのちょっとの退職金もらって辞めとるわ。だけん、今、高い利息をもらった方がええわ。
- ケンちゃん:** 本にそれでいいかいね



(2) 運用状況の評価

財団法人は、寄付行為によって資金を得て、その運用利益で財団運営費用を捻出するという運営形態であるから、一般事業法と異なり、資本金に相当する**出資・出えん金**は、原則として、安定した運用に供されてきたはずである。

しかし、現在日本では低金利が続き、多くの法人で、利回りを稼ぐため、ハイリスク型の運用を行っている。具体的には、上記の通り、

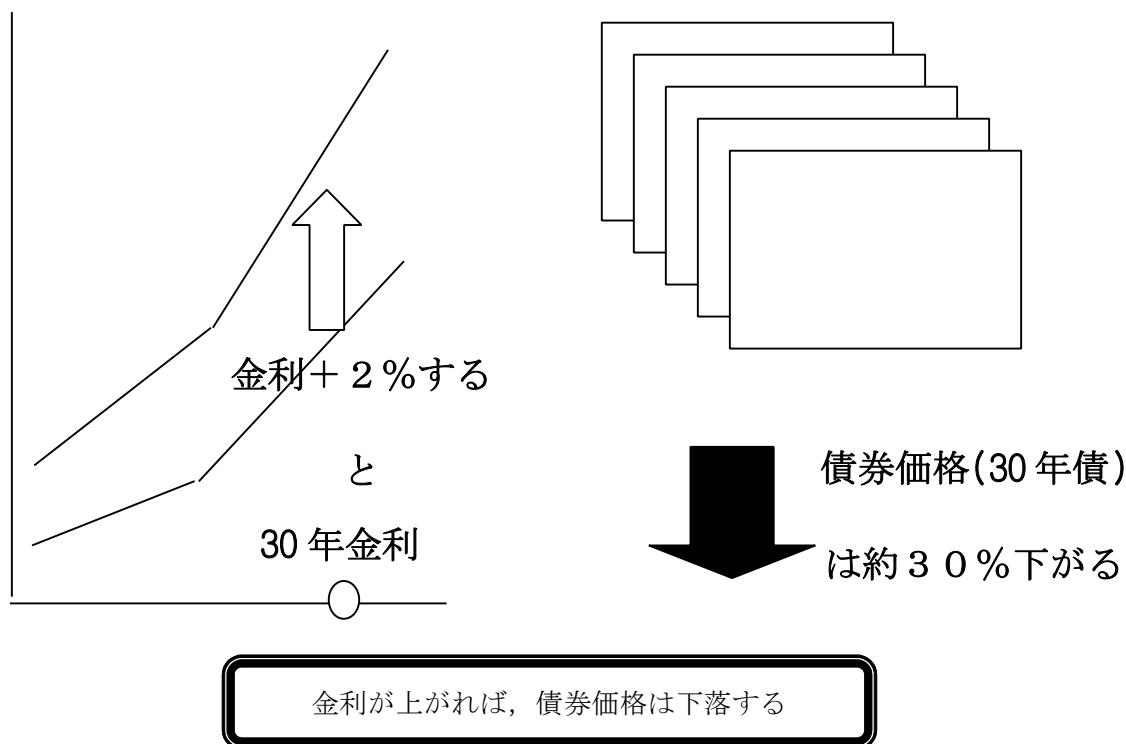
- ・ **国債**においては、金利リスクの大きな超長期国債
- ・ 事業債においては、信用リスクの大きな劣後債
- ・ **ユーロ円建仕組債**においては、為替リスクをとるFXオプション付の仕組債への投資が目だつ。結論的には、予想に反して、リスク型の運用をしていると評価できる。

① 長期金利リスクテーク型運用が非常に多いこと

残存10年以上の超長期国債が44億円ある。

残存期間が30年以上の超長期国債は、金利が2%上昇すると、価格が大幅に低下し、3割程度の含み損失が発生する。

現状、歴史的な低金利水準が続いてはいるが、経験則からは、長期金



利がいつ上昇してもおかしくない状況にあり、自民党の政権交代後の政策からするとその可能性は大きくなったように思える。

よって、客観的に、大きな金利上昇リスクをとっているといえる。

② 為替リスクテーク型の運用も一部あること

ユーロ円建仕組債が6億円ある。

ユーロ円建仕組債は、AAA格のものが多く信用リスクは小さいが、為替等の指数によって、償還時や利率が変動し、場合によっては、30年間無利息となる可能性もあることから、他の地方公共団体において訴訟になっているケースもある。仮に30年間無利息となった場合の時価は、額面の50%程度となる。

また、仕組債は、オプションを内包しており、適正な購入価格であるかの検証や為替動向等も見通しを立てるのが難しい。よって、投資管理能力が不十分な団体は、投資をすべき商品ではない。

③ 信用リスクが既の実現している銘柄があること

東電債が9億円ある。

東電債は、保有した当時は優良銘柄であったと思われるが、原発事故以後、格付けも大幅に下がり、値段も10年債で額面の7割程度まで下がっている。

よって、保有先において、経理上は評価損を計上した団体は無いが、信用リスクが現実化した例でもあり、今後の処理方法の策定と明確な方針が必要である。

【ご参考 ユーロ円建仕組債の概要】

出資等法人，一般事業法人，個人が購入する典型的な仕組債の異同について

		出資等法人の例	事業法人の例	個人の例
債券	名称と特徴	<p>F Xターン債</p> <p>ターン債 (TARN 債, target redemption note) とは, 何らかのインデックスにより, 投資家が受け取るクーポンが変動し, その合計 (累積クーポン) がある一定の水準 (ターゲットクーポン) に達したら場合に, 額面で強制償還される債券を言う。インデックスが為替の場合, F Xターン債と呼ばれる。</p>	<p>インデックス債</p> <p>一例として</p> <p>【東証REIT指数のインデックス債】</p> <p>東京証券取引所が発表する東証REIT指数をインデックスとした債券</p> <p>東証REIT指数とは, 東京証券取引所に上場するREIT全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数 (ベンチマーク) で,</p> <p>REITとは, 多くの投資家から集めた資金や銀行から借り入れた資金を用いて不動産を購入し, その不動産から得られる賃貸料収入や売却益を投資家に還元 (分配) する上場投資信託を言う。</p>	<p>E B債</p> <p>E B債 (Exchangeable bond), 「他社株転換可能債」とは, 償還日までの株価変動によって, 満期日に金銭 (償還金), または, 当該債券の発行者とは異なる会社の株式 (他社株) が交付される債券を言う。</p>
	発行体格付け	AAA	AAA・AA	AAA・AA
	期間	30年	数年	数年
	インデックス	為替	東証REIT指数	株価
	短期償還条項	有り	有り	有り
	償還	100%	変動	変動 (株式等の代替物)
	クーポン	為替により変動	固定利付き	固定利付き
	最大損失	30年間無利息	ゼロ円	ゼロ円 (株式価値)
購入者	会計方針	投資目的有価証券	売買目的有価証券	売買目的有価証券
	評価損	認識しない	認識する	認識しない
	投資家の考え方	<p>30年間無利息になっても, 財務会計上, 損失を計上する必要はない。よって, 当面は, 高利息が受け取れるから, ノーリスク・ハイリターン商品である。</p>	<p>法人投資家の場合 償還が元本割れになれば, 財務会計上, 損失が認識される。しかし, その可能性は低いから, 経営者の責任で, 投資する。</p>	<p>個人投資家の場合 株式で償還されても, 売却しなければ損失は認識しない。よって, 当面は, 高利息が受け取れるし, 株価で, 償還されたら, 株価が回復するまで, 長期保有 (塩漬け) すればよい。</p>

注： 投資家の考え方等は，一般的なものとして抽象化したイメージである。

④ リスク型運用を許容するリスク管理能力が乏しいこと

まず、各団体とも、有価証券に内在するリスクのうち、「信用リスク」については、運用規則においての規定もあり、運用者も比較的高い見識を有しており、リスク管理能力はあると評価できる。

もっとも、信用リスク以外のリスク、投資の基本的知識については、規定上も担当者の見識としても、あまり意識されておらず、リスク管理能力があるとは評価できない団体がある。

例えば、「格付け」は、信用リスク評価には有効であるが、元本償還に計算式が存する場合、100%償還が確保されるものではない。しかし、一部に、AAAであれば安全であると妄信しているとの印象を受けた団体がある。

また、22団体中、保有有価証券の金利感応度をきちんと計算できた団体は、7団体にとどまった。金利感応度は、長期債を保有する場合に、金利が1%上昇すれば、含み損がどれだけでるか、(国債の値段が下がった場合、保有国債を売却するかどうかの判断をきちんと行えるかどうか、ということ)というもっとも基本的なものである。

よって、リスク管理能力については、信用リスク以外のリスク管理については、おしなべて脆弱であるとの印象が強い。

⑤ 管理会計と財務会計の峻別がなされていないこと

団体からは、満期保有目的有価証券であれば、時価が大幅に下がっても、評価損を認識しないから経営への影響も無いという趣旨の発言が多く見られた。

確かに、財務会計上、満期保有目的有価証券は、将来、元本が100%で返ってくる限り、途中の評価がどうであれ、財務会計上は時価で評価する必要がない。

しかし、団体の財務会計では損益を反映させる必要がなくても、投資管理といった意味では、損益の把握が必要である。更に、一定額以上の減損が発生した場合、事実上、「多額の含み損」として問題が顕在化する。

例えば、ユーロ円建仕組債でAAA格の発行体のFXターン債で、償還が確実でも30年間無利息となった債券となれば、時価評価は額面の半額以下である。そうすると、財務会計上は、損失が認識されていなくても、管理会計上は、損失として認識されてしかるべきである。

また、管理会計と財務会計を峻別する意識が無いため、財務会計上の損失が出なければ、評価損、含み損には無頓着であるという状態に

なっている。即ち、有価証券の時価評価が帳簿価額の 50%を超えて下落しない限りは、評価損益上、損失が顕在しないから、投資失敗の責任を追及されることが無いのである。

そのため、安易な超長期国債やユーロ円建仕組債の購入がなされてしまう懸念がある。

よって、団体の財務会計の方針に関わらず、投資管理の観点から、管理会計上の損益を、時価ベースで把握すべきである。

⑥ 平成 20 年度の包括外部監査の指摘事項への対応不足

平成 20 年度の包括外部監査の指摘事項において、大変含意がある指摘が既になされている。

1-3

(4) ……資産と負債の総合的管理について……単年度では利息がそれほどは感じられなくても経年の累計額は多額になることから、その問題性に気づく。……また、金利が高くなったときには、より大きな問題となる。

【なぜなら】金利変動は読みきれるものではなく、いざ、金利が高くなったと
いってから運用資産と負債の総合的管理の検討を始めても適切に対処できない。したがって、金利変動に対応して、そのときそのときの最適の行動ができるように、今から検討すべきである。

すなわち、平成 21 年当時、金利上昇による債券暴落の危険性と事前対応の必要性の警鐘が発せられた。

しかし、関係団体等の運用状況を見ると、超長期国債をむしろ増やしており、経済環境的にはむしろ金利リスクが大きくなっているにもかかわらず、金利リスク等のリスクを大きくとった運用がなされている。

そうすると、平成 20 年度包括外部監査の警鐘が反映されておらず、違法とまではいえないが不適切な状態であるといえる。

2 預金運用（平成 24 年度末 百万円）

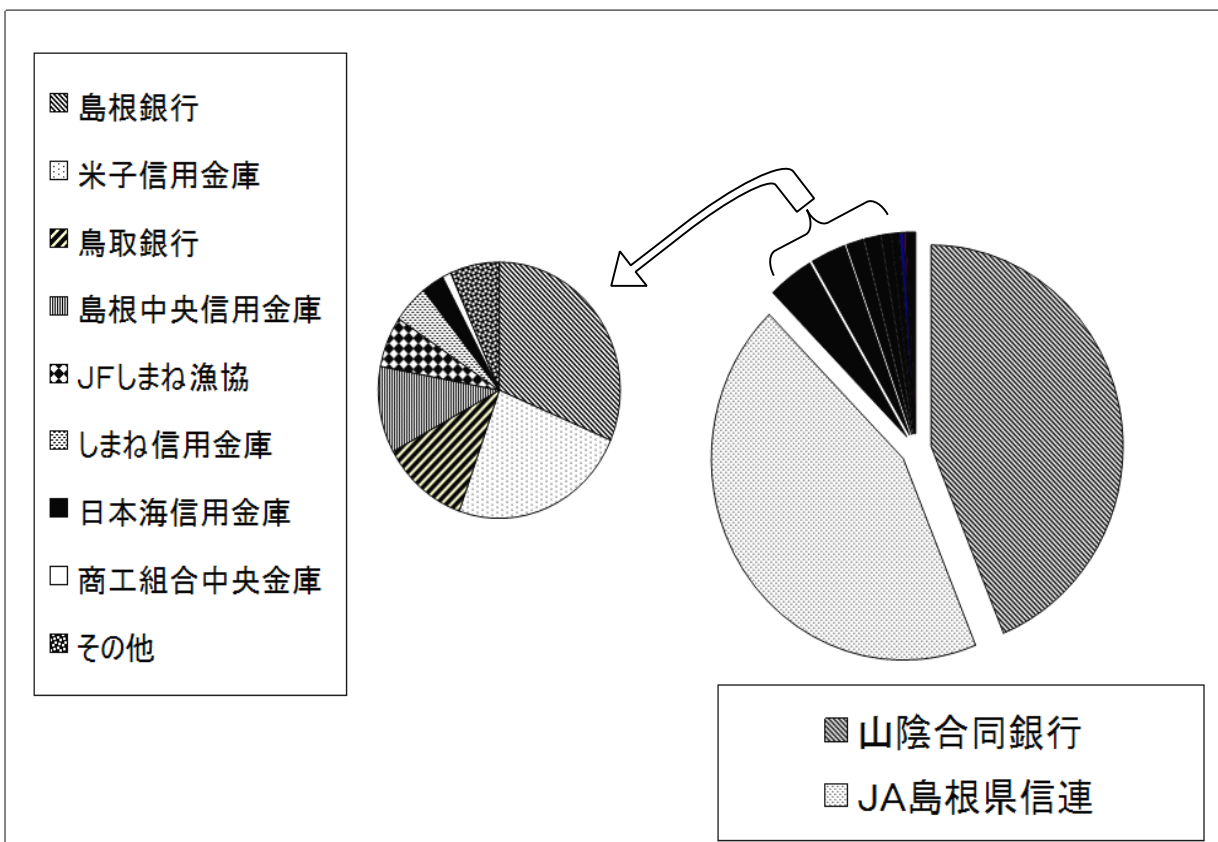
- (1) 監査対象とした団体のうち、出資等法人 22 団体が行っている預金運用実態の全体数字は、下記の通りである。（平成 24 年 3 月末時点 百万円）

① 合計

合計
18,549

② 預金先トップ10

分散先金融機関	金額（百万円）
山陰合同銀行	8,133
J A島根県信連	8,132
島根銀行	717
米子信用金庫	548
鳥取銀行	267
島根中央信用金庫	249
J Fしまね漁協	147
しまね信用金庫	110
日本海信用金庫	69
ゆうちょ銀行	22



③ 単一の金融機関に資金を集中させている団体

	保有団体数
10億円超	2
1億円超10億円以下	12
5千万円超1億円以下	7
1千万円超5千万円以下	12

④ 単一の金融機関に1億円以上の資金を集中させている団体

団体名	預金先	金額（百万円）
財団法人くにびきメッセ	山陰合同銀行	182
財団法人しまね海洋館	山陰合同銀行	285
公益財団法人しまね国際センター	島根中央信用金庫	130
公益財団法人しまね産業振興財団	山陰合同銀行	516
	島根銀行	340
	鳥取銀行	225
公益財団法人しまね農業振興公社	J A島根県信連	549
公益財団法人しまね文化振興財団	山陰合同銀行	814
	山陰合同銀行	167
公益財団法人ふるさと島根定住財団	山陰合同銀行	169
島根県漁業信用基金協会	J Fしまね漁業協同組合	146
島根県住宅供給公社	米子信用金庫	350
	山陰合同銀行	272
島根県信用保証協会	山陰合同銀行	3,503
	山陰合同銀行	426
	島根銀行	103
公益社団法人島根県畜産振興協会	J A島根県信連	101
島根県農業信用基金協会	J A島根県信連	6,060
社団法人島根県林業公社	山陰合同銀行	611
	山陰合同銀行	161

⑤ ペイオフに対する規定を策定している団体

指針の策定	団体数
策定している	3
策定していない	19

⑤ ペイオフに対する具体的対応

	団体数
預金分散	5
借入金との相殺	3
経営状況のチェック	3
その他の対応	1
何もしていない	10

(2) 預金運用状況の評価

① 特定の金融機関への集約度が高い

島根県下では、預金する金融機関数が限られている。

それもあり、1金融機関に1000万円を超える預金をしている団体は22団体中19団体、約163億円に上る等、非常に集約度が高い。

用語解説 : ペイオフ とは

ペイオフとは、元来、「金融機関が破綻した場合に、預金保険機構が、預金保険金の給付として、預金保険法により保護される預金者の預金債権を、預金者に直接支払いを行うこと」を言います。転じて、銀行破綻時の預金保護対策を言います。

具体的には、預金保険法では、「1金融機関につき、1預金者あたり元本1,000万円までとその利息の預金債権」が保護の対象となっているのですが、「決済制度の信用維持を図る」という目的で、「(1)無利息 (2)要求払い (3)決済サービスの提供という3要件」を満たす当座預金、決済用普通預金などは「決済用預金」とされ、全額が保護されます。

この点について、注意すべきは、「利子のつく普通預金」は、ペイオフ対象となり、全額は保護されません。この点、いくつかの出資等法人では、きちんと理解されていませんでした。

さて、預金保険法による保護は、銀行法による銀行（信託銀行を含む）、長期信用銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、全国信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会の日本国内本支店に開設された「日本円預金債権」に限られ、外貨預金、投資信託などは、保険の対象外です。

さらに、日本国内に本店を有しない外国銀行の支店や日本国内に本店のある金融機関の海外支店も預金保険の対象外です。

なお、農業協同組合や漁業協同組合については別の制度である「農水産業協同組合貯金保険制度」で保護されます。このような所謂「系統金融機関」では、上部団体が経営指導にあたるので安全という人があります。しかし、上部団体が、法的に預金を保証してくれているわけではありません。ですから、悪戯に妄信するのではなく、きちんと預金を預ける金融機関の経営状況の把握が必要です。

② ペイオフ対策が進展していない

概して、**ペイオフ**に対して関心があるとはしながら、具体的な対策が取られていない。

中には、ペイオフに対する基本的な知識や及びアクションについて不十分な団体もあり、対策が非常に脆弱といわざるを得ない。

出資等法人の預金は約170億円あります。
しかし、ペイオフ**対策をしていないところが、**
22団体のうち13団体。
特定の金融機関に、保護されない預金として
何億円もおいている団体が複数あります。



【3】 指摘事項

1 出資等法人の預金運用に関する県の監督について

県は、出資等法人のペイオフ対策については、平成14年に対策を指導した以降は特段の指導を行っておらず、当該団体の自主判断に任せ、ペイオフ対策の明文化である「ペイオフ規定」の策定やペイオフ対策の実施については特に指導していなかった。

しかし、中小の金融機関の経営環境が依然磐石ではない一方、出資等法人の中には、ペイオフは既に過去の遺物として忘れ去られた概念であると表明するところもあり、また、ペイオフの基本的理解が不十分だったりするところもあり、ペイオフ規定を持たず、またペイオフに対する意識が極めて希薄である団体が多数存在する実態に鑑み、適正手続きの観点から、少なくとも明文の内部規定が必要である。

よって、出資等法人がペイオフ金額を超えて預金運用を行う場合、ペイオフ規定を策定しておらず、有効なペイオフ対策を講じていない場合は、県は当該団体に対して、有効なペイオフ対策がなされるよう、ペイオフ対策規定の策定を指導すべきである。

【4】 意見

1 出資等法人の有価証券運用に関する県の監督について

県は、出資等法人の有価証券運用については、関係団体を独立運営させるとの県の基本方針のもと、当該団体の独立性・自主性を尊重し、抽象的に「安全な運用」との制限は課すものの、具体的なリスク許容範囲については当該団体の自主判断に任せ、その明文化である「運用規定」の策定については特に指導していなかった。

また、出資等法人が保有する金融商品は、多様化・複雑化しており、個々のリスクの評価を行うことは非常に難しく、更に、当該団体のリスクの許容範囲は、当該団体の管理能力と財務体質から相対的に決せられべきであるから、県がその運用の可否自体を指導することは困難である。

しかし、下記で述べるとおり、出資等法人では、昨今の低金利下で高収益を上げようと、超長期国債、劣後債、ユーロ円建仕組債等、ハイリ

スク型の運用を伸ばしているところもある。更に、運用の管理においても、未経験者が兼務の状況で運用を行っているところも多く、金融市場で急激な変化が発生した場合、適切な対応がとれるか疑問がある。

よって、県は、出資等法人の有価証券運用について、まず適正手続きの観点から、適切な運用規程を自主的に策定するよう指導することが望ましい。

その運用規程における有価証券運用の内容については、当該団体の管理能力や財務体質から、どのような有価証券、どのような期間、どのような内包リスクまで許容できるかについて規定し、当該団体が過度なリスクをとらないような内容とすることが望ましい。

また、県は出資等法人が策定した運用規程について、その内容が適切なものであるか評価する基準を作るよう検討することが望ましい。

(1) 出資等法人の有価証券運用の特徴

① 金利リスクテーク型運用が非常に多いこと

出資等法人の運用有価証券のうち、残存10年以上の超長期国債が、44億円ある。

この点について、残存期間が30年以上の超長期国債は、金利が2%上昇すると、価格が大幅に低下し3割程度の含み損失が発生すると簡易計算されることから、インフレ時代が到来し、長期金利が数%の水準となれば、出資等法人の運用資産は、大きく含み損を抱えることになる。

確かに、現状、歴史的な低金利水準が続いており、また、最近でも、日本銀行総裁候補者の発言から、日銀の国債購入を見越して国債が買われ、国債価格が短期的に上昇（金利は低下）している。

しかし、政府がインフレターゲットを設定しても長期金利が低いという逆イールドカーブを意味するが、経験則からは、長期金利>短期金利であり、長期金利がいつ上昇してもおかしくない状況であると考えられる。

よって、出資等法人は、非常に大きな金利上昇リスクをとっているといえる。

② 多様なリスク型運用を許容するリスク管理能力が乏しいこと

出資等法人はいずれも、有価証券に内在するリスクのうち、「信用リ

スク」については高い意識を有しており、その点に限れば高いリスク管理能力はあると評価できる。

もつとも、信用リスク以外のリスク、例えば、上記の金利リスク、為替リスク等、投資の基本的知識・概念について、あまり意識されていない。更に、金利変動が変動した場合に、自己保有の有価証券の価格がどれぐらい変動するかも問うたが、きちんと計算出来た団体は極めて少なかった。

よって、信用リスク以外のリスク管理能力については、おしなべて脆弱であると言える。

③ 多くの出資等法人で、時価が下がっても損失が認識されないこと

出資等法人の多くは、投資した有価証券を満期保有目的有価証券として会計処理し、仮に時価が大幅に下がっても、評価損を認識しない。

そのため、財務会計上、損失が表面化しないから、経営への影響も無いので大丈夫であるとの趣旨の発言が多く見られた。

しかし、まず、有価証券の時価が著しく取得原価を下回った場合、回復の可能性が無いと判断されると、強制評価減により、財務会計上も、「損失」を計上する必要がある、一気に問題が顕在化する。団体でも事業債を保有しており、中には東電債を保有しているところもある。そうすると、この危機は現にあった、というべきである。

また、ユーロ円建仕組債等、うまくいけば高利回りで短期間で100%償還となるが、悪くいけば無利息で30年間の投資に固定される債券（時価が大きく投資元本を下回るケース）であっても、出資等法人が、財務会計上、時価評価で元本割れとなってもその損失を認識する必要性がなければ、リスク評価が適切になされずに、安易に買われてしまうということになり易い。

(2) 有価証券運用規定の内容における評価基準について

県が出資等法人の策定した運用規程を評価する基準については、金融庁や金融機関の運用を参考にすべきであるが、私見的に、参考に簡単に掲載する。

① 基本的コンセプト

リスクマネジメントの一環であるから、原則とおおり、

(A) リスクの把握・特定

- (B) 把握・特定したリスクの発生確率と損害額の計算
- (C) 予想損失＝発生頻度×損害額の計算とリスク種類に応じた対策
- (D) 仮にリスクが実際に発生した際の損害額を最小限に抑える一連のプロセスの策定

を検討するのが望ましい。

このリスクマネジメントの一般論を、まず有価証券運用にあてはめること、次に個別の団体の財務体質、投資熟練度、危機対応能力等により、評価すればよいと考える。

② リスクの把握・特定について

出資等法人においては、信用リスクについては理解が進んでる。しかし、リスクには、信用リスク以外にも多種多様なものがあり、有価証券運用においては、それらを内包している。

- (A) 信用リスク・・・有価証券の「発行体等の信用度」の変動により、有価証券価格が変動するリスク
- (B) 金利リスク・・・「金利」の変動により、有価証券価格が変動するリスク
- (C) 為替リスク・・・「外国為替相場」の変動により、円ベースの有価証券価格が変動するリスク
- (D) 価格変動リスク・・・関連する指数がある場合、その値動きの有価証券価格が変動するリスク。例えば、ユーロ円建仕組債で、償還価額が、特定の株式、日経平均、東証REIT指数等にリンクしている場合等。
- (E) 期限前償還リスク・・・当初の償還期日より前に償還されるリスク
- (F) 流動性リスク・・・有価証券を現金化する際に、換金出来ない、また、換金出来ても不利な条件でしか換金できないリスク
- (G) カントリーリスク・・・発行体の所属する国の事情や出来事により市場などが混乱して償還されなくリスク

この他にも、多種あるが、少なくとも(A)から(D)は、規定にもりこんだ上で、当該団体の投資経験、投資習熟度、危機対応能力、業務との関連性から、いずれのリスクをとることを許容するか明示することが望ましい。

③ 把握・特定したリスクの発生確率と損害額の計算

次に、特定されたリスクについて損失の発生リスクを計算する。

信用リスクは、格付けによりある程度の倒産確率が想定されており、倒産時の損失の一般的値も調査しうる。

金利リスク・為替リスク・価格変動リスクも、市場においてボラティリティー（変動率）が公表されているか、過去のデータから、比較的簡単な計算で算出しうるものが多い。

④ 予想損失＝発生頻度×損害額の計算

③のボラティリティーは、結局は、変動の標準偏差である。

この場合、正規分布を想定し、1標準偏差があれば68%、2標準偏差であれば95%、3標準偏差であれば99%の確率で、その中に納まる。

即ち、1標準偏差ぐらゐの変動は3回に1回はあるということ。2標準偏差ぐらゐの大きな変動になると20回に1回あるということ。

そして、予想損失は、その時の計算上の損失である。

例えば、為替が2標準偏差以上動いた場合に、有価証券がゼロ円で償還されるリスクを持つユーロ円建仕組債であれば、予想損失は、10割×(1-95%)で5%。

⑤ リスク種類に応じた対策

④により計算した予想損失をもとに、保有団体がその損失に耐えうるか。本来は、逆に、その団体が耐えうる最大損失を想定し、その範囲内でしか、有価証券投資をしない、というのが管理手法である。

例えば、毎年の利益が何億円もあり、内部留保も何十億円あるなら、④のユーロ円建仕組債を10億円買っても、予想損失は、許容範囲といえ、問題が無いだろう。

一方、同じ債券10億円でも、内部留保もなく、年間利益が数百万円の団体であれば、リスクの許容範囲を超えているということなろう。

また、外国のことを全く知らず、為替の見通しももたない団体であれば、為替リスクに対する感性が乏しいから、リスク許容度は下げるべきである。

また、市場変動によりリスクが増大し、損失発生の確率が上がった場合に、すぐに対応できる団体は、リスク許容度は高くしてよいが、そうでない団体は、許容度を低くすべきである。

2 下記理由にて、県は、出資等法人の資金の活用を検討することが望ましい。

(1) 出資等法人の寄付は、法的にも制度的にも可能であること

出資・出えん金の県への寄付の検討の勧奨・交渉は、県に法律的な権原・強制力はないが、出資等法人の独自の判断があれば、寄付金等の形態で、県への出資・出えん金相当額の県への寄付の検討の勧奨・交渉が可能である。

現に過去、環境保健公社が出資・出えん金を県への寄付金として返上している実績がある。また、しまね海洋館については、内部留保金の寄付を行った実績がある。

(2) 県は、将来の資金不足に備える必要があること

県は、将来、資金不足となる可能性が高い。

即ち、県への地方交付税交付金は、年4回に分けて交付されるため、一時的に資金不足が生じていたが、近年は、「基金の繰替運用」により対応してきた。

この「基金の繰替運用」は、県が基金として積立てている資金を、条例によって一定の要件を定めた上で、短期的に一般会計等に繰替えて利用する制度であり、コスト負担をして外部から資金調達するのではなく、内部の資金を有効に利用する方法であるから、効率的な資金運用だといえ、繰替運用額は約903億円に上っていた（平成25年1月31日現在）。

しかし、基金は、平成25年1月末日時点で993億円に上るが、今後、この基金は減少する。

そうすると、繰替え運用可能額が減少し、県は、外部からの短期借入を行なわざるを得ない状況となる。

一方、今回対象となった出資等法人22団体は、有価証券と預金を含めて、約578億円の運用をしている。

この資金が利用できたら、県の資金繰りは心配なくなる。

(3) 県の指針に反しないこと

県は、平成12年2月の「外郭団体見直し」において、統廃合を進めると同時に、残存する団体には独立独歩の方針を作成した。

そうすると、県が、一度出資・出捐した資金を事実上回収すると、この指針に反するようにも思える。

しかし、この運用資金の活用は、寄付を促す場合には、余剰資金の範囲内を前提とし、関係法人等を含む**キャッシュ・マネジメント**体制の導入ないし共同運用機関・特金等を利用した投資システムの導入の場合は、あくまで、団体が自主的に運用の方針を決定するものであり、法人格の財務の独立性を妨げるものではない。

(4) 出資等法人が、低金利下で運用収益を上げようと、管理能力以上のリスクをとっている場合もあること

関係法人のほとんどは、有価証券を満期保有有価証券として扱っており、財務会計上は、有価証券の時価が下がっても、その損失が財務諸表上顕在化せず、経営上の影響は無い。即ち、直利の高い超長期**国債**や**ユーロ円建仕組債**は、仮に金利が上昇したりインデックスが不利に動いて、債券価格が暴落しても、信用リスクは問題にならないから、強制評価減の対象にもならず、財務諸表上は、その損失が顕在化しないから、安心して買えるという判断がある。

しかし、長期的に不利な債券運用をする結果となれば、将来にツケをまわすことになりかねない。

よって、出資等法人単独に運用を任せていると、将来に禍根を残す運用となる懸念がある。

(5) 出資等法人は、ペイオフ対応に関心が低いこと

出資等法人には、ペイオフの基本的理解が不十分だったり、運用収益確保をするため、ペイオフ対策を非常に脆弱な状況にしている団体がある。

(6) 資産運用の必要性が消滅・減少している場合があること

関係法人等においては、その団体毎に収益構造、資産・負債構造から異なり、資産運用の必要性・有効性が異なり、また、経年変化により、その必要性が消滅していると思われる団体がある。

(7) 出資等法人の管理評価が不明確になっていること

出資等法人において、県の一般会計からの支出された**出資・出えん金**は、「県全体」として見れば、公債費用に見合う「資金調達コスト」が発生しているはずである。

しかし、関係法人において出資・出えん金見合いのコストが認識されていないため、たまたま出資・出えん金額が大きく設定された関係法人ほど、運用収入が多額となり、財務状況が一見したところ良いように、即ち、政策のコストが小さいように見え、県から良い評価を受けてしまうという問題がある。

したがって、県の出資・出えん金による運用益を切り離さないと、関係法人等の経営評価が適切に行なえない。

法的制約は無い

県はお金が足らなくなる

運用リスク回避・ペイオフ対応

運用の必要性の消滅

適切な評価



用語解説 : 出資等法人 とは

出資等法人とは、県や他の機関が、出資・出えんして設立された法人です。法人の多くは財団法人です。第三セクターは株式会社ですが、それらを除き、県の作る法人は、営利目的ではないからです。

さて、県は、財団法人に対して、「寄付行為」による出えんを行います。

寄付行為とは、出したお金の使い道や事業内容を決めるもので、株式会社での定款作成と同じですが、株式会社と決定的に違うことが2点あります。

まず、株式会社では、株式を持っていれば、株主総会の議決権行使という形で会社の意思決定に参加できます。しかし、財団法人の寄付行為は、いくら多額の出えんをしても、定款で定められた範囲の運営は、評議会等で別に選ばれた評議員が行います。すなわち、寄付行為で最初の方向付けをした以上、その後は直接は意思決定に参加できないということです。

次に、株式会社では、株式は受益権、議決権という権利ですから経済的価値があり、上場企業では市場で売買され、そうでなければ相対で売買されます。しかし、寄付行為は一方的な行為であり、それ自体に経済的価値をつけることはできません。

すなわち、県は、一度出えんすれば、出えんしたこと自体では、最初の方向付け以外には、団体を直接コントロールできないということです。ですから、いくら出えん金の比率が高いからと言って、県が出資等法人の意思決定を直接左右することはできません。あくまで財団の意思決定機関、評議会とか理事会ですが、その判断になります。

もっとも、県が作った財団は、県の行政の一端を担う目的で設立されています。実際に事業に供している資金なら別ですが、出資・出えん金はもともとは県民の税金です。

3 出資・出えん金の活用方法につき、下記を検討することが望ましい。

(1) 寄付の依頼・交渉

県は、各関係団体の資産運用状況と財務状況を個別に検討し、寄付の依頼が可能かをチェックし、可能であれば、「寄付」を求めることが望ましい。

用語解説：他県動向 出資等法人への寄付の依頼

他県の検討状況

- H22 山口県 包括外部監査報告書 「出資金の管理」 P.172-
 - ・ 管理対象として選定した出資金（16件）について個別に検討
 - ・ 複数の団体への出資について、その目的は公益性にあり、また、事業内容が出資目的に適合しているが、出資金が効率的に運用されているとは言えないとの評価から、改善案として、「県は、当該出資法人に対して、出資金相当額の寄付を求める等の検討」、「支援手段を出資金から補助金に切り替える等の検討」などの手段を提示している。
 - ・ 県への返還 - 当該出資法人に対して、出資金相当額の寄付を求める、支援手段を出資金から補助金に切り替える
- H20 倉敷市 包括外部監査報告書 「出資金の県への返還について」 P.157
 - ・ 各団体ごとに出資金の法的性質による県への寄付の検討の勧奨・交渉の可否を記載
 - ・ 株式会社については、理論的には売却可能であるが設立に関わっており事実上処分困難
 - ・ 財団法人への出資等については、寄付行為であるから県への返還はできず、それが清算された場合に残余財産が得られる可能性があるのみである。
- H22 大田区 包括外部監査報告書 「出資による権利について」 P.107
 - ・ 出資金について、「寄付行為」ないし「定款」により法人解散時の「残余財産分配権」が大田区に確保されていることを確認
- H23 長野県 包括外部監査報告書 P.26
 - ・ 「県は、出資金の使途目的と成果を検証して、効果の低い出資金については、団体からの県への寄付の検討の勧奨・交渉を検討することが必要である」との意見
 - ・ 長野県道路公社 P.46
 - 「④県出資金の県への返還計画の策定について（意見）」にて、「抽象的な要求ではなく、具体的な回収額の目標値を設定した上で、当公社の経営成績に対する中期目標や年度目標を設定し、毎年度、実績をモニタリング」し、「モニタリングの状況を県民に開示することが望まれる」とする。
- H22年11月 「豊中市出資法人等見直し指針」 P20
 - ・ 「「出資金」については、団体の設立目的や経営状況を勘案した上で、可能である場合は必要最低限の額を基準に引き下げを求め、相当分の額について市への寄附を要請することとします」
- 北海道 「関与団体見直し計画案」
 - ・ 出資金等の「返戻を要請」
 - ・ 法的根拠のある請求権ではなく、あくまで協議により、出資等法人が自発的に「返戻」することを期待する。
- 大阪府 知事の主張（橋下知事（当時）のメッセージ）「公益法人の出資金をめぐる問題について」
 - ・ 出資金を「法的には、県への返還するかどうかは法人サイドの判断に委ねられている」
 - ・ 出資金が「行政へきちんと県への寄付の検討の勧奨・交渉される」「ことを担保する新たな仕組みが必要」である。「法改正も視野に入れた制度改正をしていただきたい」

(2) 出資等法人を含むキャッシュ・マネジメント体制の構築

① 概要

出資等法人から、直接県への資金の還流が困難の場合、県が、出資等法人の資金需要に合わせて機動的に県債等を発行し、資金を吸収する体制、即ち、出資等法人を含めた島根県グループ全体の「**キャッシュ・マネジメント**」の構築を、資金活用の一方法として検討し、結果として、県の資金の効率化・高度化・スリム化を推進することが望ましい。

これは、関係法人等の法人格は独立性を維持しながら、財務については県で一括管理するという方法である。例えば、民間では、子会社は業務に特化させながら、財務オペレーションや**資金繰り**業務については、本社の財務部門や金融子会社などに一元化（包括的・連結キャッシュ・マネジメント）を行ない、グループ全体としての効率的経営を実践するような場合である。

② 過去の指摘等との整合性

なお、過去の包括外部監査において、出資等法人が、無コストの県の**出資・出えん**資金を原資に県債を購入することは、県からの隠れた補助金に当たり、相当でないとの指摘があった。そして、平成20年度の包括外部監査においては、運用債券のより柔軟な対応が提案されている。

この点について、まず、県と出資等法人の相対的な関係のみで考えると、県が無コストで出資・出えん金を提供し、出資等法人が、県債を購入して利息を受け取るものであり、実質的に、利息分の補助金と評価することが可能なは明白である。

しかし、県が無コスト資金を提供している以上、どんな預金・有価証券・投資で運用するのであっても、利息・収益部分は、実質的には、県からの補助金ともいえる。更に、この仕組み自体は、財団法人の根幹である、出資・出えんされた資金を運用し、その運用益で、団体の運営資金を賄うという構造そのものを言い換えただけである。

よって、過去の包括外部監査の指摘の根幹は、出資・出えん金の投資と言う「両建て方式」の補助金的性格を言い当てたものであって、県債への投資を禁止する意図があるとは考え難い。

むしろ、平成20年度の包括外部監査にあるとおり、県の出資等法人にとって県債は、信用リスクの無い商品であるから、また、財団法人の基本財産を運用するとの経営構造にかんがみ、むしろ積極的に、島根県

債への投資を拡充すべきである。

③ 出資等法人の島根県債への投資スタンスは次の通りである。

(A) 期間5年程度の島根県債（金利水準は1.0%程度）の購入可能な団体

購入できる	出来ない
16	6

(B) 短期1年未満の島根県債（金利水準は0.2%程度）の購入可能な団体

購入できる	出来ない
13	9

④ 具体的手法としては、下記のとおりである。

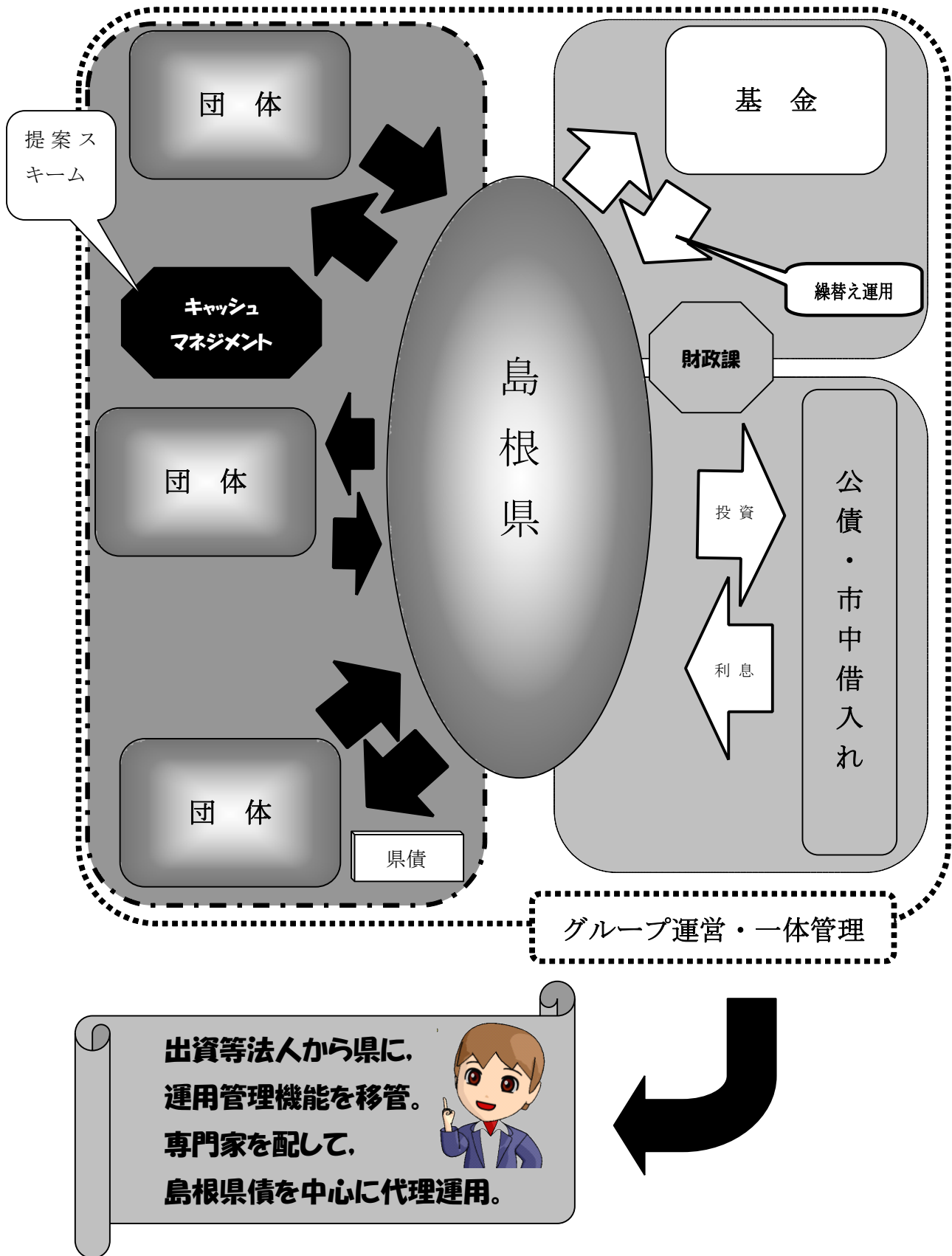
(A) 県は、まず、どのタイミングで資金繰りに注意すればよいかを把握し、「一時借入金」の手当、支払の繰延、余剰資金の運用その他キャッシュフローマネジメントに必要な手段を講じ、資金需要に応じた機動的な資金調達の準備を行うべきである。

(B) 県は、資金繰り（キャッシュ・マネジメント）と、出資等法人の資金運用の県の資金調達の満期日をマッチングさせつつ、出資等法人に、機動的に有価証券を発行する。

この点、県は、中・長期にわたる安定的な民間資金確保、市場原理に基づく資金調達のため、平成18年度から、公募債による資金調達を開始し、5年債、10年債を発行している。

しかし、公募債は、適時に発行できず、期限も制約的である。そこで、随時発行で期間を自由に設定できる私募プログラム等も並行して活用する。

【県を中核とするキャッシュ・マネジメントの概念図】



用語解説 : キャッシュ・マネジメントとは

「キャッシュ・マネジメント」とは、確定された概念ではありません。まだ私的な提案のレベルの概念だと思います。

基礎となる考え方は「資金繰り管理」です。これはお馴染みでしょう。そして、重要なのは、県が単体ではなく、「グループ」で行うこと。即ち、県の行政ユニット（県の一般会計、特別会計、各種の基金、出資等法人）を横断的に包括して、包括的・合同的なキャッシュ・マネジメントを行うことです。

具体的には、県の一般会計、特別会計、各種の基金、出資等法人を俯瞰して、政策目的の達成に直接には使われていない資金や有価証券や預金で運用されている金融資産を、バラバラに運用することをやめて、「財務的な管理」を「一本化・効率化」することです。

本来は、出資・出えんによる資金が運用に回されている両建て構造を止めて、いったん県に返還することが、出資・出えん金等の返還ないし寄付です。そうすると、県が使えるネットのキャッシュ・フローが増加します。これが一番単純でよい。

しかし、出資等法人が一度受け取った資金を、県に寄付したりするのは抵抗が強いようですし、全額はどうしても無理だと思われる。

もっとも、出資等法人も運用に困っている（大きなリスクをとっている）のも事実です。

であれば、県が包括的・合同的な「キャッシュ・マネジメント」を推進して「島根県グループ」としての財務的一体性を実現しつつ、出資等法人の運用原資はそのままに、運用を県が一括して行い、運用先を島根県債・島根県への貸付金とする、というのはどうでしょうか。

超長期の国債・公債運用から、県がMTNプログラムを利用して機動的に、出資等法人に県債を引き受けてもらう、預金運用から、県への預託金へ切り替えてもらう、その必要がなければ、運用知識のある運用チームで資金運用する。

民間の企業グループでは、子会社の財務オペレーションや資金繰り管理などは、本社の財務部門や専門の金融子会社などに一元化しているところもあります。それと同じです。



用語解説 : ストック・マネジメントとは

「ストック・マネジメント」もまだ確定された概念ではありません。

基礎となる考え方は、「県の固定資産の情報」について、客観的な財務データや指標を集積し一元管理し、明確に評価を行うことです。

どこの県でも同じ状況だと思いますが、県では、公共事業費の削減が続く一方で、高度成長期以降に整備されてきた公共インフラの大量更新時期を迎えています。

ですから、県にとっては、公共施設の更新・維持管理、需給とのマッチングを効率的に行うことが喫緊の課題になっています。

しかし、県の所有不動産の基本情報は、公有財産台帳で管理するにとどまり、購入金額等が入った「固定資産台帳」は作成されていませんし、ましてや、統括的な施設情報は作成されていないとのこと。

そこで必要になるのが、ストック・マネジメントを基礎とした考え方。即ち、公共財産のデータ、ストックのデータを、投資金額も含めて総合的に集積・一元化し、評価していこうという考え方です。

(3) 出資等法人による共同運用体制構築の斡旋導入

① 概要

出資等法人から、直接県への資金の還流が困難の場合、かつ、県が、出資等法人の資金需要に合わせて機動的に県債等を発行したりする機能を持つことが技術上困難な場合、県が中核となって、出資等法人が共同で、運用代理人等に対し、県債を中心に運用する金銭信託を行うとの体制構築の斡旋を行うことが望ましい。

これは、県と出資等法人グループ全体の「**キャッシュ・マネジメント**」の「外注化」である。

② 具体的手法

まず、出資等法人が共同して、信託銀行等に金銭を信託し、運用機関（アセットマネジメント会社等）に対して資金運用を依頼するものである。

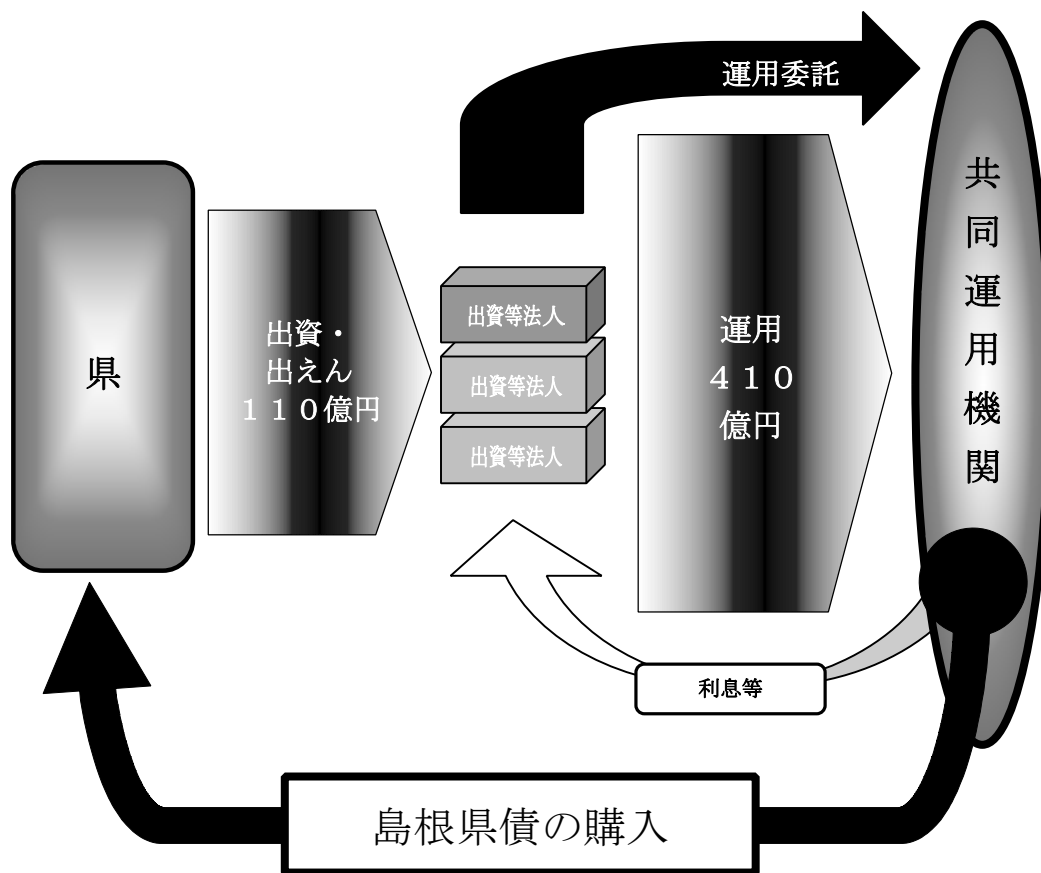
その際、運用機関に対しては、県の資金ニーズと出資等法人の運用ニーズを最大限マッチングさせ、首位的には島根県債での運用を行い、補完的に他の商品で運用することとの契約をする。

一番単純には、共同運用機関に対して、例えば、「県の発行する有価証券等」、即ち島根県債を中心に運用するという条件を付した上で、特金を設定してもらい、出資等法人に、運用先を当該特金に集中してもらうという方法である。


③ 評価

このスキームは、キャッシュ・マネジメントの外注化であり、費用面で委託費の発生等のコストがかかるが、いわゆる運用のプロに運用を委託するものであり、金融市場の複雑化・多様化への対応・リスク回避と出資等法人の運用管理能力の限界を考えると、有効な選択肢と評価する。

【外部に運用委託する場合の概念図】



専門家に運用委託。
島根県債を中心に
運用してもらう。



- ※ 対象団体中，出資等法人22団体の数値を用いた。
- ※ 島根県の投資及び出資等先の全体では626億円，その運用資金は1000億円以上。

第3-2 指定管理者制度について

【1】 指定管理者制度について

(1) 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する民間事業者を含む「法人その他の団体（「指定管理者」という）に、「公の施設」（住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために、地方公共団体が設ける施設（自治法244条1項））の管理を代行させることができる制度であり、平成15年の地方自治法改正により導入された。

改正以前は、管理委託制度がとられており、委託先は、地方公共団体が資本金等の2分の1以上を**出資・出えん**している法人などに限定されていたが、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者の有するノウハウを活用し住民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の縮減を図ることを目的に導入された。

制度導入にあたり、従来の制度では認められていなかったNPOや民間企業などの参入が可能となり、これにより地域経済が活性化すること、及び、厳しい財政状態におかれた地方自治体において、行政サービスに伴う**コスト削減**を実現することが期待された。

(2) 島根県の導入状況

島根県では、平成17年4月に一斉導入すべく検討を行い、25施設について導入を決定、平成16年9月議会で関係条例を整備した。その後、新設・更新し、平成24年4月1日現在、導入している施設は、26施設である。

島根県の導入率（公営住宅を除く公の施設に占める指定管理者制度導入施設の割合）は25.5%である（公営住宅を除く公の施設数は102）。

(3) 指定管理者制度導入手続きについて

地方自治法により、条例に定めを置き、あらかじめ議会の議決を経ることが必要である。条例には、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めることが必要とされているが、地方自治法上、それらの具体的内容については規定されていない。

なお、指定管理者の指定は期間を定めて行うものとされているが、地方自治法上、期間について制限はない。

【2】 監査結果

1 条例の内容について

県では、指定管理者制度の導入に当たり、各施設の設置条例に必要な事項を定める条例改正を行った。

条例では、指定管理者による管理、指定管理者の選定、業務の内容等の基本的な事項を規定している。

加えて、県は、人事課・財政課が共同で「指定管理者制度に係る共通ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を制定した。

ガイドラインでは、指定管理者選定手続き、指定管理料の積算方法、募集方法、指定期間、選定委員会に関する事項等について規定するとともに、人事課において、県と指定管理者が締結する協定書の参考例を作成している。

条例・ガイドラインの制定・利用により、恣意的な運用の排除、効率的な運営は、一定程度担保されている。

2 指定管理者の属性について

県が、指定管理者として業務委託する団体については、財団法人・社団法人が最も多く、株式会社等がこれに次いでいる。

3 管理受託者が引き続き指定管理者となったケース

平成17年度の指定管理者制度一斉導入時点において管理受託者が管理していた施設が23あり、公募の結果、うち15施設が従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった（ただし、県営住宅は平成21年度から管理代行制度に移行、ライフル射撃場は平成21年度末で廃止され、現存するのは13施設である。）。

現在の指定管理者及び団体の類型は巻末の図表4の通りである。

4 指定管理者の選定手続きについて

① 公募による場合

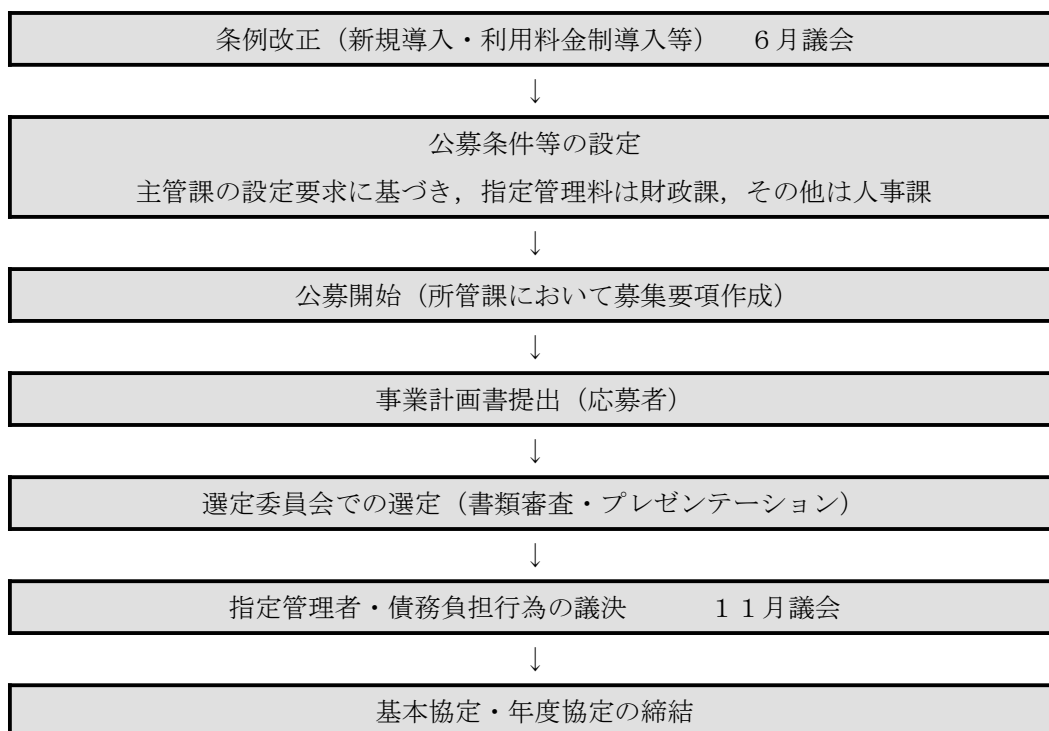
募集方法は、各施設の設置条例による。「特別の事情があると認める場合」を除き、公募によると規定されている。

ガイドラインによると、公募の場合の選定手続きは、概ね下記の通りである。

また、ガイドラインによると、公募期間は、最低限40日間は確保する、とされている。

この点、県によると、当初30日間としていたところ、短いという意見があり、現地説明会を経て、申請書を作成する期間も考慮して40日間に伸長した、との説明であった。

【 選定（公募の場合）手続きの流れ 】



選定委員会は、選定の基準・評価項目・観点・選定方法について定める。

② 非公募の場合

平成22年度からの指定管理者の選定に当たって、宍道湖自然館、しまね海洋館は非公募により選定されていた。条例及びガイドラインによ

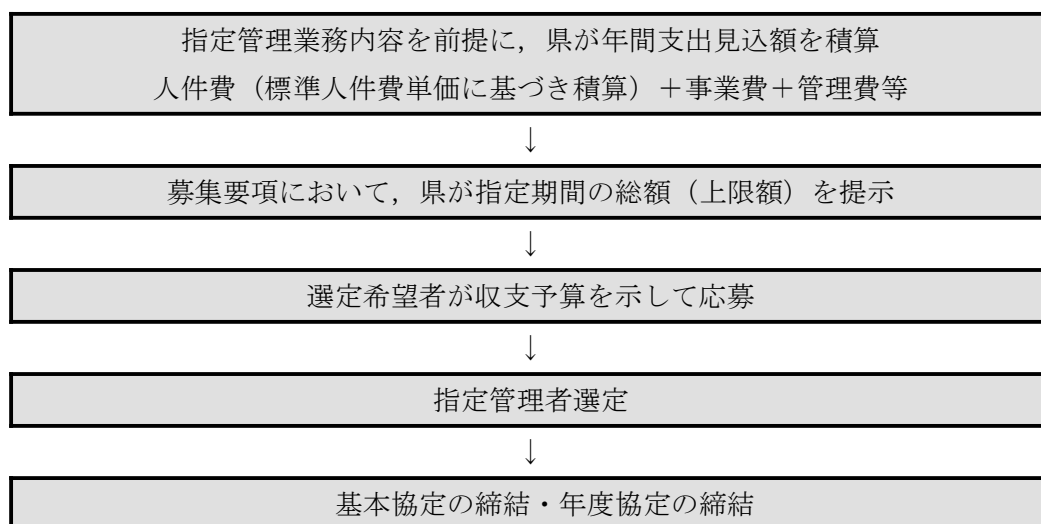
り特別の理由が認められる場合は非公募とすることを認めている。県によると、しまね海洋館の第2期指定管理を公募によらないとした理由は、水生生物を人工的環境で飼育する特殊な技能を要し、担える者が当団体しか考えられないということであり、この判断自体には問題はない。

なお、非公募となった場合、当該決定内容は公表されていなかった。

5 指定管理料の決定手続きについて

① 流れ

【 指定管理料決定手続きの流れ 】



② 備考

- ・ 指定期間は、原則5年間とする。
- ・ 集客施設又は貸出を主目的とする施設において、指定管理者の努力により入館者の増、増収につながることを期待でき、入館料・使用料が管理経費の一定割合以上（1～2割程度）見込める場合は、原則として、「利用料金制度」が導入される。
- ・ 「利用料金制度」を導入する施設では、「支出見込額」から「収入見込額」を差し引いた額を指定管理料としている。
- ・ 指定管理料については、応募額に基づき指定期間の総額を計算し、決定する。その際、県は、債務負担行為の設定につき議決する。毎年度、年度協定により指定管理料を定め、指定期間中は、「特別な事情」がない限り、管理料の額は変更されない。
- ・ 利用料金制を導入していない施設で、指定管理者の努力により入館

者の増、使用料の増収が可能な施設には、メリットシステムを導入しており、各年度において収入目標額を10%上回った(下回った)場合は、その超過(不足)分の2分の1について当年度の委託費を増(減)額する。

- ・ 「収入目標額」は、「指定管理者が目標とすべき」収入額であり、県が独自に設定している。現在は、直近3年間の実績平均等から積算している。

6 指定管理業務の実施状況の評価

県では、「指定管理業務評価実施要領」を作成し、評価項目・評価基準を定めて、毎年度、評価を実施し、公表を行っている。評価制度の概要は次の通りである。

- ・ 評価は施設所管課が実施する。ただし、評価に当たり、指定管理業務評価委員(県職員を除く指定管理者選定委員会委員)の意見を聴取する。
- ・ 個別評価項目と総合評価により行う。
- ・ 評価結果を指定管理者に通知し、改善が必要な場合は改善を勧告し、改善状況のフォローアップを行う。
- ・ 評価結果は、概要を議会で報告し、ホームページで公表する。

7 指定管理料の積算について

指定管理料の積算について、今回の監査の中で、県と指定管理者との間で、その決定過程、決定金額についての認識に差があるケースが散見された。

① 収入について

指定管理期間の収入見込額は、指定管理者にとっては最も重要な要素であるが、その積算に際し、県と指定管理者との間で、積算根拠の妥当性についての認識に大きな違いがあるケースがある。

まず、指定管理者から、監査のヒアリングにおいて、「近隣の類似施設の整備・オープン状況」や「指定管理施設の魅力アップのための整備状況」など、利用者を見込むに当たっての重要な要素が、県の積算においては、どのように反映されたか不明であるといった疑問が示された。

これに対して、県からは、指定管理者の見込みを基に類似施設の状況

などを踏まえて推計し、指定管理者側の意見を踏まえている、との回答である。

この点、利用料金制を採用している施設にあつては、収入見込額から支出見込額を引いた差額が指定管理料として支払われるものであり、実際の収入が見込みを下回ればそのまま収益の減少となることから死活問題であり、指定管理者も納得できる収入見込額を積算できる仕組みづくりが重要である。

② 支出について

指定管理に要する経費の積算についても、県と指定管理者との間で、積算根拠の妥当性について認識の違いがあるケースがある。

まず、指定管理者からは、監査のヒアリングにおいて、管理施設の老朽化に伴う修繕費の増加が反映されていない、管理に多額の光熱水費が発生する特殊施設である、といった個別具体的な維持管理費用について、その積算に特殊性が反映されていないとの疑問が示された。

これに対して、県からは、過去の指定管理期間中の経費の状況等を踏まえて積算しており、考慮すべき要素はすべて考慮してあるとの回答である。

③ 指定管理者の営業努力について

監査のヒアリングの際、指定管理者からは、競争のある公募では、指定管理業務を受託するために、公益事業を積極的に展開するなど、内部留保取り崩しを前提とした事業計画をもって応募せざるを得なかったとの意見もあった。

これに対して、県からは、指定管理者が実施する独自事業については、指定管理者の考えに委ねている、指定管理料は、赤字前提で金額設定したものではなく、また、指定管理者からも指定管理事業の報告においては赤字の報告は受けていない、との回答である。

【3】 指摘事項

- 1 各施設における指定管理者選定手続等の共通事項の標準的な規定を整備・公開すること

指定管理者の指定手続等について、県では、通則的な条例・規則等が制定されておらず、制度の運用全般及び詳細については「ガイドライン」によっている。

しかし、ガイドラインは、所管課はじめ県の内部で制度を適正に運用するための技術的なものである。

また、従来、公の施設の管理委託は、適正な管理水準を維持するとの観点から、管理委託者が限定されていた。

よって、適正な管理水準を維持すると同時に、広く適格者を募るため、選定手続きの公開性・透明性の確保が必要である。

そこで、指定管理者の指定手続等について、募集方法、応募資格、募集要項に示すべき事項、募集時に公表すべき資料、指定の申請に関する事項、選定委員会に関する事項（設置、委員の構成等）、選定基準、選定結果の通知・公表等、各施設における指定管理者選定手続等の共通事項の標準的な規定を整備・公開すべきである。

- 2 公募期間を伸長すること

ガイドラインによると、公募期間は最低限 40 日間は確保するとされているが、指定管理者の受託は、人間的にも設備的にも大きな投資が必要であるから、事前に十分な情報を得て、経営や事業計画を検討する必要があるため、十分な熟慮期間を与えなければ、応募者が限定されていくことは避けられない。

よって、広く一般民間事業者等の参加を求めるため、最低でも 2 か月程度の期間は設けるべきである。

- 3 選定基準等の公表時期を公募と同じにすること

ガイドラインによると、指定管理者の選定基準等の検討・公表は、公募期間半ばまでの対応が必要（公表に合わせて選定基準等を公表するのが望ましい）とされている。

しかし、選定基準は、民間企業等が応募するか否かを決定する最大の

考慮要素であるから、広く一般民間事業者等の参加を求めるためには、明確な選定基準を、時間的な余裕をもって提示することが必要である。

よって、選定基準等は、公募と同時に公表するよう規定すべきである。

【4】 意見

- 1 外部委員の選定基準を公表すること、選定委員会で外部委員比率を高めること

ガイドラインによると、指定管理者を選定する委員会は、外部委員を含めた構成とするとされている。

しかし、外部委員の適格性については、何らの基準もなく、人選は所管課に任せられており、利害関係人の参画を排除する制度的な担保がない。また、外部委員の人数についても具体的な規定が無い。

よって、公平な審査・選定を担保するため、外部委員の適格性の基準を明確にし、選定委員会では、少なくとも外部委員を過半数とすべきことが望まれる。

- 2 協定書等に、労働法令遵守や雇用・労働条件への配慮規定を記載すること

指定管理者が労働法令を遵守するのは当然であり、また、適正な管理運営の確保・サービスの向上には、適切な労働条件の保持が必要である。

平成22年の総務省通知でも、指定管理者の選定にあたって、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意すべきとされている。

そこで、指定管理者の選定時に、これらについて選定基準等で示すとともに、協定書に関係法令を列挙して記載し、また、指定管理業務の評価項目に取り入れるなどして、県においてチェックすることが望まれる。

- 3 指定管理料の積算の考え方を共有できる手法の構築を検討すること

県では、指定管理期間にかかる指定管理料の総額について、包括的

に、債務負担行為を設定している。

そうすると、指定管理者にとっては、指定管理の全期間にわたり予算措置の裏付けがあると言え、安心して事業を継続することができる。更に、指定管理者がコストの削減努力を行って利益を計上した場合も、翌年度の指定管理料は不変であるから、削減努力を継続するモチベーションが維持できる。

また、議会や県民にとっても、指定管理契約に表示された債務金額の総額が、県の負担する債務額として付議されることで、県の予算上、次年度以降の負担も含めて判断されることになり、県の財政について正確な情報を得られる。

よって、指定管理期間中、管理料を変更しないことには合理的な理由がある。

しかし、長期間において、指定管理料を固定することになるから、その正確性が重要である。

特に、費用については予測可能性が高いが、利用料金収入については、流行、競争相手の出現等多様な外部環境の評価が必要であり、県の所管課だけでなく、現場の意見も取り込んで見込額を算出すべきである。

よって、県と指定管理者の相互理解を深め、信頼関係をさらに構築するためにも、相互に十分な意見交換をする等、指定管理料の積算の考え方を共有できる手法の構築を検討することが望まれる。

4 指定管理者選定手続等の規定において、公募にしない場合の例示的な要件・基準を設け、公開すること

各施設設置条例及びガイドラインによると、「特別の事情があると認める場合」には、公募によらないことが可能である。

しかし、県によると、ガイドラインにおいて、「特別の事情があると認める場合」がどのような場合かについての基準は特に無いため、所管課が、個別具体的に判断しているという説明であった。

この点について、指定管理者制度の目的を達成するためには、指定管理者を選定する際に競争性が確保される必要があるから、指定管理者の選定は、公募を原則とすべきであり、公募にしない場合は、その明確な理由が必要である。そして、公募にするか否かの判断過程についても、公開性・透明性の確保が必要である。

よって、指定管理者選定手続等の規定において、例示列挙などにより、公募にしない場合の要件・基準を設け、公開すべきである。

県は、ケースバイケースであるから、要件・基準の作成と開示は難しいとする。

しかし、指定管理者制度の公開性・透明性確保の重要性にかんがみ、公募にしない場合の例示的な要件・基準を設け、公開することが望ましい。

用語解説 : 指定管理者制度による コスト削減 とは

鳥根県では、平成15年の地方自治法改正により可能となった指定管理者制度を、多様化する住民ニーズに、効果的・効率的に対応するため導入しました。

そこでは、公の施設の管理に民間事業者の有するノウハウを活用し住民サービスの向上を図るとともに、「管理運営費（指定管理料）の縮減」を図ることが目的とされました。

指定管理料は、指定管理者が公募に対して応札した料金で決まります。公募の際には、その上限額を、県が標準的な人件費として基準単価により積算する人件費（「標準人件費」）や、実績などを参考に積算する維持管理費、施設の老朽化や他の類似施設の状況などを参考に積算する収入見込みなどを基に積算します。県が想定する費用などに対して、民間事業者のノウハウやアイデアなど様々な工夫・努力で、コストの縮減や利用者を増やすことにより指定管理料の削減が図られることを期待された仕組みです

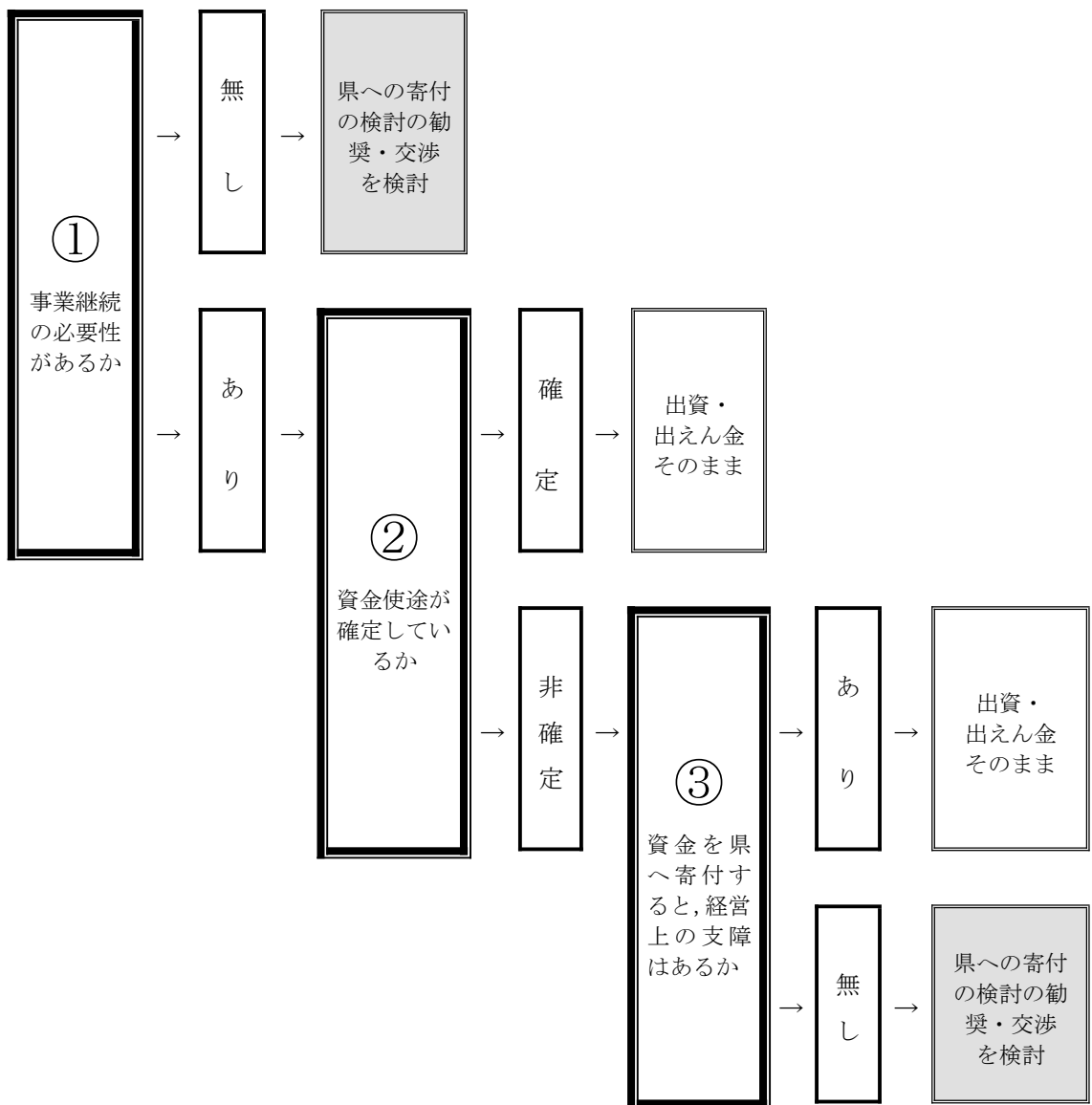
もっとも、監査のヒアリングでは、指定管理者に管理運営費の縮減が重くのしかかり、従業員のモチベーションの維持が難しくなったとの声もありました。他県の指定管理に関する報告書の中には、施設の管理運営に関して県とこれを受託する団体の間で様々な軋轢が存在するというものもあります。

そこには、県民負担の軽減と県民サービスの向上という相反する二つの課題を巡り、解決の難しい問題があるようです。

第4 各団体に対する指摘事項及び意見

【0】 コンセプト

- 1 県が、資金の寄付を交渉すべきかの判断基準
下記の①から③により、県が交渉すべきかを検討する。



2 総括表

- (1) 有価証券の運用状況 ((平成24年3月末時点 百万円)
対象団体のうち、出資等法人22団体の状況について以下にまとめる。

① 合計

長期 国債	中期 国債	島根 県債	地方債 (除く 島根県 債)	政保債	事業債 (除く 劣後 債)	劣後債	金融 債	仕組債	合計
7,222	1,605	1,656	13,843	4,441	3,700	6,200	500	600	110,889

② 運用 総合計 上位11

団体名	金額 (百万円)
島根県信用保証協会	19,731
島根県農業信用基金協会	3,950
島根県漁業信用基金協会	2,520
島根県土地開発公社	2,153
公益財団法人ふるさと島根定住財団	1,991
公益社団法人島根県水産振興協会	1,900
公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	1,490
公益財団法人しまね国際センター	1,320
島根県住宅供給公社	1,300
財団法人くにびきメッセ	830
公益財団法人しまね産業振興財団	830

③ 運用 残存期間10年以上の国債を持っている団体

団体名	金額 (百万円)
島根県住宅供給公社	1,000
島根県農業信用基金協会	950
島根県漁業信用基金協会	830
公益財団法人ふるさと島根定住財団	400
公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	400
財団法人くにびきメッセ	370
島根県土地開発公社	370
公益財団法人しまね国際センター	240
公益社団法人島根県水産振興協会	90

④ 運用 東京電力債 保有先

団体名	金額（百万円）
島根県信用保証協会	700
公益社団法人島根県水産振興協会	200

⑤ 運用 仕組債 保有先

団体名	金額（百万円）
公益財団法人島根県育英会	250
社団法人島根県林業公社	200
公益財団法人しまね文化振興財団	150

⑥ 有価証券運用規定

あり	なし
15	7

有価証券運用規定がある場合

(A) 投資可能な有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債 のみ	事業債 (除く劣後債) もOK	劣後債 もOK	仕組債 もOK
7	9	3	4

(B) 投資可能な期間

10年まで	20年まで	30年まで	無期限
3	3	3	9

(C) 投資可能なリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
1	3	6	7

⑦ 有価証券管理体制

(A) 運用担当者

専任	兼任
2	18

(B) 投資経験

経験者	未経験者
7	13

(C) 兼任業務による時間的制約等

あり	なし
4	16

(D) 現状の管理体制について評価

十分	不十分
17	3

用語解説 : 有価証券運用体制

大規模に有価証券運用をやっているのは、金融機関です。国債を多額に保有しています。山陰地方所在の某地方銀行では、同行の財務諸表によると、かなり大胆の抽象化すれば、預金として預かった何兆円かの資金のうち、3分の2を貸出しにまわし、残りの3分の1を有価証券で運用している、そんなイメージです。そして、財務諸表によると、有価証券のほとんどは国債です。

国債の細かい内訳まではわかりませんが、預金は短期の資金調達ですから、長期の国債運用により、長短の金利差を利用して運用益を稼いでいる、イールドカーブ（利回り曲線）が右肩上がり（長期金利＞短期金利）なので利益が出る、そういう構造だと思います。

そうすると、国債なので信用リスクは無いですが、金利リスクをとっているんですね。そこで、仮に長期金利が2%上がれば……。また、銀行は、県の出資等法人と異なり、満期保有目的有価証券での運用ではありませんから、時価が下がれば、損失として財務諸表上に計上しなければなりません。

ですから、金融機関は、国債ディーリングの専門部署で、ディーラーと呼ばれる専門家が、日々刻々、売買しています。ディーラーだけでなく、リスクマネジメントの専門部隊もいて、刻々と保有資産の動きをモニタリングしています。

このように、国債は、日々刻々と価格が変わるので、金融機関では、専門の部署と磐石の管理体制をしいて、有価証券運用をしています。（それでも、損をしたりするでしょうけど。）

(E) 現状の管理体制についての評価

不安なし	不安あり
21	1

(F) 専任の有価証券運用担当者をおく予定

なし	あり
20	0

⑧ 会計方針

満期保有目的有価証券として保有（損失は財務会計上顕出しない）。	それ以外
16	4

(2) 預金運用について（平成24年3月末時点 百万円）
対象団体に、出資等法人22団体の状況について以下にまとめる。

① 合計

金額（百万円）
18,549

② 預金 金額合計 上位10団体

団体	金額（百万円）
島根県農業信用基金協会	6,060
島根県信用保証協会	4,376
公益社団法人島根県畜産振興協会	1,447
公益財団法人しまね産業振興財団	1,112
公益財団法人しまね文化振興財団	1,022
島根県住宅供給公社	968
社団法人島根県林業公社	772
公益財団法人しまね農業振興公社	641
財団法人くにびきメッセ	300
財団法人しまね海洋館	285

③ 単一の金融機関に1億円以上の資金を集中している団体

団体名	預金先	金額（百万円）
財団法人くにびきメッセ	山陰合同銀行	182
財団法人しまね海洋館	山陰合同銀行	285
公益財団法人しまね国際センター	島根中央信用金庫	130
公益財団法人しまね産業振興財団	山陰合同銀行	516
	島根銀行	340
	鳥取銀行	225
公益財団法人しまね農業振興公社	J A 島根県信連	549
公益財団法人しまね文化振興財団	山陰合同銀行	981
公益財団法人ふるさと島根定住財団	山陰合同銀行	255
公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	山陰合同銀行	294
島根県漁業信用基金協会	J F しまね漁業協同組合	147
島根県住宅供給公社	米子信用金庫	519
	山陰合同銀行	272
島根県信用保証協会	山陰合同銀行	3,932
	島根銀行	123
公益社団法人島根県畜産振興協会	J A 島根県信連	1,497
島根県土地開発公社	山陰合同銀行	215
島根県農業信用基金協会	J A 島根県信連	6,060
社団法人島根県林業公社	山陰合同銀行	772

3 指摘事項・意見のまとめ (対団体)

	団体名	有価証券運用について	預金運用について
【1】	財団法人くにびきメッセ	【意見】 ①運用規定の厳密化 ②時価の把握	【指摘事項】 ①ペイオフ規定の策定及び具体的対策の実施
【2】	財団法人しまね海洋館	【意見】 ①運用規定の明文化	【指摘事項】 ①ペイオフ規定の策定及び具体的対策の実施
【3】	財団法人しまね国際センター	【指摘事項】 ①よりタイムリーな時価の把握 【意見】 ①運用規定の厳密化	【意見】 ①ペイオフ規定の策定及び具体的対策の実施
【4】	公益財団法人しまね自然と環境財団	【意見】 ①運用の明文化	【意見】 ①ペイオフ規定の策定
【5】	公益財団法人しまね文化振興財団	【指摘事項】 ①詳細な運用規定の策定 ②仕組債の管理 ③時価の把握	【意見】 ①ペイオフ対策の強化
【6】	公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	【意見指摘事項】 ①詳細な運用規定の策定 【意見】 ①時価の把握	【指摘事項】 ①ペイオフ規定の策定及び具体的対策の実施
【7】	島根県漁業信用基金協会	【指摘事項】 ①ハイリスク型投資に対応する運用規定の厳密化と体制の整備 【意見】 ①投資の習熟	【意見】 ①ペイオフ規定の策定及び具体的対策の実施
【8】	島根県信用保証協会	【意見】 ①運用規定の明文化 ②タイムリーな時価の把握 ③ディスクロージャー	【意見】 ①ペイオフ対策規定の策定, ペイオフの具体的対策の検討
【9】	公益社団法人島根県水産振興協会	【指摘事項】 ①時価の把握	【意見】 ①ペイオフ対策規定の策定
【10】	財団法人島根県体育協会	【指摘事項】 ①運用規程の策定	【意見】 ①ペイオフ対策規定の策定
【11】	公益社団法人島根県畜産振興協会	【意見】 ①有価証券投資を開始する際には、運用規程の策定	【意見】 ①ペイオフ規定の策定及び具体的対策の検討
【12】	島根県土地開発公社	【意見】 ①資金計画, 金利見通しに基づく運用管理	特に無し
【13】	社団法人島根県林業公社	【指摘事項】 ①詳細な運用規定の策定 ②リスク管理の強化 ③タイムリーな時価の把握	【意見】 ①ペイオフ対策規定の策定, ペイオフの具体的対策の実施

4 指摘事項・意見のまとめ (対県)

	団体名	事業継続の必要性	余剰金保有の用途	経営上の支障	県への寄付の検討の勧奨・交渉
【1】	財団法人くまびきメッセ	事業の重要性, 必要性, 継続性は, 非常に高い	法律上, 政策上, 用途が確定するものはない。ただし, 当団体は, 修繕費等の資金負担も必要であり, ある程度の内部留保が必要	使用目的が特定されていない資金が全体の9割と高い 運用益に対する依存度は6.1%と低い。	【意見】 使用目的が特定されていない資金について, 県への寄付の検討の勧奨・交渉を検討することが望ましい
【2】	財団法人しまね海洋館	アクアスは全国的な地名度も高く, その事業の重要性, 必要性, 継続性は非常に高い	県と当団体が協議の上, 余剰資金を施設等の整備のため機動的に活用する一定の必要性あり	運用損益は8百万円 運用資産は, 総資産10億円のうち2.2億円と23%	余剰資金は, 当団体と県が協議して投資にまわすべき資金であり, 県への寄付の検討の勧奨・交渉等を検討する資金はない
【3】	財団法人しまね国際センター	役割分担の明確化があれば, 必要性がないとまでは言えない	無し	運用資産は16億円ある。ただし, 運用収益は, 9百万円の赤字である	赤字状況であり, 運用資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉等は望ましくない
【4】	公益財団法人しまね自然と環境財団	事業の重要性, 必要性, 継続性は非常に高い	出資・出えん金見合いの基本財産である。	依存度は小さい。	【意見】 運用資金小額, 投資の潜在的必要性あり, 慎重にすべき
【5】	公益財団法人しまね文化振興財団	事業の重要性, 必要性, 継続性は非常に高い。指定管理者としての業務については制度上代替性あり	運用額が大きい, 主に特定目的のものである	1億円近い赤字で, 運用損益は10百万円程度	【意見】 中長期的視点で, 慎重に検討の上, 仮に寄付可能資金があれば勧奨・交渉すべき
【6】	公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	事業の重要性, 必要性, 継続性は非常に高い	正味財産17.5億円を約35年で使い果たす予定	赤字常況	取崩し前提であり, 検討すべきでない
【7】	島根県漁業信用基金協会	業務の継続は必要規模が縮小, 設備需要にかかる具体的保証案件なし	保証残高に見合った運用	—	【意見】 単独で法人格を維持する必要は無い, 検討すべき
【8】	島根県信用保証協会	事業の重要性, 必要性, 継続性は非常に高い	保証残高に見合った運用が必要。	運用収益の依存比率が大きい, ゼロになっても, かるうじて黒字維持	【意見】 ①資金の返戻の可否について, 公権解釈無効勧奨・交渉の可否の自主判断必要 ②県民サービスへの一層の拡充を指導
【9】	公益社団法人島根県水産振興協会	事業の重要性, 必要性, 継続性は非常に高い	資金用途が確定した資金は無い	利益数百万円に対し運用収益は30百万円で, 運用依存度大	【意見】 資金を積極投資しないのであれば県への寄付の交渉をすべき
【10】	財団法人島根県体育協会	事業の重要性, 必要性, 継続性は非常に高い。	資金用途が確定した資金は無い	50百万円の赤字であるが, 運用益は3百万円程度	【意見】 他の出資・出えん者との協議しつつ, 県への寄付の検討の勧奨・交渉の可能性を捨てないことが望ましい
【11】	公益社団法人島根県畜産振興協会	事業の重要性, 必要性, 継続性は非常に高い	金融資産15億円のうち13億円は特定の政策目的	利益1億円あり, 運用益は3百万円程度で依存率が低い	特定政策目的資産が多く, 寄付を求める余地がない
【12】	島根県土地開発公社	事業の重要性, 必要性, 継続性は非常に高い	土地の取得資金の留保	利益は15百万円に対し, 運用収益42百万円ある	運用収益依存の上昇が予想され, 出資・出えん金の県への寄付の検討の勧奨・交渉は不得策
【13】	社団法人島根県林業公社	他県で清算例あり, 営利事業か, 環境事業か, 議論が必要	無し	超長期の返済計画による再建	【指摘事項】 含み損処理が先決

【1】 財団法人くにびきメッセ

(平成25年4月1日より、一般財団法人くにびきメッセへ移行予定)

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成23年度及び平成23年度末時点, 千円)

県からの委託料, 補助金, 貸付金合計	26,300
委託料	0
(内, 指定管理料)	0
補助金	26,300
貸付金	0
総収益	268,547
総費用	268,230
利益	318
運用損益	16,373
運用利回り	1.45%
総資産合計	1,215,805
金融資産合計	1,186,739
金融資産・総資産比率	97.6%
県からの出資・出えん金額	515,007
県の出資・出えん比率	63.66%

(2) 事業について

① 概要

当団体は、県内産業の振興、地域の活性化、国際的な相互理解、文化の向上に寄与することを目的とし、県、松江市・産業界が設立した財団法人であり、設立から20年が経過している。

当団体には、県、松江市、産業界が出損等している。

当団体の業務は大きく分けてコンベンションの誘致・支援活動と、産業交流会館（くにびきメッセ）の管理運営の2本柱となっている。

② コンベンション誘致・支援活動

コンベンション誘致・支援活動として、当団体は、松江のロケーションが外国人に評価が高いことから、特に国際的な学会の誘致に力を入れ

ている。

この点、当団体によると、現在、人的ネットワークを駆使した誘致活動により、人口 20 万程度の都市の中で、国際会議は松江市が一番多い状況が生まれており、国内外からの高い評価を受けている。

平成 16 年までは島根県知事が代表を務めていたが、現在は当時の副代表が代表となり、職員のうち 2 名は松江市（松江市観光開発公社）から派遣（給与は公社が負担）されている。

これまでに 1875 件を誘致（年平均 97 件）し、来県者数は約 99 万人（年平均 4 万 4000 人）である。当団体の活動により、直接的な経済効果は約 17 億円、間接的な経済効果は約 44 億円との試算（経済研究所）および、一人の来場者が 1 日当たり 2 万円前後のお金を使うとの調査結果が出ている。

この誘致活動の活動資金は、当初の**出資・出えん**された資金の運用益で賄う方針であるが、その運用益では活動に支障が出るため、収益事業であるくにびきメッセの管理運営部門からの繰入金で賄っている。

③ 産業交流会館（くにびきメッセ）の管理運営

平成 5 年 10 月に、島根県は県の産業交流拠点として「くにびきメッセ」（正式には、県立産業交流会館、以下「メッセ」という。）を建設し、当団体は、メッセの管理運営を指定管理者として請け負っている。

メッセは、年間来場者数は約 10 万 5000 人であり、平成 23 年度までのメッセの利用実績は 23000 件、年平均 39 万 7000 人である。なお、メッセの建物は、総投資額 88 億円の建物であり、県の所有である。

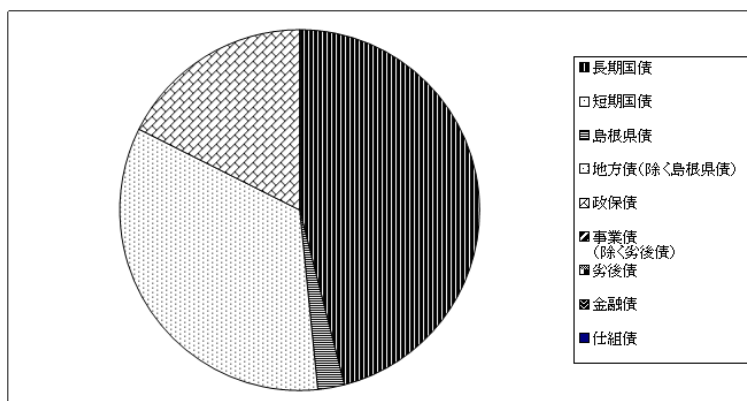
指定管理については、当団体が、会館の利用料金収入及びその外の収入（事務室入居者から徴収する管理費等）による独立採算により管理運営する利用料金制を採用しており、島根県に対して建物の賃貸料は支払わない一方、県からの委託料の支払い等もない。

なお、当団体は、250 万円未満の修繕費を負担（平成 23 年度は予算 500 万円、実績約 330 万円）している。

(3) 有価証券運用状況（平成24年3月末時点 百万円）

① 合計

長期 国債	中期 国債	島根 県債	地方債 (除く島 根県債)	政保債	事業債 (除く 劣後債)	劣後 債	金融 債	仕組 債	合計
370	0	20	290	150	0	0	0	0	830



② 有価証券の運用明細

発行体 名	種別	額面 金額	時価	時価 単価	期間	購入日	償還日	利率
国	長期国債	170	181	106.68	20年	H21.12.21	H41.12.20	2.10%
国	長期国債	100	104	104.14	20年	H21.12.3	H41.3.20	1.90%
国	長期国債	100	107	106.68	20年	H21.12.25	H41.12.20	2.10%
大阪府	地方債	170	183	107.48	10年	H19.6.28	H29.6.28	1.93%
大阪府	地方債	120	129	107.83	10年	H19.7.31	H29.7.31	1.98%
日本高 速道路	政保債	150	162	107.99	10年	H19.7.31	H29.7.31	1.90%
島根県	島根県債	10	10	100.68	5年	H19.11.27	H24.11.27	0.80%
島根県	島根県債	10	10	104.03	5年	H21.11.27	H26.11.27	1.22%
合計		830						

③ 運用方針等

当団体によると、運用規定は存在し、制限は下記の通り。

ただし、当団体によると、現状の有価証券管理体制は十分であり、不安は無い。

(A) 投資可能な有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	仕組債
○	○	—	—

(B) 投資可能な期間

10年まで	20年まで	30年まで	無期限
○	○	○	○

(C) 投資可能なリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
×	×	×	×

④ 会計方針等

満期保有目的有価証券として保有し、損失は財務会計上顕出しない。

⑤ 運用体制

運用担当者	兼任業務	投資経験	経験概要	時間的制約等
兼任	事務局長	未経験	-	無し

⑥ 運用の特徴

当団体の有価証券運用は、国債、地方債、政保債と信用リスクについてはほとんどとっていない。

もともと、金利リスクにおいては、20年債の比率が5割を超え、金利リスクをとる運用であることが顕著である。

地方債は10年、島根県債は5年となっている。

(4) 預金運用状況（平成24年3月末時点 百万円）

① 運用明細

金融機関名	預金種類	金額（百万円）
山陰合同銀行	定期預金	182
山陰合同銀行	普通預金	37
島根銀行	定期預金	67
島根銀行	普通預金	14
合計		300

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
無し	していない

(5) 財務運営状況

まず、当団体の金融資産比率は総資産の90%を超え、総収益に対する運用依存度は6.1%と低い。一方、県の**出資・出えん**割合も50%を超えて県の発言権もある。さらに、当団体の運用資金約12億円は、使用目的が特定されていない。

また、当団体によると、「設立当時は4～5%の運用益があり、それを前提に設立された財団である。建前は、運用収益で、事業費・管理費を賄うという考え方。しかし、現状では、そこまでの収益を上げられない。」という。

なお、

①当団体の「退職給付引当預金」と「減価償却引当預金」について

当団体には、「退職給付引当預金」と「減価償却引当預金」として、合計32百万円の運用がある。これは、「退職給付引当金」と「減価償却引当金」の見合いの資金であり、当団体は、特定資産としているが、強制積立のものではない。

②当団体の特別積立金について

当団体には、「特別積立金」として、38百万円の資金運用がある。この資金は、「修繕目的」としてされている。

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

① 指摘事項

特に無し。

② 意見

当団体は、運用についての有価証券運用規定を明文で作成しているが、最近の有価証券市場は、超長期国債、劣後債、仕組債等が出現し、その進化は著しい一方、有価証券運用担当者は兼任でもあり、投資経験も無いとのことであるから、多様化・複雑化するリスクに対応したものに、適宜、網羅・厳密化することが望ましい。

また、超長期国債が3.7億円あり、満期保有目的有価証券として保有（損失は財務会計上顕出しない）しているので、損益上に時価変動が反映されることは無いと思われるが、長期金利が大きく上昇すると、時価が大きく崩れ、途中換金ができなくなるので念のため、管理会計上、

時価の把握することも視野に入れることが望まれる。

(2) 預金運用について

① 指摘事項

まず、当団体は、ペイオフ対策規定も無く、ペイオフの具体的対策もしていない一方、特定の銀行に1.8億円の定期預金をしていることから、ペイオフ規定の策定及び具体的な対策が必要である。

② 意見

特に無し。

(3) その他の事項について

① 指摘事項

特に無し。

② 意見

メッセは、活発な誘致活動により、国内外からの高い評価を受け、独自の誘致活動も行う方針である。

この当団体の積極的な事業姿勢は、県の発展に貢献するものとして、評価に値すると考えるので、資産の95%に上る金融資産を積極活用し、より戦略的事業に投ずることも検討して欲しい。

3 県に対する個別指摘事項

余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

① 事業継続の必要性

当団体は、上述の認定事実の通り、県内産業の振興、地域の活性化、国際的な相互理解、文化の向上に寄与しており、また、永年、くにびきメッセでの管理・運営実績がある。

更に、外国へのプロモーション能力にも優れている。

年間来場者数は約10万5000人であり、平成23年度までの会館の利用実績は23000件、年平均39万7000人である。

よって、事業継続の必要性はきわめて高いといえる。

② 余剰金の使途

法律上、政策上、使途が確定している資金はない。

ただし、県の指定管理者制度において、軽微な修繕は、指定管理者の判断において迅速かつ柔軟に対応できるようになっており、当団体は、250万円未満の修繕費を負担（平成23年度は予算500万円、実績約330万円）する。

一方、事業費は、利用者からの利用料金と冷暖房等の負担金で賄っており、県からの委託料、補助金はない。

よって、当団体は、ある程度の内部留保が必要である。

③ 経営上の支障

当団体の運用資金については、使用目的が特定されていない資金が存在し、金融資産比率は総資産の90%を超えている。

一方、運用益に対する依存度は6.1%と低い。

この点について 当団体独自の投資戦略の可能性はあるが、まだ具体化されていない。

④ 指摘事項

特に無し。

⑤ 意見

資産の95%に上る金融資産について、県への寄付の検討を勧奨・交渉することが望ましい。

もっとも、上記について、下記を留保する。

(A) 余剰資金金額について

確かに、当団体は、金融資産比率は高く、使用目的が特定されていない資金が存在し、当団体全体の利益に対する運用益依存度は6.1%と低い。

この点、余剰資金の金額の算定について、「使用目的が特定」されていても、単なる運用収益を生むための資金の場合、余裕資金に算入すべきか否か等、監査人と団体の間で見解の分かれるところがある。

もっとも、この差異については、資産の使用目的の特定「度合い」とその内容による切り分けの問題であり、余剰資金金額の確定は、県の総合判断に期待する。

なお、当団体の「退職給付引当預金」と「減価償却引当預金」（合計

32 百万円) については、任意の積み立てではあるが、特定資産であり、余剰資金には算入すべきではないと考える。また、当団体の「特別積立金」(38 百万円) も、「修繕目的」として位置づけられており、特定資産として、余剰金に算入すべきでないと考える。

(B) 当団体の事業発展性を阻害しない範囲での交渉の必要性について

当団体に対しては、県の**出資・出えん**の割合も 50%を超え、指定管理者でもあるから、県には、事実上の発言権があると考ええる。

もともと、当団体は、事業の重要性・積極性があり、独自の運営維持の意向もある。また、事業推進の積極性のある団体から資金を過度に回収するより、現場の専門家に投資を行わせることが、より資金の効用は高いと考える。

よって、単純に余剰資金の認定を行ない、回収をはかるべきではないし、県が回収するとしても、会館の大規模修繕や設備投資等に充当すべきであると考ええる。貴重な金融資産を、本事業の発展のために総合的に活用することが必要だと考える。

(2) その他の事項について

① 指摘事項

特に無し。

② 意見・・・設備投資の準備

県は、公の施設について、機能の維持・向上のため、県予算の中長期見直しの中で大規模修繕などを整理し、メッセの施設設備等についても、「保全計画」に基づき、今後 5 年間をかけて、毎年度計画的に設備改修・修繕を行っていくと回答している。

もともと、メッセは、建設後相当期間が経過し、全体の老朽化が進んでいる。また、当団体は、今後、一般財団法人への移行計画において、基本財産を基に新規事業の実施など積極的な事業展開を図っていくこととしている。

よって、当団体の積極姿勢を鑑み、当事業のソフト・ハード両面での総合的な展開のため、今まで以上に、県の責務として、所有施設の維持・向上に万全な対応・積極的な支援を行うことが望ましい。

【2】 財団法人しまね海洋館

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成23年度及び平成23年度末時点, 千円)

県からの委託料, 補助金, 貸付金合計	132, 297
委託料	132, 297
(内, 指定管理料※)	119, 618
補助金	0
貸付金	0
総収益	543, 469
総費用	549, 995
利益	▲ 6, 526
運用損益	7, 633
運用利回り	0. 85%
総資産合計	1, 030, 591
金融資産合計	901, 153
金融資産・総資産比率	87. 44%
県からの出資・出えん金額	100, 000
県の出資・出えん比率	100. 00%

※5年総額の単年度あたりの値

(2) 事業について

当団体は、島根県が設置するしまね海洋館（アクアス）（以下「アクアス」という。）の施設を、指定管理者の指定を受けて管理運営している。日本海其自然や生態とふれあう場を提供して、地域の活性化に寄与するとともに、水族の保護、保全についての普及啓発を目的としている。

事業内容は、アクアスの管理運営事業、水族の収集、飼育及び展示、調査研究、知識の普及啓発、保護及び保全の研究、島根県立しまね海洋館及び水族に関する広報宣伝事業である。

役員報酬はなく、館長は常務理事を兼務し、職員としての給与を支給し、理事長は無報酬である。

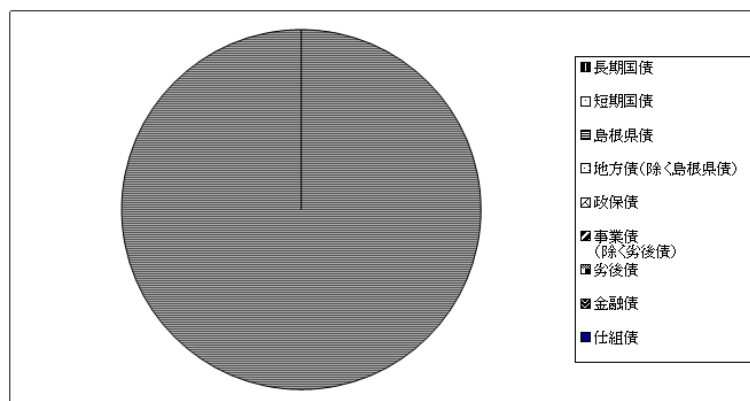
入館者数は、40万人以上を目標とし、ターゲット地域は中国地方だけでなく、四国地方も視野にいれている。

現在、公益財団法人移行認定の申請中である。

(3) 有価証券の運用状況（平成 24 年 3 月末時点（百万円））

① 合計

長期 国債	中期 国債	島根 県債	地方債 (除く島 根県債)	政保 債	事業債 (除く劣 後債)	劣後 債	金融 債	仕組 債	合計
0	0	600	0	0	0	0	0	0	600



② 有価証券の運用明細

種別	額面金額	時価	時価単価	期間	購入日	償還日	利率
島根県債	370	373	100.68	5年	H19.11.27	H24.11.27	1.22%
島根県債	230	230	100.00	5年	H23.11.25	H28.11.25	0.38%
合計	600						

③ 運用方針等

当団体によると、運用規定は存在し、制限は下記の通り。

運用は、国債と地方債，政府保証債に限られ、信用リスクは取れないが、期間の限定はない。

当団体は、有価証券投資経験が10年ある経理事務担当者が投資を行っている。兼任でもあり時間的制約があるが、2銘柄だけの運用でもあり、投資管理としては十分であり、不安は無いと考えている。

(A) 投資可能な有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	仕組債
○	×	×	×

(B) 投資可能な期間

10年まで	20年まで	30年まで	無期限
○	○	○	○

(C) 投資可能なリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
×	×	×	○

④ 会計方針等

満期保有目的有価証券として、時価評価せず。

⑤ 運用体制

運用担当者	兼任業務	投資経験	経験概要	時間的制約等
兼任	経理	経験者	国債・地方債運用（10年）	あり

⑥ 運用の特徴

全額、島根県債で金額は6億円である。運用担当者は、経理と兼任であるが、国債・地方債運用の経験が10年ある。

(4) 預金運用について（平成24年3月末時点 百万円）

① 運用明細

預入金融機関	種類	金額（百万円）
山陰合同銀行	普通預金	285
合計		285

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
無し	していない。

③ 特徴

特定の銀行の有利子普通預金に2.4億円おいているが、ペイオフ対策は何もしていない。

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

① 指摘事項

当団体は、運用規定を作成し、現在、島根県債のみの運用としている。
また、当団体は、担当者は、投資経験が豊富である。
よって、問題はない。

② 意見

担当者が交代した場合のこともあり、運用を明文化した方がよいと考える。

(2) 預金運用について

① 指摘事項

当団体は、特定の銀行に、3億円近い資金を普通預金にしており、ペイオフ対策規定も無く、ペイオフの具体的対策も何もしていないから、早急に、規定の策定とペイオフ対策をすべきである。

② 意見

特に無し。

3 県に対する個別指摘事項

余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

① 事業継続の必要性

アクアスは全国的な地名度も高く、その事業の重要性、必要性、継続性は非常に高いと考える。

② 資金使途

法律上、政策上、内部留保資金の使途が確定されていることはない。
アクアスは県西部の数少ない県立の集客施設であり、施設を含めた展示内容については来場者にとって魅力あるものとなるよう、県が計画的な整備を図ってきた。

その整備にあたっては、ペンギン館やシロイルカ繁殖プールの整備の際に用いられたように当団体が保有する余剰資金を、県と当団体が協議の上、機動的に活用することには一定の必要性を認めざるを得ない。

③ 経営上の支障

運用損益は8百万円足らずで、運用資産は、総資産10億円のうち、2.2億円と23%に過ぎない。

④ 指摘事項

特に無し。

むしろ、資金の寄付等については、消極意見である。

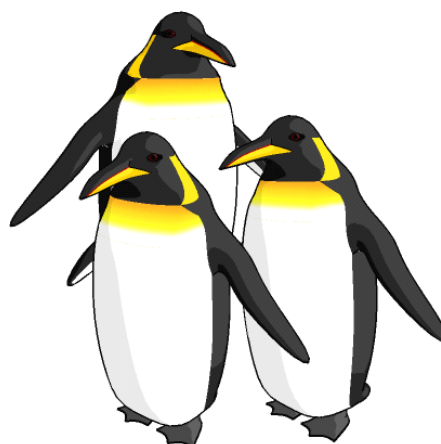
なぜなら、当団体については、余剰資金が無い、またはあったとしても、当団体と県が協議して投資にまわすべき資金であり、県への寄付の検討の勧奨・交渉等を検討する資金は無いと考えられるからである。

特に、県の出資・出えん比率100%の団体であり、指定管理を通じて、県の発言力が相対的に強く、かつて県へ資金を寄付した経緯もある。

しかし、集客施設として、積極的な投資が不可避的であり、また、長期的なビジョンと専門性が必要であるから、当団体の運用資金は施設投資への準備として期待しうる資金であるからである。

⑤ 意見

特に無し。



【3】 財団法人しまね国際センター

(平成24年4月1日より，公益財団法人しまね国際センター)

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成23年度及び平成23年度末時点，千円)

県からの委託料，補助金，貸付金合計	51,637
委託料	51,637
(内，指定管理料)	0
補助金	0
貸付金	0
総収益	87,526
総費用	96,605
利益	▲9,079
運用損益	29,907
運用利回り	1.83%
総資産合計	1,642,736
金融資産合計	1,557,647
金融資産・総資産比率	94.82%
県からの出資・出えん金額	1,012,500
県の出資・出えん比率	78.96%

(2) 事業について

当団体は，南米への移住という国の政策を受け設立された(財)島根県海外協会(昭和37年設立)を母体として，平成元年に，(財)島根県国際交流センターが設立され，平成7年に，財団法人しまね国際センターに改称された団体である。

平成24年4月1日，公益財団法人に移行している。

海外移住が減少し，現在は，島根県に住む外国人に対して定住化サービスの提供，国際交流・協力の促進を目的としている。

事業内容は，外国人住民の生活支援を視野においた情報収集と発信，通訳の派遣，私費外国人留学生への「くにびき奨学金」交付，地域住民に対する多文化共生についての意識啓発，外国人住民に対する地域住民との交流の場提供などがある。当団体が考える支援対象の割合は，6割

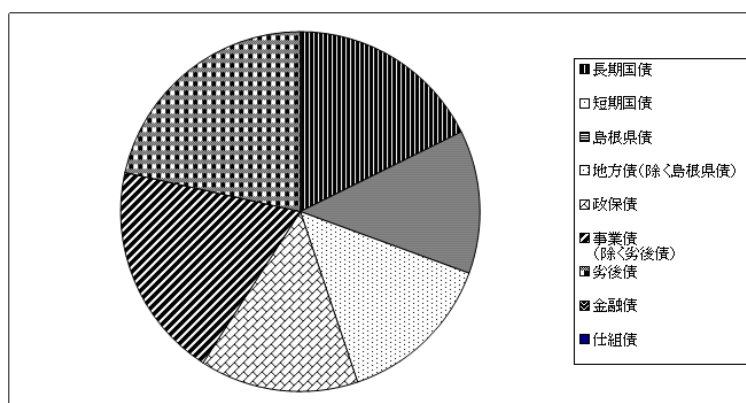
が外国人支援，4割が県民への人材育成，多文化共生などである。

県は，行政改革推進会議が外郭団体の方向性を出していることを受け，国際センターと県の役割分担を見直した結果，県は施策，国際センターは在住外国人の支援という分担になった。

(3) 有価証券の運用状況（平成24年3月末時点 百万円）

① 合計

長期 国債	中期 国債	島根 県債	地方債 (除く島 根県債)	政保 債	事業債 (除く劣 後債)	劣後 債	金融 債	仕組 債	合計
240	0	180	200	200	200	300	0	0	1,320



② 有価証券の運用明細（平成24年3月末時点，除く投資信託）

種別	額面金額	時価	時価 単価	残存期間	購入日	償還日	利率
長期国債	240	247	103.10	18年174日	H22.12.3	H42.9.20	1.90%
地方債	100	99	99.28	19年267日	H23.12.22	H43.12.22	1.83%
島根県債	180	180	100.00	55日	H14.5.24	H24.5.24	1.48%
政保債	200	200	99.84	19年257日	H24.1.5	H43.12.12	1.90%
事業債	200	201	100.34	13年86日	H23.11.28	H37.6.24	2.33%
劣後債	300	301	100.27	13年227日	H23.2.16	H37.11.12	1.95%
地方債	100	100	100.33	3年183日	H22.10.12	H27.9.26	0.38%
合計	1,320						

③ 運用方針等

当団体によると，運用規定は存在し，制限は下記の通り。

ただし，運用として，資金運用計画に基づき，期間は20年以下，為替・金利のリスクはとらない，としているとのこと。

当団体は、「市場の動向を注視しながら安全、適正かつ効率的に運用する」方針であることもあり、投資経験者を、専任の有価証券運用担当者としておいているとのこと。それもあり、当団体は、現状の有価証券管理体制で、十分であり、不安は無いと考えている。

(A) 投資可能な有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	仕組債
○	○ (格付けAA以上)	○ (格付けAA以上)	○ (格付けAA以上)

(B) 投資可能な期間

10年まで	20年まで	30年まで	無期限
○	○	×資産運用計画 による	×資産運用計画 による

理事会決議で、期間20年以下のものを買う方針である。

(C) 投資可能なリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
×	×資産運用計画 による	×資産運用計画 による	×

④ 会計方針等

その他有価証券として、時価評価している。

⑤ 運用体制

運用担当者	兼任業務	投資経験	経験概要	時間的制約等
専任者	-	経験	債券投資3年	無し

⑥ 運用の特徴

総額13億円の運用があり、運用益は30百万円であるから、運用利回りが1.8%と、高利回り運用を志向している。

事業債（野村ホールディングス債）2億円、劣後債（三菱東京UFJ銀行）3億円の合計5億円を保有することが特徴的である。

また5.4億円がほぼ20年と、長期投資が目立つポートフォリオになっている。また、上記の劣後債3.0億円も、他との比較からすると高い。

会計方針は、特徴的であるが、その他有価証券として、時価評価している。

(4) 預金運用について (平成 24 年 3 月末時点 百万円)

① 運用明細

預入先金融機関	種類	金額 (百万円)
山陰合同銀行	定期預金	38
山陰合同銀行	普通預金	49
島根銀行	定期預金	21
島根中央信用金庫	定期預金	130
ゆうちょ銀行	普通預金	0
合計		238

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
無し	無し

当団体によると、ペイオフへの考え方として、大口定期については、満期後、短期国債への切り替えを検討する、他の預金については、銀行の格付けに注意しながら、ディスクロージャー誌等で経営状況を適宜把握する方針であるとのことである。

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

① 指摘事項・・・タイムリーな時価認識

当団体は、会計方針として、時価評価すると同時に、超長期国債、事業債、劣後債を保有している。

当団体は、多くの団体と異なり、有価証券を時価評価している。

そのため、金利上昇等で、金融資産に数億円単位で損失を計上する必要性が出てくる可能性がある。

この点、当団体は、「市場の動向を注視しながら安全、適正かつ効率的に運用する」方針であることを表明している。更に、経験者を専任の有価証券運用担当者として配置し、管理体制は十分としている。

しかし、有価証券市場の変化は早く大きい。一方、当団体は、有価証券の売買等の決裁は理事長決裁としていることもあり、運用担当者だけでは売買できない。

よって、運用体制（フロント業務）の充実に加えて、よりスムーズなリスク対応ができるよう、タイムリーな時価把握ができるようなリスク管理体制（ミドル業務）の整備・迅速な意思決定の担保が必要であると考える。

② 意見・・・運用規定の厳密化

当団体は、運用規定を持つてはいるが、投資可能な有価証券の範囲として国債・地方債、政府保証債、事業債、劣後債、仕組債とあらゆる種類の有価証券に投資可能な幅広のものであり、他団体と比較しても緩めの制限である。

この点について、当団体は、「資金運用計画」により制限をかけているとのことであるが、他の団体と比べてリスクをとっていることから、より高度で厳密なリスク管理のため、運用規定の内容をより厳密化すべきである。

(2) 預金運用について

① 指摘事項
特に無し。

② 意見

当団体は、特定の金融機関（信用金庫）に、1.3億円の預金をおいている。

この点について、当団体としては、系統金融機関（信用金庫）は、利回りも比較的高く、また、上部団体の指導もあり比較的安全であるとの理解により、集中させたとのことである。

もっとも、当団体とすると、満期到来次第、ペイオフ対策を具体化する方針であるとのこと。

については、実効性のある対策を確実に実行されることが望ましい。

なお、また、比較的、預金運用金額が大きいことから、ペイオフ対策規定の策定も望まれる。

3 県に対する個別指摘事項

余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

① 事業継続の必要性

県の組織の他に、市町村の組織もあり、役割分担の明確化が必要である。

もっとも、現在、市町村の組織もそれほど充実しているわけではないから、並存的な事業であっても、必要性が無いとまではいえない。

② 資金使途

特段、余剰金保有の使途は無い。

③ 経営上の支障

資産は合計で16億円強あり、そのほとんどが金融資産である（金融資産・総資産比率99.61%）。

総収益は88百万円（うち、県の委託料52百万円）であり、支出は97百万円で、利益は9百万円の赤字である。

④ 指摘事項

特に無し

⑤ 意見

県からの出資・出えんの金額が10億円にのぼり、県の出資・出えん比率は78.96%であるが、現状、運用収益がすべて赤字補填に回っていて、なお赤字の状況である。

よって、余裕資金の寄付等の交渉は望ましくないとする。



【4】 公益財団法人しまね自然と環境財団

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成24年度, 24年度末, 千円)

県からの委託料, 補助金, 貸付金合計	331,807
委託料	278,369
(内, 指定管理料)	265,860
補助金	53,438
貸付金	0
総収益	440,840
総費用	441,774
利益	▲ 934
運用損益	771
運用利回り	0.39%
総資産合計	239,875
金融資産合計	195,986
金融資産・総資産比率	81.70%
県からの出資・出えん金額	123,000
県の出資・出えん比率	92.48%

(2) 事業について

本財団は、三瓶自然館サヒメル等を管理運営していた財団法人三瓶フィールドミュージアム財団（平成3年設立）を母体として、平成16年に財団法人ふれあいの里奥出雲財団の事業を、平成20年に島根ふれあい環境財団21の事業を継承し、同年、「財団法人しまね自然と環境財団」に名称変更した後、平成23年4月1日に公益法人に移行したものである。指定管理者制度は平成17年に導入された。

島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を行い、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全及び地域の振興に寄与することを目的とする。

事業内容は、三瓶自然館サヒメル、三瓶小豆原理没林公園および北の

原キャンプ場の管理運営・利用促進，利便向上に供する物販・貸出等の事業，自然に関する調査研究・普及啓発・教育等を行っている。

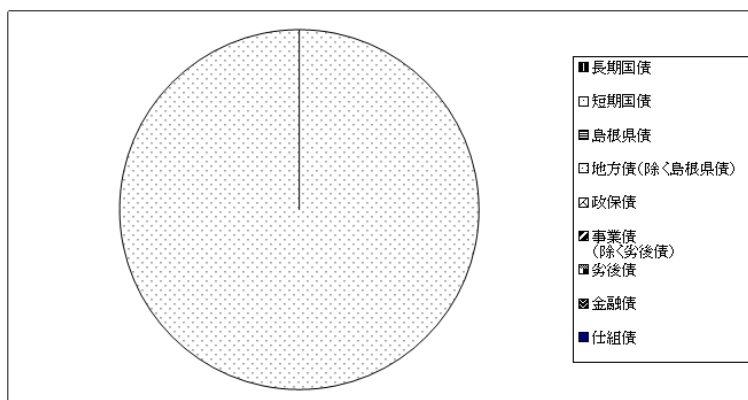
地域振興に関する目的・事業が公益財団に移行する際に追加された。三瓶自然館サヒメルと三瓶埋没林公園の管理・運営が全体業務の約70%を占める。三瓶山北の原キャンプ場，用品の貸し出し等は収益事業として課税対象としている。

人員のうち県OBは，団体から県に紹介を依頼して雇用している。

(3) 有価証券の運用状況（平成24年3月末時点 百万円）

① 合計

長期国債	中期国債	島根県債	地方債 (除く島根県債)	政保債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	金融債	仕組債	合計
0	133	0	0	0	0	0	0	0	133



② 有価証券の運用明細（平成24年3月末時点）

発行体名	種別	額面金額	時価	時価単価	残存期間	購入日	償還日	利率
国	短期国債	60,000	60,641	101.07	4年286日	H23.3.9	H27.12.20	0.50%
国	短期国債	53,000	53,256	100.48	4年86日	H21.3.26	H25.6.20	0.50%
国	短期国債	20,000	20,024	100.12	2年	H23.7.25	H25.7.15	0.20%
	合計	133,000						

③ 運用方針等

当団体によると，運用規定は存在し，制限は下記の通り。

ただし，運用として，期間は5年以下の国債の購入を行い，為替・金利等による元本リスクはとらない，としているとのこと。

当団体は，現状の未経験の経理事務担当者が投資を行っているという

有価証券管理体制では、時間的制約もあり不十分であるとしつつも、投資内容を安全なものに絞ることで不安は無いと考えている。

(A) 投資可能な有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	仕組債
○	△	△	△

△・・・運用で自粛

(B) 投資可能な期間

10年まで	20年まで	30年まで	無期限
5年まで○ 5年超は△	△	△	△

△・・・運用で自粛

(C) 投資可能なリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
×	×	×	○

④ 会計方針等

満期保有目的有価証券として、時価評価せず。

⑤ 運用体制

運用担当者	兼任業務	投資経験	経験概要	時間的制約等
兼任	経理	未経験	-	あり

(4) 預金運用状況（平成24年3月末時点 百万円）

① 運用明細

預入先金融機関	種類	金額（百万円）
山陰合同銀行	普通預金	32
山陰合同銀行	定期預金	10
島根中央信用金庫	定期預金	10
J A石見銀山	定期預金	10
合計		63

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
無し	1 金融機の預け入れは1000万円として、それを超える場合は、決済性預金とする

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

① 指摘事項

当団体は、運用規定を作成し、事実上、短期国債に運用を限定している。また、当団体は、担当者は、投資経験が無いとしつつも、相対的に有価証券市場のリスクについての理解は高く、それを踏まえて、為替・金利等による元本リスクはとらない、との方針が明確である。

よって、問題はない。よく管理されている。

② 意見

担当者が交代した場合のこともあり、運用を明文化した方がよいと考える。

(2) 預金運用について

① 指摘事項

ペイオフ対策規定は未作成であるが、1 金融機関への預け入れが 1000 万円を超える場合は、決済性預金とするとの方針が明確であり、担当者の理解も明確であり、よく管理されている。

② 意見

担当者が交代した場合のこともあり、ペイオフ規定を作成したほうがよいと考える。

(3) その他の事項について

① 指摘事項

特に無し。

- ② 意見
著名な研究者もいることから、より一層の活動を期待する。

3 県に対する個別指摘事項

余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

- ① 事業継続の必要性
三瓶自然館サヒメルは、全国的な知名度では、アクアス等に比べて落ちるものの、三瓶において、施設の運営だけでなく、自然に関する調査研究・普及啓発・教育等を行ない、自然公園の保護と利用の増進、環境保全、環境啓発事業等を行なうことの社会的価値は非常に高い。
よって事業の重要性、必要性、継続性は非常に高いと考える。
- ② 余剰金の使途
運用資金は、出資・出えん金見合いの基本財産である。
- ③ 経営上の支障
運用に対する依存度は小さい。
- ④ 指摘事項
特に無し。
- ⑤ 意見
当団体の運用資金は2億円あまりと小さく安全重視で運用されていること、自然を相手とする研究型・設備型の施設運営でもあり、不意の支出も予想されるので、慎重に検討したうえで、交渉すべきである。



【5】 公益財団法人しまね文化振興財団

(平成24年10月1日より公益財団法人)

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成23年度及び平成23年度末時点, 千円)

県からの委託料, 補助金, 貸付金合計	693, 628
委託料	651, 279
(内, 指定管理料)	565, 965
補助金	42, 349
貸付金	なし
総収益	1, 060, 182
総費用	1, 133, 200
利益	▲73, 019
運用損益	9, 870
運用利回り	0. 70%
総資産合計	1, 520, 766
金融資産合計	1, 475, 100
金融資産・総資産比率	97. 00%
県からの出資・出えん金額	200, 000
県の出資・出えん比率	100%

(2) 事業について

当団体は、島根県民の文化的生活を支え未来へ継承していくために、文化芸術に関する事業を行ない、県民福祉の向上に寄与することを目的とし、島根県民会館、島根県芸術文化センター「グラントワ」(いわみ芸術劇場)、八雲立つ風土記の丘、少年自然の家の管理運営等を行っている。島根県東西に二大拠点があり県内全域をカバーし、単に実演芸術を提供するだけでなく、県民の文化芸術活動の育成・支援・協働の方向を指向し、文化情報誌「キャッチ」の発行、県下の文化施設との協働事業や県民参加によるミュージカルの企画・制作等、施設の管理運営にとどまらない活動を行っている。

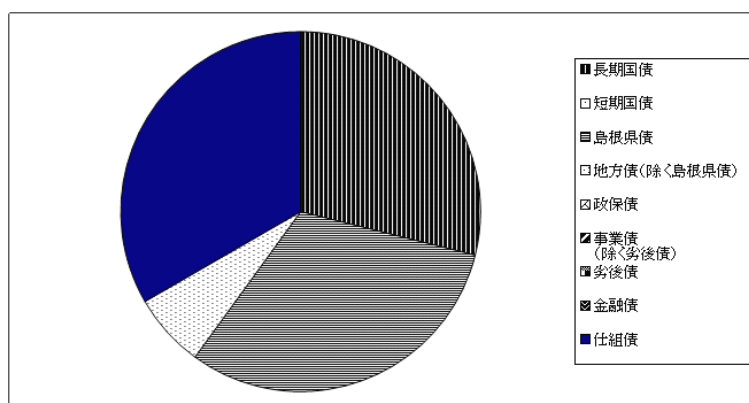
役員の数は従前に比べて減少している。県OBは現時点では一人だけで、県現職員はいない。

県民会館等の建物は、県の所有であり、運営だけを行う。よって、実物資産が無く、総資産のほとんどが金融資産である。その比率は97.0%に上る。

(3) 有価証券の運用状況 (平成24年3月末時点 百万円)

① 合計

長期国債	中期国債	島根県債	地方債 (除く島根県債)	政保債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	金融債	仕組債	合計
130	0	140	30	0	0	0	0	150	450



② 有価証券の運用明細

種類	額面	期間	満期日	利率
島根県債	60	10年	H24. 5. 24	1.48%(償還済)
島根県債	30	5年	H25. 11. 27	1.14%
島根県債	50	5年	H26. 11. 27	0.80%
地方債	30	10年	H26. 7. 25	1.80%
長期国債	130	10年	H28. 9. 20	1.70%
仕組債	100	30年 (繰上げ償還条項付)	H49. 12. 20	1年目5% 以降25%×豪ドル÷96.6円 -20%(最低利率0%)
仕組債	50	30年 (繰上げ償還条項付)	H50. 4. 23	1年目5%, 以降35%×豪ドル÷95.1円 -30%(最低利率0%)
合計	450			

③ 運用方針等

当団体によると、運用規定は無く、投資実績は下記の通り。

当団体によると、現状の有価証券管理体制は未経験者が兼務しているが、それで十分であり、不安は無いと考えている。

専任の有価証券運用担当者をおく予定は無い。

(A) 投資実績のある有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	仕組債
○	—	—	○

(B) 投資可能な期間

10年まで	20年まで	30年まで	それ以上
○	○	○	—

運用で、期間10年としている。

(C) 投資可能なリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
×	○	—	—

④ 会計方針等

満期保有目的有価証券として保有（損失は財務会計上顕出しない）。

⑤ 運用体制

運用担当者	兼任業務	投資経験	経験概要	時間的制約等
兼任	企画	未経験	-	無し

⑥ 運用の特徴

運用資産の総合利回りは0.7%程度と、利回りの的にはミドルリスクミドルリターンの数字であり、仕組債を除けば、穏当な運用である。

当団体の運用合計は、4.5億円であり、長期国債、地方債が3分の2であるが、ユーロ円建仕組債2本合計1.5億円がある。

ユーロ円建仕組債のうち、1本が、額面1億円、期間30年（繰上げ償還条項付）、利率1年目5%、以降25%×豪ドル÷96.6円-20%（最低利率0%）、残りの1本が、額面50百万円、期間30年（繰上げ償還条項付）、利率1年目5%、以降35%×豪ドル÷95.1円-30%（最低利率

0%) である。

これらのユーロ円建仕組み債は、利率について、1年間固定金利で、それ以降は、オーストラリアドル為替によって変動する変動金利型である。そして、期間について、30年と超長期であるが、繰上げ償還条項があり、円安になると繰り上げ償還される。

しかし、当団体は、為替見通しにつき、「現状のままなら・・・」といった予想に終止、具体的な為替見通しを持っていない。

当団体は、運用規定は無いが、長期債はこれ以上増やさない方針。

未経験者が投資を兼務として扱う。

会計方針は、満期保有目的有価証券として保有（損失は財務会計上顕出ししない）。公益認定を受けた後、特定資産の運用も含めてすべて、満期保有有価証券とする方針である。

(4) 預金運用について（平成24年3月末時点 百万円）

① 運用明細

預入金融機関	種類	金額（百万円）
山陰合同銀行	普通預金	814
山陰合同銀行	定期預金	167
島根銀行	普通預金	19
島根銀行	定期預金	20
しまね信用金庫	普通預金	1
郵便貯金	普通貯金	2
合計		1,022

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
無し	金融機関の経営状況の把握

③ 概要

特定の銀行に、普通預金として8.1億円、定期預金として1.7億円を集中させている。

当団体は、ペイオフ対策の規定はないが、山陰合同銀行からは中間決算時も含めて、経営状況の説明を受け、経営状況の把握に努めている。

この点、当団体からは、山陰合同銀行は、「基本的にまったく心配のない金融機関であると認識しています。また世間一般にもそのように認知されており、ペイオフという言葉も忘れられようとしている今のご時

勢に、直ちに利息の付かない決済性預金へ預け替えますということを銀行へ申し出ることには違和感がある」としている。

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

① 指摘事項

(A) 運用規定策定について

運用資産の総合利回りは0.7%程度と、利回りの的にはミドルリスクミドルターンの数字であり、仕組債を除けば、穏当な運用である。

しかし、規定上、仕組債まで購入可としているのであるから、それに内包するリスク等について、詳細な運用規定を策定すべきである。

(B) 仕組債の管理について

ユーロ円建仕組債2口は、いずれもオーストラリアドル為替にリンクしたものであるが、当団体には、オーストラリアドル為替をヘッジするような業務は無い。

また、当団体には、オーストラリアドルの為替動向を組織的に観察する体制も備わっておらず、リスクを機動的にコントロールするまでは難しいと思われる。

よって、当団体は、最低限の対応として、既収の利益と将来のリスク等を比較計算し、為替がいくら変動したらどうするか等の対応方針を事前策定しておくことが必要である。

(C) 時価管理について

保有有価証券は、**満期保有有価証券**であり、時価の損益は計上しない。また、公益認定を受けた後、特定資産の運用も含めてすべて、満期保有有価証券とする方針である。

しかし、ユーロ円建仕組債も、為替動向次第で、無利息の30年債となる債券であるから、場合によっては、大幅に時価が減価する可能性がある。

よって、当団体は、時価を適宜把握することが必要である。

- ② 意見
特に無し。

(2) 預金運用について

① 指摘事項

当団体は、ペイオフ対策として「例えば、中期の国債運用等の対応がふさわしいと考えます。」とも回答しており、検討を開始するようでもある。

一方、当団体からは、山陰合同銀行に対し圧倒的な信頼をおき、世間一般も含めて、ペイオフも忘れ去られようとしている、との回答もある。

この点について、本監査は、当団体の自主判断まで踏み込むものではなく、現在の金融機関の収益状況からも、すぐにペイオフ対策の実施の必要性が顕在化しているわけではないから、当団体が、ペイオフ対策の必要は無いと総合的に判断し、山陰合同銀行に預金を存置するのであれば、それは当団体の主体的判断として、指摘事項とするものではない。

② 意見

指摘事項とはしないが、ペイオフ対策としては、短期国債運用、預金分散等、多少の選択肢があり、また、決済性預金へ振り替えたとしても、失う利息金額は非常に小額である。

また、いくら経営が安定していると言われる山陰合同銀行であっても、資産ポジション上、1兆円規模の長期国債投資を行い長期金利上昇リスクをとっている。そうすると、仮に、保有国債の時価が1割下落した場合（保有金額は不変とする）は、経常利益を大きく上回る損失を計上することになる。金融機関は機動的なリスク管理をしており、損失発生前に、売却等を行うと思われ、経営に波及することは無いとは思うものの、金融機関は、潜在的に非常に大きなリスクに日々直面していると言っても過言では無い。そして、当団体の同行の経営に対する信頼の根拠については、特に説明されていない。

したがって、当団体が、多額の預金を山陰合同銀行に継続存置する場合には、その運用資金はもともとは県民のお金であり、その安全性を確保する必要は高いことから、当団体は、金融環境の変化を注視し、実証的に、山陰合同銀行の経営評価をすることが望ましいと考える。

3 県に対する個別指摘事項

(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

① 事業継続の必要性

広く県内の文化芸術に関する事業を行うことは、県の政策目的の達成に不可欠な事業である。

② 資金使途

当団体に対して、県は、本県の文化振興の中核として財団の役割が十分に発揮されるよう毎年の補助という形ではなく、単年度編成の県の予算制度にとらわれず、長期的な展望に立った、継続的かつ弾力的な事業の実施が可能な運用財産として、平成11年度末に、出えん金10億円を供出した。

これは助成金という位置づけであり、議会の承諾を得て、将来分の支出を単年度に可決して、資金をプールしたものであるから、特定目的を解除出来ない資金であると考える。

また、資産運用のうち、「退職給与引当積立預金」1.5億円がある。これは、負債勘定である「退職給与引当金」に対応するものである。任意の積立金ではあるが、当団体の経営安定上、資金手当をする必要のあるものであり、使途が特定されている資金に準じるものとみるべきである。

さらに、財団運営資金準備積立預金（1.4億円）及び文化事業準備積立預金（2.1億円）がある。これは、同団体によると、業務の効率化で生み出した資産を公益目的事業実施のために取り崩して充当する予定ということである。

③ 経営上の支障

総収益10億円に対して、総費用11億円と、1億円近い赤字となっている。

総資産合計が14.8億円であるが、ほぼ全額金融資産であり、金融資産・総資産比率は97.0%に上る。もっとも、運用益は、10百万円程度である。

④ 指摘事項

特に無し。

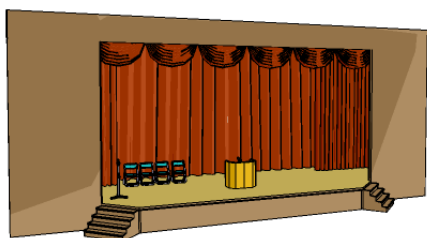
⑤ 意見

当団体は、県の100%出資・出えん先であり、指定管理を含む県からの支出が、収入の6割を超え強力な影響力があると思われる。

もっとも、当団体は、正味財産が減少する赤字経営をしており、更に、運用資金のうち、「運用財産積立預金」は、財団が本県の文化振興の中核を担う組織として十分役割を発揮できるよう、県が、事前に支出した準備金的性格の出えん金である。そうすると、他の特定目的の資金を除くと、県への寄付の検討の勧奨・交渉が可能となる資金は、小額となる。そして、それも当団体によると、県からの出捐金は、文化事業を行うための取り崩しを前提とした運用財産であること、また、独自事業の部分についても、県の文化振興を図っていくために赤字覚悟で取り崩しをしているとする。

毎年の正味財産の減少額は変動する可能性が大きいですが、平成23年度の赤字は73百万円に上ることから、運用財産積立金の残額は、10年待たずに枯渇することが予想される。

よって、県は、当団体と中長期的視点での計画を策定し、県への寄付可能な金額は無いかを慎重に検討の上で、仮にそれがあれば、寄付の勧奨・交渉をすべきである。



【6】 公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金

(平成24年4月1日より、公益財団法人)

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成23年度及び平成23年度末時点, 千円)

県からの委託料, 補助金, 貸付金合計	0
委託料	0
(内, 指定管理料)	0
補助金	0
貸付金	0
総収益	25,127
総費用	73,013
利益	▲47,886
運用損益	24,990
運用利回り	1.62%
総資産合計	1,788,510
金融資産合計	1,544,728
金融資産・総資産比率	86.37%
県からの出資・出えん金額	1,784,061
県の出資・出えん比率	99.8%

(2) 事業について

当団体は、平成5年に「財団法人島根県みどりの担い手育成基金」として設立された。設立当時は林業従事者の就労条件の改善のため森林組合等に補助金等を交付することをその趣旨としていたが、時代が変化する中、現在では、島根県内で森林整備に従事する者の確保・育成に関する事業を行い、県土の保全、水資源の確保、地球温暖化防止などの森林機能を維持・増進することを目的とし、森林の公益的機能に主眼がある。

事業内容は、林業従事者の充実を図るために、助成金の交付、新規従事者の育成等である。平成23年度は、林業従事者の労働条件改善のため、森林組合が負担する社会保険料を助成金として交付、40歳未満の若年層新規就業者の定着を図るため、森林組合に約3千万円を助成、現場技術者を養成するため、約3千5百万円を森林組合と島根県林業公社、

島根県森林組合連合会に助成するなどの事業を行った。

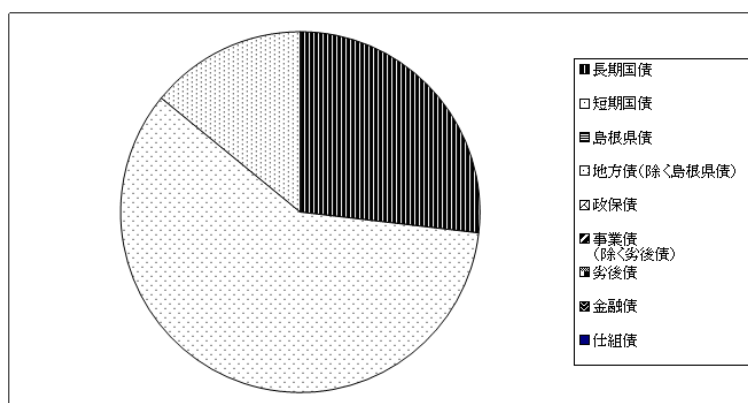
なお、当団体は、公益法人に移行し、平成24年度からは「公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金」となっている。

当団体は、設立当時は22億円で設立されたが、低金利による運用益の減少により基金を取り崩し、現在では約16億円に減少している。

(3) 有価証券の運用状況 (平成24年3月末時点 百万円)

① 合計

長期国債	中期国債	島根県債	地方債 (除く島根県債)	政保債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	金融債	仕組債	合計
400	880	0	210	0	0	0	0	0	1,490



② 有価証券の運用明細

種別	額面金額	時価	時価単価	期間	購入日	償還日	利率
長期国債	100	103	103.34	10年	H16.10.29	H26.9.20	1.50%
長期国債	120	125	103.96	10年	H17.3.22	H27.3.20	1.50%
長期国債	100	100	100.27	10年	H19.6.20	H24.6.20	1.40%
長期国債	130	133	102.18	10年	H19.6.20	H25.9.20	1.60%
長期国債	100	107	106.53	10年	H19.6.20	H28.12.20	1.70%
長期国債	100	108	107.50	10年	H19.6.20	H29.6.20	1.80%
長期国債	50	54	107.15	10年	H20.6.11	H29.9.20	1.70%
長期国債	180	195	108.06	10年	H20.6.20	H30.6.20	1.80%
長期国債	400	411	102.82	20年	H23.6.22	H43.6.20	1.90%
地方債	110	116	105.26	10年	H21.7.30	H31.7.30	1.44%
地方債	100	104	104.37	10年	H21.10.23	H31.10.25	1.34%
合計	1,490						

③ 運用方針等

当団体によると、運用規定は無く、団体の運用として、20年までの国債と地方債への投資に限っている。

当団体は、未経験者の総務担当者が投資を行なっているが、時間的制約も無く、投資管理としては十分であり、不安は無いと考えている。

(A) 投資実績のある有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	仕組債
○	—	—	—

(B) 投資実績のある期間

10年まで	20年まで	30年まで	それ以上
○	○	—	—

(C) 投資実績のあるリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
—	—	—	—

④ 会計方針等

満期保有目的有価証券として、時価評価せず。

⑤ 運用体制

運用担当者	兼任業務	投資経験	経験概要	時間的制約等
兼任	業務全般	未経験者	—	無し

⑥ 運用の特徴

運用合計は15億円あり、短期国債が過半数、他は、長期国債と地方債が半分ずつであるから、信用リスクについてはきわめて限定的にしかとっていない。

また、その運用益は25百万円であるから、運用利回りが1.4%となり、金利リスクをとる長期債運用により比較的高利回りを出している。

当団体によると、運用規定は無いが、団体の運用として、20年までの国債と地方債への投資に限っている。

また、当団体は、未経験者の総務担当者が投資を行なっているが、時間的制約も無く、投資管理としては十分であり、不安は無いと考えてい

る。

会計方針は、満期保有目的有価証券として、時価評価していない。

(4) 預金運用状況（平成 24 年 3 月末時点 百万円）

① 運用明細

預入金融機関	種類	金額（百万円）
山陰合同銀行	普通預金	11
山陰合同銀行	定期預金	283
合計		294

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
無し	金融機関の財務状況をチェック

特定の銀行に 294 百万円の預金がある（うち定期預金が 283 百万円）が、ペイオフ対策規定は無く、ペイオフの具体的対策については、金融機関の財務状況をチェックするにとどまる。

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

① 指摘事項

当団体の有価証券運用総額は、約 15 億円で、8 割りが国債。国債のうち、2 / 3 が長期国債、1 / 3 が短期国債である。残りは地方債である。よって、信用リスクについてはきわめて限定的にしかとっていない。また、運用金額のうち最大の 400 百万円は、金利リスクの大きい 20 年物の超長期国債で運用されているが、残余の国債は 10 年ものであり、実際の残存期間もバラけている。

よって、金利リスクが過大とは言えず、その運用益は 25 百万円、運用利回りは 1.4%にとどまり、長期債運用により比較的高利回りを出しているといえるが、ミドルリスクミドルリターン型の運用であるといえる。

もっとも、当団体は、運用として 20 年までの国債と地方債への投資

に限ってはいるが、運用規定そのものは策定していない。また、投資は、未経験者の総務担当者が兼務で投資を行なっている。

よって、より詳細な投資管理規定の策定が必要であると考ええる。

② 意見

当団体は、会計方針として、満期保有目的有価証券として、時価評価していないこと、また、国債中心の運用であり、信用リスクは小さく、時価が崩れても、洗い替えの必要は乏しいと思える。

もつとも、超長期国債の投資が比較的大きい。

よって、時価の把握も視野に入れて管理することが望ましい。

(2) 預金運用について

① 指摘事項

当団体は、特定の金融機関（信用金庫）に、55百万円の預金をおいている。

しかし、当団体は、ペイオフ対策規定は無く、また、ペイオフ対策は、金融機関の財務状況をチェックするにとどまる。

よって、早急に、規定の策定とペイオフ対策をすべきである。

② 意見

特に無し。

(3) その他の事項について

① 指摘事項

特に無し。

② 意見・・・取り崩し手続の煩雑さについて

当団体は、直近2年度において一般正味財産増減に赤字が生じており、特に平成22年度は基本財産の取り崩しを行っている。

当団体の定款第5条4項によると、当団体が、基本財産の一部処分および基本財産からの除外を行う際は、理事会および評議員会の承認が必要となっている。

しかし、基本財産を取り崩して不足に充当することが予定されている団体なのであるから、煩雑な手続は、法人運営上、非効率である。

この点について、そもそも取り崩しが予定されている財産については、基本財産ではなく、具体的な使用計画を作成して特定資産の形で保有し、その使用目的に合致する限りにおいて自由に取り崩しができるようにすべきであると考えます。

3 県に対する個別指摘事項

(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

① 事業継続の必要性

県は、法定外目的税（水と緑の森づくり税）創設も行い、水源涵養、荒廃森林の再生等に力を入れる方針である。

当団体は、この県の政策目的を達成するのに不可欠な機関であるから、事業の重要性、必要性、継続性は非常に高いと考える。

② 資金使途

本基金は、設立当時は 22 億円で設立されたが、低金利による運用益の減少により基金を取り崩し、現在では約 16 億円に減少している。将来的にも、当団体は、運用収益以外に実質的な収入源がなく、当団体は赤字を経常的・継続的に出し、正味財産 1,749 百万円を約 35 年で使い果たすことが予定されている。

③ 経営上の支障

赤字状況であり、運用益が無くなると赤字が拡大する。

④ 指摘事項

特に無し。

⑤ 意見

特に無し。

むしろ、消極意見である。

なぜなら、当団体が行う事業は、公益法人制度上の公益目的事業であり、赤字発生が不可避と見込まれる。そして、それに伴ない、正味財産としての運用の取崩しが予定されている。

よって、当団体においては、県に、金融資産を県への寄付の検討の勧奨・交渉等をさせることは検討すべきではない。



【7】 島根県漁業信用基金協会

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成23年度及び平成23年度末時点, 千円)

県からの委託料, 補助金, 貸付金合計	0
委託料	0
(内, 指定管理料)	0
補助金	0
貸付金	0
総収益	63,933
総費用	42,059
利益	21,873
運用損益	47,698
運用利回り	1.80%
総資産合計	3,744,007
金融資産合計	2,666,699
金融資産・総資産比率	71.21%
県からの出資・出えん金額	1,226,550
県の出資・出えん比率	57.28%

(2) 事業について

当団体は、漁業者への資金の貸付の債務保証を目的としており、信用保証協会の漁業版である。設立根拠法（中小漁業融資保証法）上、出資会員のみが債務保証を受けられる。会員の漁業者は115で、会員は、従業員が300人以下、船舶3000トン以下の漁業者である。

人員は、常勤理事1名が県OBであり、また、非常勤理事のうち1名が県OBであり、1名が現職県職員である。

島根県の水産規模（水揚げ）は、かつては400億円で推移していたが、マイワシが減ったこともあり、現在は200億円強に減少し、企業的漁業は減少の一途にある。そのため、保証規模は10年間で7分の1になり、残高20億円を下回る規模が続き、資産運用益が保証料収入より多いのが実態である。

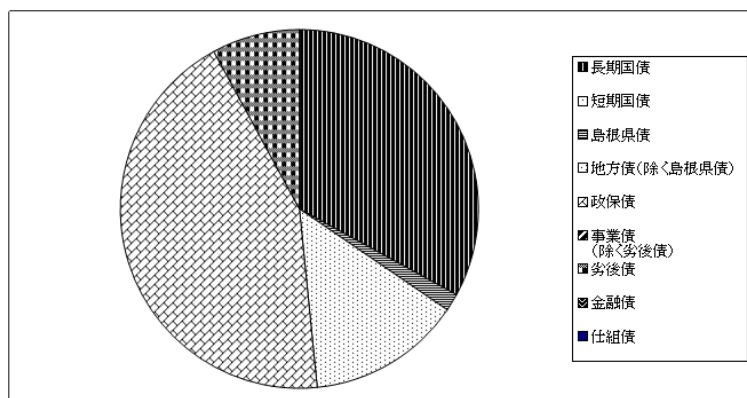
当団体としては、厳しい経営環境にある中小漁業経営体への運転資金

需要への対応とともに、漁船の老朽化を受け、将来的に更新需要（新造船では7～8億円／艘）が出てくる見込みであることから、漁業関係者向けの専従融資補助機関として当団体の存続意義がある、と説明している。

(3) 有価証券運用状況（平成24年3月末時点 百万円）

① 合計

長期 国債	中期 国債	島根 県債	地方債 (除く島 根県債)	政保 債	事業債 (除く 劣後 債)	劣後 債	金融 債	仕組 債	合計
830	0	40	350	1,100	0	200	0	0	2,520



② 有価証券の運用明細

発行体名	種別	額面 金額	時価	時価 単価	期間	購入日	償還日	利率
日本国	長期国債	300	320	106.61	20年	H21.11.2	H41.9.20	2.10%
日本国	長期国債	530	548	103.48	20年	H22.6.15	H34.12.20	1.40%
島根県	島根県債	40	40	100.00	10年	H14.5.24	H24.5.24	1.48%
大阪府	地方債	130	134	103.07	10年	H16.9.29	H26.9.29	1.50%
埼玉県	地方債	120	129	107.12	10年	H18.11.29	H28.11.29	1.90%
地方債協会	地方債	100	106	106.29	10年	H18.12.28	H28.12.22	1.70%
日本高速道路保有・債務返済機構	政保債	200	214	107.23	20年	H20.12.26	H39.12.20	2.25%
日本高速道路保有・債務返済機構	政保債	200	203	101.52	20年	H23.7.27	H43.7.31	1.90%
住宅金融支援機構	政保債	100	106	105.63	20年	H22.2.18	H37.3.19	1.94%

発行体名	種別	額面金額	時価	時価単価	期間	購入日	償還日	利率
住宅金融支援機構	政保債	200	213	106.54	20年	H22.3.1	H42.2.18	2.29%
住宅金融支援機構	政保債	200	199	99.52	10年	H24.3.13	H34.3.18	1.07%
地方公共団体金融機構	政保債	200	199	99.44	10年	H24.3.19	H34.3.28	1.01%
三菱東京UFJ銀行	劣後債	100	102	102.10	10年	H20.12.26	H30.12.26	当初5年 2.49%,以降 L+2.9%
三菱東京UFJ銀行	劣後債	100	103	102.65	10年	H21.6.10	H31.6.10	当初5年 1.99%,以降 L+2.5%
合計		2,520						

③ 運用方針等

当団体によると、運用規定は存在し、制限は下記の通り。

ただし、運用として、理事会で、投資時のリスク対策として、期間、銘柄の分散、債券の入替え、等の対策をとっているとのこと。また、今後、有価証券が元本割れになった場合、入れ替えや満期保有の検討を行い損失の拡大を避ける方針。

ただし、当団体によると、現状の有価証券管理体制は十分であり、不安は無く、専任の有価証券運用担当者をおく予定はない。

(A) 投資可能な有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	仕組債
○	○	○	—

(B) 投資可能な期間

10年まで	20年まで	30年まで	無期限
○	○	×理事会決議	×理事会決議

理事会決議で、期間20年以下のものを買う方針である。

(C) 投資可能なリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
×	×	○	×

④ 会計方針等

特徴的であるが、当団体によると、有価証券は、満期保有目的有価証券にはせず、時価評価する（資本直入法）。

⑤ 運用体制

運用担当者	兼任業務	投資経験	経験概要	時間的制約等
兼任	専務理事	未経験者	—	問題無し

⑥ 運用の特徴

当団体の有価証券運用総額は、約 25 億円で、その運用益は 48 百万円であるから、運用利回りが 1. 8 % と高利回り運用を志向している。

運用内訳は、国債より利回りが高い政府保証債が一番多く、次いで、長期国債を保有する。国債・政保債は、期間 10 年から 20 年の全部長期であり、金利リスクをとっていると言える。また、事業債でも変動利付き型の劣後債を 2 億円保有しており、信用リスクもとっていると言える。

なお、当団体は、会計処理として、有価証券投資を満期保有目的有価証券とせず、評価損益を資本直入れ法をとっている。そのため、債券の時価変動がバランスシートに実現する。

例えば、長期金利 2 % 上昇により、3 割の毀損があったとすると、あがれば、2. 5 億円が、含み損ではなく、純資産から減ぜられる。

そして、当団体によると、運用規定は存在し、運用として、理事会で、投資時のリスク対策として、期間、銘柄の分散、債券の入替え、等の対策をとっている。

そして、今後、有価証券が元本割れになった場合、入れ替えや満期保有の検討を行い損失の拡大を避ける方針である。

なお、会計方針は、特徴的であるが、当団体によると、有価証券は、満期保有目的有価証券にはせず、時価評価する（資本直入法）。

(4) 預金運用について（平成 24 年 3 月末時点 百万円）

① 運用明細

預入金融機関	種類	金額（百万円）
J F しまね漁協	定期預金	147
合計		147

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
無し	無し

関係の金融機関（JFしまね漁協）に定期預金を1.5億円おくが、ペイオフ対策規定も無く、ペイオフの具体的対策もしていない。

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

① 指摘事項

ハイリスク型運用に対応する規定の厳密化と体制の整備

当団体の有価証券運用総額は、約25億円で、その運用益は48百万円であるから、運用利回りが1.8%と高利回り運用を志向している。

この点、運用内訳をみると、国債より利回りが高い政保債が一番多く、次いで、長期国債を保有する。そして、保有する国債・政保債は、期間10年から20年であるから、金利リスクをとって、運用利回りを上げていると言える。

また、一方で、劣後債を2億円保有しており、信用リスクも、全体の1割の運用でとっていると言える。

よって、ハイリスク型運用に対応する規定の厳密化と体制の整備が必要であると考ええる。

② 意見

当団体は、会計処理として、有価証券投資を満期保有目的有価証券とせず、評価損益を資本直入れ法をとっている。そのため、債券の時価変動がバランスシートに実現する。そのため、市場変動により、数億円単位での損益が発生し、含み損ではなく、純資産から増減させられる。

この点、当団体は、時価変動を認識する会計処理を行っていることもあり、開示の点では非常に健全であるといえる。

また、有価証券の時価は、日々変動するので、本来、リアルタイムで把握し、リスク管理を行ない、機動的に売買する必要がある。

この点、当団体によると、有価証券の時価を「毎日」把握できる方策を講じ、また、売買も機動的にできる意思決定構造としているとのこと。そうであれば、リスク管理の観点からも、健全であるといえる。

もっとも、当団体の運用管理は、未経験者である専務理事が、兼務で

行っている。

よって、実際に、有価証券が元本割れとなるような時に、当団体において、機動的な意思判断を行い、有価証券売買を行い、損失の発生を回避できるよう、投資の習熟をはかることが望まれる。

(2) 預金運用について

① 指摘事項
特に無し。

② 意見

預金は全額、J F しまね漁協に、定期預金 146 百万円を預け入れているが、業務の性質上、預金先を J F しまね漁協の 1 機関とすること自体は不合理とはいえない。

しかしながら、ペイオフ対策規定も無く、また、ペイオフの具体的対策もとっていない。

また系統金融機関は、上部金融機関は磐石で、強力な経営指導があるとしても、下部機関の財務体質は問題があるところも多いと思われる。

よって、何らかのペイオフ対応は検討した方が安心と考える。

3 県に対する個別指摘事項

(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

① 事業継続の必要性

当団体では、将来の新造船が期待できるとしているが、現在、具体的な設備投資にかかる保証申し込みも無く、予想にしか過ぎない。

もっとも、保証の申し込みが無い状態であるとしても、島根の水産業の発展のため、当団体の事業の重要性・必要性は高く、保証の需要が具体化した際には、即応できる状況でなくてはならない。

よって、県において、事業の継続を前提に、制度的制約を検証し、類似他機関において当団体業務の代替性があるか、業務委託できるか、再編の可能性はあるか、等を主体的に検討し、大所高所に立った視点で、積極的にバックアップすべきと考える。

例えば、

(A) 他の機関での代替性が無く、当団体の法人格維持の必要がある場合

- ・ 同規模近隣所在である鳥取の漁業信用基金協会との合併
 - ・ ブロックごとの大合併
 - ・ 全国一本化（当団体は、全国一本化の検討を中央に具申している。）
- (B) 他の機関で代替が可能である場合
- ・ その機関との合併，事業譲渡等を検討すべきである。

② 資金使途

法律により，保証残高に見合った基金の保有が必要であり，預金，有価証券等による運用が義務づけられている。

③ 経営上の支障

利益は22百万円あるが，運用収益48百万円あり，運用がなくなると，赤字化する。

④ 指摘事項

特に無し。

⑤ 意見

①で述べたとおりであるが，事業の継続を前提に，まずは，当団体が単独で法人格を維持する必要性の有無を検討すべきである。

他県漁業信用保証協会との合併，他機関との合併等について，検討すべき旨は提言するが，その方法・優先順位については，県としても主体的な判断に基づき，積極的にバックアップすべきである。

ここで重要なのは，県資産の効率性の観点から，不効率な資金運用を放置しないことである。

【 8 】 島根県信用保証協会

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成23年度及び平成23年度末時点, 千円)

県からの委託料, 補助金, 貸付金合計	23,733
委託料	0
(内, 指定管理料)	0
補助金	23,733
貸付金	0
総収益	7,659,416
総費用	6,995,640
利益	663,776
運用損益	475,871
運用利回り	1.97%
総資産合計	272,933,979
金融資産合計	24,107,427
金融資産・総資産比率	8.8%
県からの出資・出えん金額	4,612,523
県の出資・出えん比率	24.98%

(2) 事業について

当団体は、信用保証協会法を根拠法として設立され、中小企業者等が金融機関から貸付等を受ける際の債務保証を主たる業務とし、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的としている（同法1条）。

(3) 有価証券運用状況 (平成24年3月末時点 百万円)

① 有価証券運用合計

長期 国債	中期 国債	島根 県債	地方債 (除く島 根県債)	政保債	事業債 (除く 劣後債)	劣後 債	金融 債	仕組 債	合計
0	0	300	7,400	3,031	3,200	5,700	100	0	19,731

② 有価証券の運用明細

発行体名	種別	金額（百万円）
埼玉県	地方債	400
千葉県	地方債	300
東京都	地方債	1,400
神奈川県	地方債	900
横浜市	地方債	100
静岡県	地方債	300
愛知県	地方債	200
名古屋市	地方債	500
京都市	地方債	300
島根県	地方債	300
岡山県	地方債	300
福岡県	地方債	100
福岡市	地方債	100
共同発行市場	地方債	1,500
埼玉県	地方債	200
東京都	地方債	100
神奈川県	地方債	200
横浜市	地方債	400
長野県	地方債	100
日本高速道路	政保債	700
公営企業	政保債	501
首都高速	政保債	100
中小企業	政保債	100
道路債券	政保債	200
地方公共団体機構	政保債	500
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	政保債	100
名古屋高速道路	政保債	300
福岡北九州高速道路	政保債	530
商工組合中央金庫	金融債	100
東京電力	事業債	700
関西電力	事業債	200
中国電力	事業債	200
東北電力	事業債	300
九州電力	事業債	100
フジテレビジョン	事業債	100
日立製作所	事業債	100
三井物産	事業債	100
三菱商事	事業債	300
みずほコーポレート銀行	劣後債	600
みずほ銀行	劣後債	1,000
三菱東京UFJ銀行	劣後債／事業債	1,300
りそな銀行	劣後債	600
三菱UFJ信託銀行	劣後債	300
住友信託銀行	劣後債	500
中央三井信託銀行	劣後債	200
三井住友銀行	劣後債	1,200
オリックス	事業債	600
野村證券	劣後債	300
三井不動産	事業債	100
住友不動産	事業債	100
合計		19,731

③ 運用方針等

当団体によると、運用規定は存在し、制限は下記の通り。

ただし、運用として、10年までの債券としているとのこと。また、有価証券が元本割れになった場合でも、満期保有有価証券として含み損が財務諸表上は現れないので、特に具体的な行動指針は無い。

当団体によると、現状の有価証券管理体制は十分であり、不安は無く、専任の有価証券運用担当者をおく予定はない。

(A) 投資可能な有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	仕組債
○	○	○	回答無し

(B) 投資可能な期間

10年まで	20年まで	30年まで	無期限
○	△	△	△

△＝運用で、期間10年としている。

(C) 投資可能なリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
○	×	×	○

④ 会計方針等

満期保有目的有価証券として保有（損失は財務会計上顕出しない）。

⑤ 運用体制

運用担当者	兼任業務	投資経験	経験概要	時間的制約等
兼任	理事会・監査会事務局，予算・決算，契約，給与関係	未経験者	—	問題無し

⑥ 運用の特徴

当団体の有価証券運用総額は、197億円にものぼり、国債は保有せず、地方債、政保債の93億円の他、事業債、劣後債で90億円保有している。事業債は、東京電力、関西電力、中国電力等の電力債、フジテレビジョン、日立製作所、三井物産、三菱商事等の有名企業の事業債、みずほコーポレート銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行等の事業債

及び劣後債である。

その運用益は4.8億円であるから、運用利回りが2.4%と高利回り運用を志向している。

特徴的なのは、長期は10年までとしていることである。国債より利回りが高い地方債・政府保証債で全体の5割を占め、事業債や劣後債はあるが、仕組債は保有していない。期間を10年以下とすることで期間リスク（金利リスク）を最小限としつつ、事業債・劣後債の投資金額が多い。また、東京電力債を7億円保有している。

会計方針は、満期保有目的有価証券として保有し、損失は財務会計上顕出しない。運用担当者は、兼務であり、投資経験は無い。

(4) 預金運用状況（平成24年3月末時点 百万円）

① 運用明細

預入金融機関	種類	金額（百万円）
山陰合同銀行	定期預金	3,504
山陰合同銀行	普通預金	426
島根銀行	定期預金	103
島根銀行	普通預金	20
島根中央信用金庫	定期預金	97
島根中央信用金庫	普通預金	12
しまね信用金庫	定期預金	33
しまね信用金庫	普通預金	7
島根益田信用組合	普通預金	2
島根益田信用組合	定期預金	18
みずほ銀行	普通預金	3
みずほ銀行	定期預金	2
ゆうちょ銀行	普通預金	2
いずも農業協同組合	定期預金	1
県信用農協連合会	普通預金	33
広島銀行	普通預金	1
広島銀行	定期預金	1
三菱東京UFJ銀行	定期預金	2
山口銀行	定期預金	11
商工組合中央金庫	普通預金	2
商工組合中央金庫	定期預金	24
西中国信用金庫	普通預金	2
西中国信用金庫	定期預金	14
鳥取銀行	普通預金	1
鳥取銀行	定期預金	20
日本海信用金庫	定期預金	39
米子信用金庫	普通預金	7
米子信用金庫	定期預金	22
合計		4,376

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
無し	預金先の信用状況を適宜チェックしている

③ 概要

多数の金融機関に多額の預金をおいているが、ペイオフ対策規定は無く、ペイオフの具体的対策としては、預金先の信用状況を適宜チェックしている。

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

① 指摘事項

金融機関的性格の強い団体であり、運用リスクや管理体制についての見識は、性質上高いと考える。

よって、運用規模、リスクともに大きい、特に無しとする。

② 意見

(A) 規定の明文化

当団体によると、運用規定は存在しているが、運用として、10年までの債券としている。

当団体の運用額は、非常に大きいことから、もしものときの損失は大きい。

よって、規定は、詳細にかつ明文であることが望まれる。

(B) タイムリーな時価管理と管理の厳密化

当団体の有価証券運用総額は、約197億円と巨額で、その運用益は4.8億円であるから、運用利回りが2.4%と、出資等法人の中でも、高利回り運用を志向している。

しかし、期間を10年以下とすることで金利リスクを最小限としつつ、事業債・劣後債の投資金額を付加するとのポートフォリオを構築している。

この点、当団体は、有価証券が元本割れになった場合でも、満期保有有価証券であれば、原則として、含み損が財務諸表上は現れない。

しかし、事業債や劣後債を90億円保有している。また、その中で、東京電力債も、7億円保有している。

仮に、東京電力が法的破綻の懸念が高まり、債券の市場価格が大幅に下落し、強制評価減の対象となった場合、数億円の損失を計上する必要性が発生する可能性があるが、この点について、当団体は、時価についてもタイムリーに把握する体制を構築していると回答している。

よって、震災が与えた東京電力への影響は、投資的には不可抗力的であり、東京電力債投資が間違っていたとは到底言えないが、運用金額が大きいことから、今後の管理については一層万全のものとしてほしい。

(C) ディスクロージャー

金融機関類似の団体ではあるが、市場調達をしているわけではないので、保有有価証券の時価評価についての必要性は大きくないと考える。

もっとも、運用金額が大きいため、時価損益も大きい。

この点、当団体は、開示については、業務報告書が国の通達により、書式が定められているとするが、それに開示が義務付けられていない場合も、県民への開示のため、適宜、開示を検討されることが望ましい。

(2) 預金運用について

① 指摘事項

金融機関的性格の強い団体であり、金融機関の信用リスクや管理体制についての見識も、性質上高いと推定されるので、結果としては、特に無しとする。

② 意見

金額が大きいため、ペイオフ対策規定の策定、ペイオフの具体的対策の検討が望まれる。

(3) その他の事項について

① 指摘事項

特に無し。

② 意見

特に無し。

3 県に対する個別指摘事項

(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

① 事業継続の必要性

当団体の保証制度を利用した融資制度を運営し、中小企業に対する金融の円滑化を図ることは、中小企業の安定的な経営を目指す県の政策目的を達成するのに不可欠であることから、この事業の重要性、必要性、継続性は非常に高いと考える。

② 資金使途

法律により、保証残高に見合った資金の運用が必要である。

③ 経営上の支障

運用利益は、4.8億円であり、利益は6.6億円であるから、運用損益の比率が大きい。

しかし、仮に、運用収益がゼロになっても、現状で経営はかろうじて成り立つ状態である。

④ 指摘事項

特に無し。

⑤ 意見

信用保証協会法及び当協会の定款の定めるところにより、清算時における利益清算については、残余財産があれば県に帰属することとなるが、清算時以外の場合は、特段の定めは無い。

そうすると、通常時において、県等の出資・出えん者への資金の寄付は、予定されていないとは解される。

しかし、条文上、通常時に、当団体が県等へ寄付することを禁止するとの条項もあるわけではなく、また、公権的な解釈があるわけでもない。

また、県の算定する出資比率は25%程度に過ぎず、県の影響力があるとは言えないともいえる。しかし、出資・出えん金の総額のみ対する県の出資・出えんで計算するとその比率は9割に近い。

よって、県への寄付の検討の勧奨・交渉の可否については、県が、自主的な判断を行うことが必要である。

また、保証協会は、国の制度上、再保険により、保証による信用リスクは中央の団体に転嫁されており、損失の発生はある程度回避されている。よって、過度の内部蓄積をする必要性はないので、信用機関としての県民へのサービスへのいっそうの拡充を期待する。

用語解説 : 出資比率 とは

出資比率とは、株主総会の議決権総数に対する、持ち株等の議決件数の割合を言います。通常、持ち株数を、発行済み株式総数で割って求めます。つまり、全部で100株を発行している会社の株式を20株持っている場合は、出資比率20%と計算されます。

出資比率が50%を超えていれば、その株主総会の議決を通じて会社の意思決定を支配することができます。そして、その支配している会社についても、自らと一体とみなして連結財務諸表というものが作られています。

しかし、財団法人については、出資・出えんしても、株式が配分されるわけではありませんし、また、議決権もありません。そうすると、財団法人の場合、出資比率が高くとも、県が支配しているとは言えません。

ですから、出資比率は、単に、県が出資・出えんした金額が、その法人が出資・出えんを受けた総額の何%であるかで便宜的に判断し、バランスシートに計上しています。

なお、島根県信用保証協会については、出資額54億円中、県は、46億円（注：過去からの累計であり、現在の残高は38億円）を出資・出えんし、出資比率では85.7%です。

そうすると、信用保証協会は、出資比率が50%を超えているので、決算の時に、県の連結対象範囲に含まれてもよいとも言えます。

しかし、県は、保証協会の出資比率の計算では、「分母」を、出資・出えんされた金額でなく、「基本財産」の総額としています。この基本財産には、過去の収益の蓄積である「基金準備金」が含まれています。つまり、分母が、一般企業でいえば自分で稼いだ「留保利益」を入れているため、出資比率が25%と小さくなります。それで、県は、形式上、出資比率が低いからという理由で、連結対象から外すとしています。

会計学では、企業会計原則の一般原則で「資本利益区別の原則」というものがあり、「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」とありますから、県の計算には、違和感があります。

県は、出資比率の計算においては、財団法人の場合は県の関与の割合を示すためのものであって出えん以外のものが含まれることがあるのに対し、株式会社の場合は出資者の受益権や議決権に関係することから出資だけを積算しなければならないものであることから、同じ出資比率という言葉であっても目的や考え方が異なり、結果としてその積算方法に違いが生じることがある、との見解です。

【 9 】 公益社団法人島根県水産振興協会

(平成 2 4 年 4 月 1 日より公益社団法人)

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成 2 3 年度及び平成 2 3 年度末時点, 千円)

県からの委託料, 補助金, 貸付金合計	110, 286
委託料	99, 286
(内, 指定管理料)	0
補助金	11, 000
貸付金	0
総収益	230, 797
総費用	226, 931
利益	3, 867
運用損益	30, 605
運用利回り	1. 6%
総資産合計	2, 037, 390
金融資産合計	1, 917, 887
金融資産・総資産比率	94. 13%
県からの出資・出えん金額	300, 000
県の出資・出えん比率	15. 77%

(2) 事業について

当団体は、栽培漁業の推進等により島根県の水産業発展に寄与することを目的としている。事業内容は、調査事業、受託事業、栽培漁業センター事業である。調査事業として、放流アワビの生息確認、島根町漁場の現状確認、出雲市湖陵町の二枚貝分布調査を行った。受託事業としては、人工魚礁の利用状況把握のため、利用回数、漁獲量、魚種を報告させ、調査を行った。栽培漁業センター事業としては、ヒラメ種苗、マダイ種苗、イワガキ種苗生産、種苗生産施設の維持管理、放流用種苗の技術指導を行った。

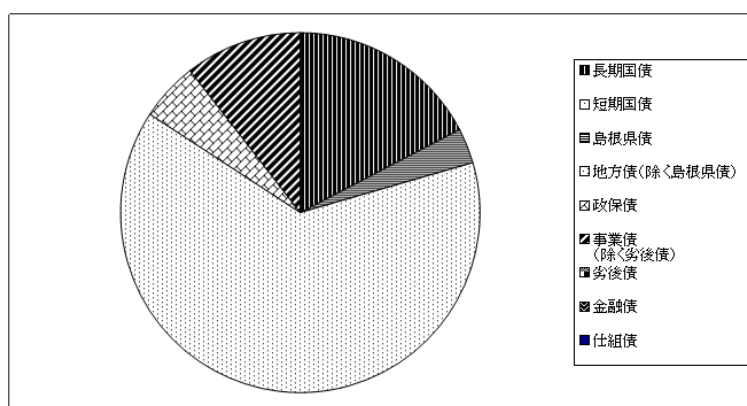
島根県の漁業従事者は約 4 0 0 0 人で事業規模は約 2 0 0 億円である。今後の島根県の漁業の方向性は、栽培漁業と資源管理型漁業を指向している。

当団体は、島根県沿岸における漁業の振興を図るため、ヒラメ・マダイ稚魚の中間育成・放流を主体とした栽培漁業の推進をしている。また、沿岸漁場の整備開発に係わる各種調査を実施し、水産振興のための諸活動を支援する助成事業、各種種苗の斡旋・供給等の活動もしている。

(2) 有価証券の運用状況 (平成 24 年 3 月末時点 百万円)

① 合計

長期国債	中期国債	島根県債	地方債 (除く島根県債)	政保債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	金融債	仕組債	合計
330	0	60	1,210	0	300	0	0	0	1,900



② 有価証券の運用明細

種別	額面	時価	時価単価	期間	購入日	償還日	利率
長期国債	90	93	102.82	20年	H23. 6. 24	H43. 6. 20	1.90%
長期国債	60	62	103.35	10年	H16. 10. 20	H26. 9. 20	1.50%
長期国債	50	52	103.66	10年	H16. 12. 20	H26. 12. 20	1.50%
長期国債	30	32	107.16	10年	H19. 10. 12	H29. 9. 20	1.70%
長期国債	100	107	107.39	10年	H20. 6. 9	H30. 3. 20	1.70%
地方債	300	321	107.05	10年	H19. 9. 28	H29. 9. 20	1.73%
地方債	300	310	103.40	10年	H16. 10. 28	H26. 10. 28	1.60%
地方債	300	309	103.05	10年	H16. 12. 27	H26. 12. 26	1.40%
地方債	50	54	108.18	10年	H20. 6. 27	H30. 6. 27	1.95%
地方債	100	100	100.23	10年	H23. 6. 24	H32. 10. 20	0.96%
地方債	80	84	104.87	10年	H17. 11. 25	H27. 11. 25	1.60%
地方債	80	85	106.66	10年	H21. 6. 26	H31. 6. 26	1.70%
事業債	200	158	78.94	10年	H20. 6. 25	H30. 6. 25	1.98%
事業債	100	102	102.47	20年	H23. 7. 13	H43. 7. 11	2.06%
島根県債	60	60	100.00	10年	H14. 5. 24	H24. 5. 24	1.42%
合計	1,900						

③ 運用方針等

当団体によると、運用規定は存在し、制限は下記の通り。

当団体によると、現状の有価証券管理体制は、未経験者が兼務で行っているが、時間的制約も無く、不安は無いとしている。また、専任の有価証券運用担当者をおく予定も無い。

(A) 投資可能な有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	仕組債
○	○	×	—

(B) 投資可能な期間

10年まで	20年まで	30年まで	無期限
○	○	○	○

運用で、期間10年としている。

(C) 投資可能なリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
×	×	×	○

④ 会計方針等

満期保有目的有価証券として保有（損失は財務会計上顕出しない）。

⑤ 運用体制

運用担当者	兼任業務	投資経験	経験概要	時間的制約等
兼任	庶務・経理	未経験	-	無し

⑥ 運用の特徴

当団体の有価証券運用合計は19億円にものぼり、長期国債、地方債で17億9割の運用、うち2/3を長めの地方債で行っている。

残余は、おおむね国債、政保債だが、事業債（東京電力債）がある。

償還期間を分散し、資金繰り上の問題は小さくしているが、長期債券の運用が多く、金利リスクを大きくとっていると言える。

東京電力債は、残存5年で2～3%程度利回りが上昇（価格が下落）していることから、10～15%の含み損がある。元本2億円であるから、含み損金額は20～30百万円となる。

当団体によると、運用規定は存在しているが、運用は、未経験者が兼務で行っている。

そして、会計方針は、満期保有目的有価証券として保有し、損失は財務会計上顕出しないこととしている。

(4) 預金運用状況（平成 24 年 3 月末時点 百万円）

① 運用明細

預入金融機関	種類	金額（百万円）
山陰合同銀行	定期預金	10
JF しまね漁業協同組合	定期預金	8
合計		18

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
無し	していない

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

① 指摘事項

当団体の有価証券運用の 2 / 3 を、長めの地方債で行っている。

残余は、おおむね国債、政保債だが、事業債（東京電力債）がある。償還期間を分散し、**資金繰り**上の問題は小さくしているが、長期有価証券の運用が多く、金利リスクを大きくとっていると言える。

また、当団体は、信用リスクが拡大した東京電力債 2 億円も保有している。

よって、比較的リスクの高い運用といえる。

この点、東京電力債は、当団体の報告によると、時価が 2 割下落しており、元本 2 億円であるから、含み損金額は 40 百万円となる。

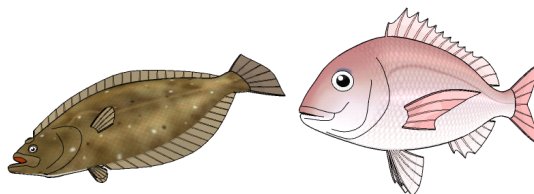
この含み損は、当団体は、会計方針として、**満期保有目的有価証券**として、時価評価しないとしているので、財務会計上は顕在化しない。

しかし、超長期債も保有しており、東電債の時価が簿価の 2 分の 1 以下になった場合は強制評価減になると思われる。

よって、当団体は、時価を適宜把握することが必要である。

- ② 意見
特に無し。

(2) 預金運用について

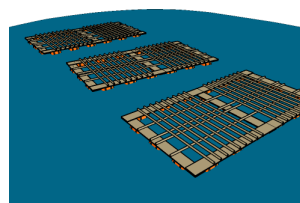


- ① 指摘事項
特に無し。

- ② 意見
当団体は、ペイオフ対策規定が無いので、規定の策定が望まれる。

(3) その他の事項について

- ① 指摘事項
特に無し。



- ② 意見 . . . 積極投資の必要性

当団体は、「水槽や生簀といった設備の更新投資がそのうち出てくるので、それに備えて積み立てをすべき。すでに更新した施設は 30 百万円かかった。撤去費では 5 百万円かかった。」と回答しており、だから事業で使う支出を抑えている、ということである。

しかし、当団体は水産振興事業を行うことが主たる目的であるはずである。19 億円の資金があるのに、小額の百万、千万円単位の施設更新だけを行っているのでは、到底戦略的な投資とは言えない

よって、資産の 9 割以上である余剰資金 19 億円を、わずかばかりの利息しかつかない国債という紙切れにしておくのではなく、県民の幸福につながる事業に振り向けるべきことが望まれる

例えば、当団体は、大規模で最新鋭の設備を集中的に整備する等、他県との競争に勝てる施設整備に資金を振り分けることを検討すべきである。特に、多額の資金があるのであるから、「水産しまね」の振興を現実化できる戦略性を、具体的に発揮すべきである。

3 県に対する個別指摘事項

(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

① 事業継続の必要性

栽培漁業の育成のため、当団体は、この県の政策目的を達成するのに不可欠な機関であるから、事業の重要性、必要性、継続性は非常に高いと考える。

② 資金使途

特に確定した使途がある資金は無し。

③ 経営上の支障

総収益は2.3億円、総費用2.3億円で、利益額は数百万円に過ぎない。一方、総資産合計20億円のうち、ほとんどが金融資産であり、その比率は98%、運用損益は30百万円あるから、運用がなくなると、赤字に転落する。

④ 指摘事項

特に無し

⑤ 意見

当団体の金融資産は、20億円を超える。そのうち大半の19億円が、運用収益稼得以外に特定の使用目的を設定していない余剰資金である。

また、当団体の保有する金融資産は19億円と、事業費の9年分を超えており、保有する調査対象となった37団体の中では第9位と高水準である。

既に、県からの補助金を11百万円拠出しており、多額の運用資金を拠出しながら、更に赤字補填をするという二重構造になっており、「水産しまね」の振興が実現されるよう積極投資に向け、当団体と協議すべきである。

【10】 財団法人島根県体育協会

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成23年度及び平成23年度末時点, 千円)

県からの委託料, 補助金, 貸付金合計	499, 059
委託料	499, 059
(内, 指定管理料)	327, 903 H23年度の指定管理料 (年度協定額 327, 103 千円+ メリットシステムによる加 算額 800 千円) *その年度の使用料収入実 績により, メリットシステ ムによる加算 (または減算) 額は変わる
補助金	0
貸付金	0
総収益	559, 127
総費用	607, 654
利益	▲48, 527
運用損益	3, 089
運用利回り	0. 72%
総資産合計	474, 744
金融資産合計	430, 435
金融資産・総資産比率	90. 67%
県からの出資・出えん金額	35, 000
県の出資・出えん比率	16. 36%

(2) 事業について

当団体は、島根県の体育・スポーツの普及発展を図り、県民の体力の向上を目的とし、市町村等スポーツイベント助成などの県民スポーツの推進、指定選手の特別強化やアスリート人材の発掘などの競技力向上、県立体育館や武道館等の県立体育施設の管理運営などを事業として行っている。

管理施設である武道館は、耐震工事とリフォームを実施している。ま

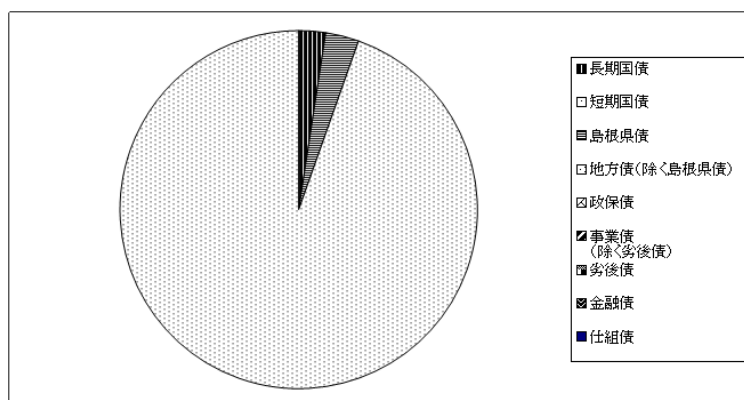
た、浜田の県立体育館も、今後、耐震工事とリフォームが予定されている。

平成 25 年 4 月に、公益認定予定である。

(3) 有価証券の運用状況 (平成 24 年 3 月末時点 百万円)

① 合計

長期国債	中期国債	島根県債	地方債 (除く島根県債)	政保債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	金融債	仕組債	合計
8	0	10	313	0	0	0	0	0	331



② 有価証券の運用明細

発行体名	種別	額面金額	時価	時価単価	期間	購入日	償還日
神奈川県	地方債	25	25	100.27	10年	H14.7.25	H24.7.25
埼玉県	地方債	24	24	100.27	10年	H14.7.25	H24.7.25
千葉県	地方債	10	10	100.47	10年	H15.1.24	H25.1.24
宮城県	地方債	16	16	100.47	10年	H15.1.30	H25.1.30
大阪府	地方債	10	10	100.44	10年	H15.1.30	H25.1.30
埼玉県	地方債	25	25	100.48	10年	H15.1.30	H25.1.30
神戸市	地方債	28	28	100.45	10年	H15.5.28	H25.5.28
兵庫県	地方債	5	5	102.05	10年	H15.11.27	H25.11.27
名古屋市	地方債	10	9	99.72	5年	H23.11.25	H28.10.2
新潟県	地方債	10	10	105.91	10年	H21.9.30	H31.7.29
愛知県	地方債	3	3	100.63	5年	H22.8.10	H27.3.30
国	長期国債	8	無回答	無回答	10年	H19.6.20	H29.6.20
埼玉県	地方債	45	47	104.73	10年	H18.1.27	H28.1.27
島根県	島根県債	10	10	100.48	5年	H21.11.27	H26.11.27
神戸市	地方債	10	10	100.19	5年	H22.12.24	H27.12.24

発行体名	種別	額面金額	時価	時価単価	期間	購入日	償還日
広島市	地方債	10	10	100.95	5年	H22.12.27	H27.12.24
東京都	地方債	20	19	99.96	3年	H22.12.3	H25.12.3
大阪市	地方債	5	5	105.77	10年	H22.4.3	H32.1.27
愛知県	地方債	7	7	100.63	5年	H22.4.5	H27.3.30
福岡県	地方債	50	50	100.33	5年	H23.1.31	H27.12.24
合計		331					

③ 運用方針等

当団体は、運用規定は無く、当団体によると、現状の有価証券管理体制は十分であるとする。

専任の有価証券運用担当者をおく予定は無い。

(A) 投資可能な有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	仕組債
無回答	無回答	無回答	無回答

(B) 投資可能な期間

10年まで	20年まで	30年まで	無期限
○	-	-	-

運用で、期間10年としている。

(C) 投資可能なリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
×	無回答	無回答	無回答

④ 会計方針等

満期保有目的有価証券として保有（損失は財務会計上顕出しない）。

⑤ 運用体制

運用担当者	兼任業務	投資経験	経験概要	時間的制約等
兼任	総務・企画職員	未経験	—	問題なし

⑥ 運用の特徴

当団体の有価証券の合計額は、3.3億円であり、ほとんどを地方債で行っている。地方債は中期のものが多い。

(4) 預金運用状況（平成24年3月末時点 百万円）

① 運用明細

預入金融機関	種類	金額（百万円）
山陰合同銀行	定期預金	10
合計		10

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
無し	基本的に預金は一金融機関1,000万円を超えないようにしている。

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

① 指摘事項

当団体は、中期地方債で運用しており、リスクは極小である。
もっとも、運用規定が無いので、早急に作成すべきである。

② 意見

特に無し。

(2) 預金運用について

① 指摘事項

ペイオフ対策規定は無いが、預貯金は1,000万円以上は所有せず、有価証券運用で代替している。
よって、特に無し。

② 意見

念のため、ペイオフ対策規定は作成することが望ましい。

3 県に対する個別指摘事項

県への寄付の検討の勧奨・交渉について

① 事業継続の必要性

県のアマチュアスポーツの総括団体として、体育・スポーツに関する諸事業及び県立体育施設の運営を行っており、これらの事業は、体育・スポーツの普及等の県の政策目的を達成するのに不可欠である。

② 資金使途

特に確定した使途がある資金は無し。

③ 経営上の支障

金融資産合計は4.3億円であり、総資産合計4.7億円の9割であるが、運用利回りは0.72%と比較的低く、運用益は、3百万円程度にとどまる。

総収益5.6億円に対し、総費用は6.1億円と50百万円の赤字となっている。この50百万円の赤字は過去に積み立てた基金で実施した「スポーツ競技力・元気アップ事業」によるものであり、この事業は平成23年度で終了している。

④ 指摘事項

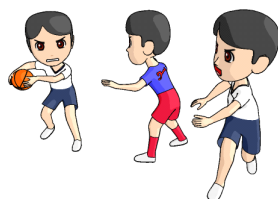
特に無し。

⑤ 意見

当団体は、赤字であるが、運用収益は3百万円にすぎず、仮に運用収益がなくても、経営上の影響は小さい。

もっとも、県からの出資・出えん金額は35百万円で、県の出資・出えん比率は16.36%にすぎず、影響力の行使は難しい。

よって、出資者との協議もしつつ、当団体と県への寄付の検討の勧奨・交渉の可能性を捨てないで欲しい。



【11】 公益社団法人島根県畜産振興協会

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成23年度及び平成23年度末時点, 千円)

県からの委託料, 補助金, 貸付金合計	4,399
委託料	149
(内, 指定管理料)	0
補助金	4,250
貸付金	0
総収益	1,315,277
総費用	1,221,506
利益	93,771
運用損益	2,474
運用利回り	0.17%
総資産合計	1,951,812
金融資産合計	1,447,197
金融資産・総資産比率	74.15%
県からの出資・出えん金額	90,000
県の出資・出えん比率	41.05%

(2) 事業について

本団体は、社団法人島根県畜産会（昭和30年12月27日設立）、社団法人島根県肉用子牛価格安定基金協会（昭和43年3月13日設立）、社団法人島根県家畜畜産物衛生指導協会（昭和49年11月28日設立）の3団体が合併して平成14年4月1日に設立された。

目的は、国民へ安全で安心な畜産物を安定的に提供することであり、畜産物の価格・経営の安定、家畜の衛生対策、家畜の改良、知識・技術の普及啓発が主な事業である。

畜産物の価格対策としては、畜産物の売買価格が一定の基準を下回った場合の補給金・所得補てん金交付や、肉用牛生産の担い手育成、ヘルパー活動等の活動及び補助金の交付、被災肉用牛農家を支援する体制構築のための情報収集、啓発等の事業を行っている。

経営指導としては、肥育牛の粗収益が生産費を下回った場合の補てん

金交付や、高濃度放射性セシウムを含む稲わらによる被害畜産農家に支援金等を交付，個別経営の支援指導，経営合理化・改善の進捗把握，家畜商講習会開催，種雄馬管理，公営競馬運営・発展のための馬事振興の事業を行っている。

家畜衛生としては，口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどによる家畜の伝染病蔓延防止，伝染病発生・流行防止，伝染病対策の広報・啓発の事業を行っている。鳥インフルエンザについては，平常時は養鶏協会が研修などを行い，伝染病が発生すると県の家畜衛生部が中心になって対応し，本団体が協力体制をとる。

(3) 有価証券運用について (平成 24 年 3 月末時点 百万円)

① 合計

長期国債	中期国債	島根県債	地方債 (除く島根県債)	政保債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	金融債	仕組債	合計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 運用方針等

当団体によると，運用規定は無く，有価証券投資は行っていない。

(4) 預金運用について (平成 24 年 3 月末時点 百万円)

① 運用明細

預入金融機関	種類	金額 (百万円)
島根県信用農業協同組合連合会	定期預金	50
島根県信用農業協同組合連合会	普通預金	101
J A	普通預金	1
		1, 296
合計		1, 447

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
無し	していない

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

- ① 指摘事項
特に無し。
- ② 意見
有価証券運用を開始する際は、最新の投資商品に合わせて、詳細な規定を作ることが望ましい。

(2) 預金運用について

- ① 指摘事項
特に無し。
- ② 意見
系統金融機関への預金であり、安全性は高いとは思われるが、預金としては多額でもあり、念のため、ペイオフ規定の策定、具体的対策を検討すべきである。

3 県に対する個別指摘事項

(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

- ① 事業継続の必要性
畜産事業の育成のため、当団体は、不可欠な機関であるから、事業の重要性、必要性、継続性は非常に高いと考える。
- ② 資金使途
金融資産 15 億円のうち、特定資産として、使途が決められている資金が 12 億円ある。また、その他の固定資産として 1 億円ある。
以上の合計 13 億円は、特定の政策目的をもって保有している。
- ③ 経営上の支障
当団体は、総収益 13 億円に対し、総費用は 12 億円と 1 億円の利益が

ある。

金融資産合計は14.5億円であり、総資産合計19.5億円の75%であるが、運用利回りは0.17%と低く、運用益は、3百万円程度にとどまる。

④ 指摘事項
特に無し。

⑤ 意見

当団体は、運用収益に対する依存度が低く、金融資産が県への寄付の検討の勧奨・交渉ないし寄付され運用収益が得られなくなっても、経営に支障はない。

しかし、県からの出資・出えん金額は90百万円で、県の出資・出えん比率は41.05%であるから、県の影響力が大きいとまでは言えない。

また、当団体の金融資産14.5億円のうち、13億円は、特定の政策目的をもって保有している。

更に、県からの補助金・委託料は、平成23年度で合わせて4百万円しかなく、県からの財政投入によって蓄積された資金は金融資産総額に対して非常に少ないと考える。

よって、県が、県への寄付の検討の勧奨・交渉・寄付を求めうる金融資産はないと考えられる。



【12】 島根県土地開発公社

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成23年度及び平成23年度末時点, 千円)

県からの委託料, 補助金, 貸付金合計	1,607,812
委託料	39,202
(内, 指定管理料)	0
補助金	201,056
貸付金	1,367,554
総収益	1,165,274
総費用	1,149,849
利益	15,424
運用損益	41,812
運用利回り	1.68%
総資産合計	13,779,547
金融資産合計	2,490,227
金融資産・総資産比率	18.1%
県からの出資・出えん金額	30,000
県の出資・出えん比率	100%

(2) 事業について

土地開発公社(以下、当団体という)の事業は国や県の公共工事に使う土地の先行取得が大きな柱である。公共事業を行おうという場合、予算がついてから土地を買おうとしても、すぐに土地は買えるわけではない。逆に予算がつかなければ、地権者からの買い取り要請に応えることもできない。そのため、事業予算の執行前にあらかじめ土地を取得しておき、スムーズな公共事業の進捗を図るところに当団体の存在意義がある。具体的には、道路等の用地取得が事業の中心であり、この他工業団地造成事業等についても行っている。

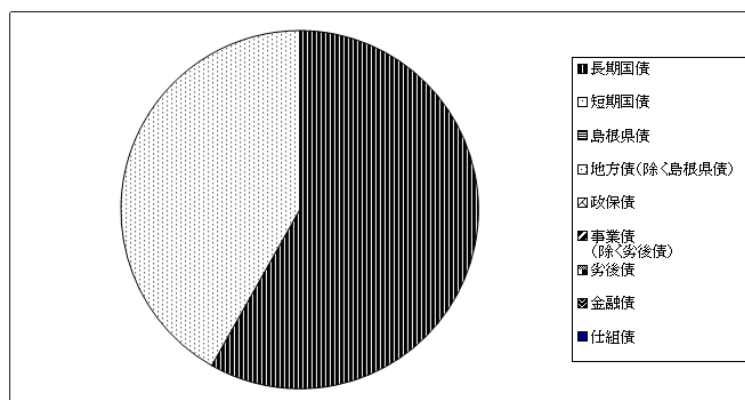
工業団地分譲は一つの開発案件が着手してから完成までに多額の借入金が発生する。分譲が当初の期待通りに短期間に進めば、分譲収益により借入金の返済が進むが、現在当団体が主として分譲を行っているソフトビジネスパーク島根は平成8年着手、平成13年分譲開始、益田臨

空工業団地は平成4年着手，平成9年分譲開始で，今に至るまで分譲は終了していない。このように分譲に長い期間を要すれば，当初開発段階での借入金を返済するのに十分な収益がなく，借入金の借り換えを繰り返していかざるを得ない。

(3) 有価証券の運用状況（平成24年3月末時点 百万円）

① 合計

長期 国債	中期 国債	島根 県債	地方債 (除く島 根県債)	政保 債	事業債 (除く 劣後債)	劣後 債	金融 債	仕組 債	合計
1,253	0	0	900	0	0	0	0	0	2,153



② 有価証券の運用明細

種別	額面金額	時価	時価単価	期間	償還日	利率
長期国債	480	506	105.37	10年	H28.3.20	1.60%
長期国債	203	212	104.42	10年	H27.12.20	1.40%
長期国債	200	212	106.16	10年	H29.12.20	1.50%
長期国債	120	128	106.83	20年	H39.3.20	2.00%
長期国債	250	267	106.88	20年	H41.3.20	2.10%
地方債	700	733	104.66	20年	H41.3.19	2.11%
地方債	200	216	107.89	20年	H41.4.20	2.26%
合計	2,153					

③ 運用方針等

当団体によると、運用規定は存在し、制限は下記の通り。

当団体によると、現状の有価証券管理体制は十分であり、不安は無い。
また、専任の有価証券運用担当者をおく予定はない。

(A) 投資可能な有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	仕組債
○	×	×	×

(B) 投資可能な期間

10年まで	20年まで	30年まで	無期限
○	○	○	○

(C) 投資可能なリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
×	×	○	×

④ 会計方針等

満期保有目的有価証券として保有（損失は財務会計上顕出しない）。

⑤ 運用体制

運用担当者	兼任業務	投資経験	経験概要	時間的制約等
兼任	経理	経験者	債券投資5年	無し

⑥ 運用の特徴

当団体の有価証券の運用合計は、21.5億円あり、長期国債・超長期国債が半分強、他は地方債だけの運用である。

当団体は、運用規定を持ち、現状の有価証券の管理者は、兼務ではあるが、投資経験者（債券投資5年）であり、体制は十分であり、不安は無いとしている。

また、会計方針も、満期保有目的有価証券として保有しており、損失は財務会計上顕出しない。

(4) 預金運用状況 (平成 24 年 3 月末時点 百万円)

① 運用明細

金融機関名	預金種類	金額 (百万円)
山陰合同銀行	普通預金	215
島根県信連	普通預金	1
山陰合同銀行	定期預金	51
島根県信連	定期預金	60
島根銀行	定期預金	10
合計		337

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
ある	借入金との相殺による

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

① 指摘事項
特に無し。

② 意見

投資金額 21 億円について、国債または地方債だけで運用しており、信用リスクはミニマムである。

しかし、低金利下で、利回りを確保するため、長期債を購入しており、1 / 2 が 20 年債である。そのため、運用資産の総合利回りは 1.7 % 程度と、金利リスクをとったハイリスクハイリターン型の運用になっている。

もっとも、満期保有有価証券として、時価評価が健在化しないこともあり、損益には影響しない。

よって、当団体の資金計画上、資金のミスマッチが過大にならないか、将来の金利上昇において、不利な運用というツケを将来に残すものでないか、慎重に検討した上で、投資されることが望まれる。

(2) 預金運用について

- ① 指摘事項
特に無し。
- ② 意見
特に無し。

3 県に対する個別指摘事項

(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

- ① 事業継続の必要性
土地開発のため、当団体は、不可欠な機関であるから、事業の重要性、必要性、継続性は非常に高いと考える。
- ② 資金使途
土地の取得資金の留保である。
- ③ 経営上の支障
総収入11.7億円に対し、総費用は11.5億円と、利益は150万程度しかない。
一方、総資産138億円に対し、金融資産は24.9億円と、18.1%に過ぎないが、運用収益は42百万円ある。
よって、収入における運用依存度は、3.6%と小さいが、運用が無くなると赤字化する。
- ④ 指摘事項
特に無し。
- ⑤ 意見
県からの単年度支出は16億円あり、県からの出資・出えん金額は30百万円、県の出資・出えん比率100%と、県の影響力が強力である。
更に、当団体の経営実態は、借入金110億円、自己資金約24億円、投資先は、土地が約110億円、現預金が約25億円、21億円が期間10年以上の国債、地方債であり、他の3億円が現預金である。
この点について、現預金の保有残高は多いが、長期借入金の返済需要

が平成23年度においては100億円以上あり、それを長期借入の借換え54億円、短期借入67億円で賄っていることから、**資金繰り**が楽とは言えない。

しかし一方で、平成20年度の包括外部監査において、下記の指摘がある。

公社は200億円を超える多額の借入金を負っている一方で、25億円程度の運用資産（国債や地方債、定期預金など）を保有している。

（中略）

公社は現在、自己資金による独自の事業を行っていないということである。公社が今後、独自に事業に取り組む予定がないのであれば、県として、公社の借入金の利払いを利子補給などで負担し続ける一方で、運用資産として25億円もの資金を公社においておくのは果たして得策なのだろうか。

（中略）

県はすでに公社に依頼している事業の借入金に対して債務保証契約を結んでいる。つまり公社の借入金は県の借入と同視できる。とすれば、土地開発公社の100%出資者であり、かつ、実質的に公社の債務の債務者である県の立場としては、公社の持つ運用資産を借入金の返済に充てさせるべきではないだろうか。

ただし、その場合、公社の内部で会計を分け、内部的に運用資産を土地造成事業へ貸付け、その資金によって土地造成事業の借入金を返済するという方法をとった上で、資金の動きを明確にしておく必要はある。

これに対し県は、平成22年2月19日付島根県報において、2つの理由で当時約23億円の現預金については、「当面は現行のまま土地開発公社において運用することが適当である。」との措置等の内容を公表している。その理由とは、下記の通りである。

- ① 運用利回りが借入利率を上回っている、つまり財政的にプラスであるから
- ② 運用益は管理費に充てており、これがなければ新たな県の負担が生ずる

この点について、平成23年度の損益計算書によると、当該運用益（有価証券利息）は41百万円、販売費及び一般管理費は34百万円であるから、上記の②は、現在も妥当していると言える。

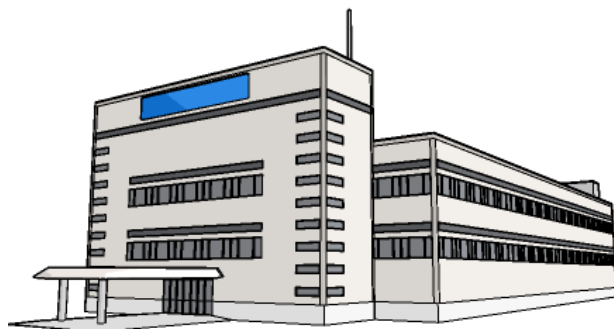
また、当団体によると、経理事務執行体制を強化するため、平成25年度には14年ぶりに職員の採用が決定しており、今後の販売費及び一般管理費は40百万円を超えることも想定されるという。

そうだとすると、今般の意見とすると、出資・出えんによる資金、準備金の県への寄付の勧奨・交渉することは得策ではないと考え、消極意見とする。

なお、①については、確かにその通りではあるが、当団体が、短期の資金調達をして、長期の有価証券に投資をして、金利リスク（価格リスク）を負うことで利益を生み出し、それで赤字を補填しているということを言い換えたに過ぎない。

よって、県として、当団体に資金運用させる理由としては、①は不適

切と考える。県は、結果として収益があったということだけでなく、そこに隠れた運用リスクについても検討のうえ、判断すべきである。



【13】 社団法人島根県林業公社

1 概要及び事実認定

(1) 概要 (平成23年度及び平成23年度末時点, 千円)

県からの委託料, 補助金, 貸付金合計	1, 245, 714
委託料	2, 520
(内, 指定管理料)	0
補助金	487, 312
貸付金	755, 882
総収益	747, 550
総費用	1, 080, 197
利益	▲ 332, 647
運用損益	9, 649
運用利回り	0. 80%
総資産合計	83, 127, 592
金融資産合計	1, 208, 697
金融資産・総資産比率	1. 45%
県からの出資・出えん金額	225, 000
県の出資・出えん比率	50. 00%

(2) 事業について

当団体は、国の拡大造林政策の推進役として昭和40年6月に設立された島根県造林公社が、昭和60年8月に名称および目的を変更して島根県林業公社となった。農山村経済の振興と地域住民の福祉の向上を目的とし、分収造林方式による計画的、組織的な造林を実施し、森林資源の造成と、県土の保全、水資源のかん養等の事業を行っている。

当団体関与の森林は、県内の民有人工林の13%、約22,000ヘクタールである。残りの87%は、個人所有、市町村所有等であり、個人所有が多いと思われる。

さて、当団体が行う分収造林は、民有の土地の上に、市町村が木を植えて育て、その費用を当団体が持つという形で、期限が来たら伐採し、伐採時に得られる収益をその3者（土地所有者、市町村、林業公社）であらかじめ決めた割合（分収割合）で分け合う制度である。伐採までの

標準期間は木の種類によって異なるが、35～50年（ただし、平成14年度以降、長伐期施業への転換により80年に延長）、平成12年度以降契約分は80年に設定されている。

ところが、県内木材市場の価格は、ピークだった昭和55年の1/3～1/4程度に落ち込み、例えばスギ丸太価格は1立方メートル当たり41,700円から9,900円へと大きく下落している。（山陰経済ウィークリー平成24年5月22日号より）。

したがって、この下落した木材価格を基にすると、かけたコストに見合わない収益しか上げられないことになり、それを原資にすべき県からの借入金の返済もできない。

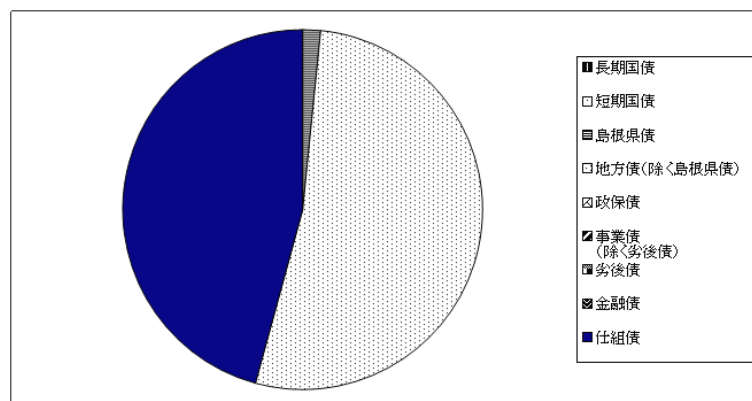
そのため、当団体は、経営改善計画を3次にわたり策定し、現在は第3次計画の期間中である。この第3次計画では平成19年度時点の木材価格を基準に計画を設定しているが、計画時点から平成95年までの75年間で、438億円の赤字を91億円の赤字に抑える計画である。

計画では、県に支払われていなかった利息（未収利息）60億円及び不成績林の借入金元本28億円は事業終了時点（平成95年）で県に支援（債権放棄）を求めることとしており、結果として、県民の負担として償却されることになる可能性がある。

(3) 有価証券の運用状況（平成24年3月末時点 百万円）

① 合計

長期国債	中期国債	島根県債	地方債 (除く島根県債)	政保債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	金融債	仕組債	合計
0	0	7	230	0	0	0	0	200	437



② 有価証券の運用明細

種別	額面金額	時価	時価単価	期間	購入日	償還日	利率
地方債	50	52	104.22	10年	H16.7.29	H26.7.29	1.80%
地方債	180	193	107.02	20年	H24.2.14	H40.12.20	2.21%
島根県債	7	7	100.00	10年	H24.3.2	H33.11.25	1.03%
仕組債	200			30年	H22.9.14	H52.9.14	為替状況により、上限3.1%の変動金利
合計	437						

③ 運用方針等

当団体によると、運用規定はあり、規定は下記の通り。

当団体によると、現状の有価証券管理体制は未経験者が兼務しているが、それで十分であり、不安は無いと考えている。

専任の有価証券運用担当者をおく予定は無い。

(A) 投資可能な有価証券の範囲

国債・地方債 ・政府保証債	事業債 (除く劣後債)	劣後債	仕組債
○	○	×	○

(B) 投資可能な期間

10年まで	20年まで	30年まで	無限定
○	○	○	○ 運用で×

(C) 投資可能なリスク

元本変動リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク
×	○	○	○

④ 会計方針等

満期保有目的有価証券として保有（損失は財務会計上顕出しない）。

⑤ 運用体制

運用担当者	兼任業務	投資経験	経験概要	時間的制約等
兼任	総務企画	未経験	-	無し

⑥ 運用の特徴

当団体の有価証券の運用合計は、4.4億円にとどまり、地方債2.3億円は通常だが、**ユーロ円建仕組債**1本2億円（期間30年、為替に連動し、上限3.1%の変動金利）を保有している。おおむね、運用の4億円のうち、地方債が1/2、ユーロ円建仕組債が1/2といえる。

ユーロ円建て仕組み債は、為替状況による変動金利型である。期間は30年と超長期であるが、繰上げ償還条項がある。

当団体は、運用規定はあるが、現状の有価証券運用は未経験者が兼務として行っている。

会計方針は、**満期保有目的有価証券**として保有し、損失は財務会計上顕出しない。

運用資産の総合利回りは0.8%程度と、利回りの的にはミドルリスクミドルリターンの数字である。

(4) 預金運用状況（平成24年3月末時点 百万円）

① 運用明細

預入金融機関	種類	金額（百万円）
山陰合同銀行	定期預金	161
山陰合同銀行	普通預金	413
山陰合同銀行	当座預金	197
合計		772

② ペイオフ対策

ペイオフ対策規定の有無	ペイオフの具体的対策
無し	していない

③ 概要

運用は、特定の銀行に、ペイオフ対象の定期預金1.6億円、普通預金に4.1億円の合計5.7億円を保有するが、ペイオフ対策規定は無く、ペイオフの具体的対策はしていない。

2 団体に対する個別指摘事項

(1) 有価証券運用について

① 指摘事項

(A) 運用規定について

仕組み債投資を行っていることもあり，その内包リスクについて，許容するリスクを限定する等，詳細な運用規定を策定すべきである。

(B) リスク管理

運用の4億円のうち，地方債が約1/2で，運用資産の総合利回りは0.8%程度であるから，利回りの低め，ミドルリスクミドルリターン数字である。

しかし，当団体は，ユーロ円建仕組債を運用資産の1/2近く保有している。そして，当団体には，為替変動の見通しと対応を組織的に機動的に対応できる機能はないと思われる。

よって，当団体は，必要最低限の対応として，為替変動にしたがった対応方針の策定とリスク許容限度だけでも事前に決めておく必要がある。

(C) 時価管理について

保有有価証券は，満期保有有価証券であり，時価の損益は計上しない。また，公益認定を受けた後，特定資産の運用も含めてすべて，満期保有有価証券とする方針である。

しかし，ユーロ円建仕組債も，インデックス次第で，無利息の30年債となる債券であるから，場合によっては，大幅に時価が減価する可能性がある。

よって，当団体は，時価を適宜把握することが必要である。

② 意見

特に無し。

(2) 預金運用について

① 指摘事項

預金運用が8億円近くあり、単一の金融機関に集中していることから、ペイオフ対策規定の策定及びペイオフの具体的対策をとるべきである。

特に、ペイオフ対策と有価証券のリスク分散との混乱があるよう見えるので、基礎的な理解を欠かないようにすべきである。

この点、当団体は、資産に大きな**森林の含み損**を抱えているのであるから、資金運用については、損失が発生しないように細心の注意が必要と思われる。

② 意見

特に無し。

(3) その他の事項について

① 指摘事項

特に無し。

② 意見 . . . 含み損について

過去の包括外部監査においても指摘があるが、県からの借入金（未払利息を含む）360億円がある。

一般企業と同様、現状のスキームを離れた、抜本的対策の入った経営改善計画の早期策定が、是非望まれるところである。

3 県に対する個別指摘事項

余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

① 事業継続の必要性

他県では、林業公社を清算したところもある。

特に、営利事業としての可能性は乏しいのは明らかであることから、県は、本事業に別の意義を見出し、政策目的で、事業を維持するか、それとも縮小・廃止するのか判断すべきである。

全国の林業公社は、戦中戦後の乱伐に伴う森林荒廃からの復旧を目指して設置されたという面もある。

即ち、森林は、必ずしも伐採して木材として使用することのみ価値があるわけではなく、下表のような観点から、森づくりは重要である。これによると、当団体が保有する 21,982 h a の森林の公益的機能は約 615 億円と試算されている。

当団体は、現状、林業者、市町村と林業公社だけが利益を得る構造である。

しかし、限られたメンバーに利益がもたらされるのではなく、県全体の経済効果を算定し、県民に知らせることで、県の債権放棄等の負担発生や税金の投入も県民は納得する、むしろ積極的に賛同する可能性はある。

当団体は、従来型の林業公社ではなく、森林資源公社として生きていく道を模索していくべきではなかろうか。

公益的機能	評価額（百万円）	※	h a 当たり評価額（円）
二酸化炭素吸収機能	1,085		49,378
化石燃料代替機能	198		9,010
水資源貯留機能	7,657		348,315
洪水緩和機能	5,666		257,773
水質浄化機能	12,821		583,246
表面浸食防止機能	24,752		1,126,017
表面崩壊防止機能	7,395		336,416
保健・レクリエーション機能	1,975		89,845
合計	61,549		2,800,000

※平成 13 年度日本学術会議答申の 1 h a 当たり評価額

② 経営上の支障

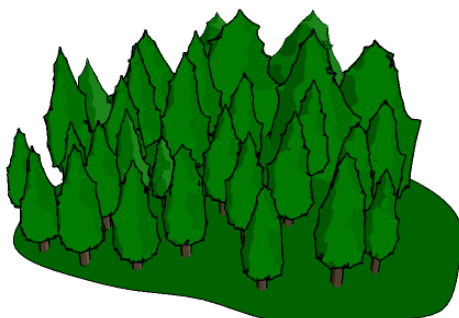
当団体については、金融資産の総資産に占める比率が極めて低く、その県への寄付の検討の勧奨・交渉可能性云々を議論する重要性はない。返済計画があるが、平成 95 年までの超長期（70 年）計画となっている。また、平成 95 年度に一気に 87 億円の返済が計画されており、その時点までの物価変動なども影響するが、現時点ではあまり現実的な計画とは言い難い。

③ 指摘事項

含み損処理が先決である。

その結果を受け、資金の動向を考えるべきである。

- ④ 意見
特に無し。



用語解説 : 林業公社の**森林の含み損**について

森林の含み損とは、林業公社が計上する森林の価値と、森林を伐採し、それを市場で売却したときの価格の差を言います。

なぜ、このような含み損が発生したのか。

まず、林業公社が計上する森林の価値は、市場価格ではなく、林業公社が今までかけた投資額の総額であるということです。

鳥根県林業公社は、昭和30年代に、住宅建築材やパルプ材需要などを背景に、国の拡大造林政策があり、昭和40年に設立されました。そして、林業公社は、他の都道府県と同様に、旧農林金融公庫や鳥根県からお金を借りて植林をし、将来その木を売ってもうけを出して、それを林業公社と土地の所有者で分配し、県の取り分で借金を返す方針でした。そこで、林業公社は、積極的に投資を行い、植林等を行ってきました。その投資額の合計が、林業公社の森林の簿価、森林の価値となっています。

一方、昭和50年代から、国産の木材価格が下落しています。そして、「現在の木材価格」で、林業公社の持っている森林を評価する（時価評価するということ）と、今まで林業公社が投資してきた金額を大きく下回ります。

この差額が含み損発生メカニズムです。

現状、木材価格の下落が大きいことから、どこの県も、これまで投資してきた事業費の回収もおぼつかない状態です。そのため、愛知県や岩手県で林業公社を廃止し、滋賀県では債権者との債務の調整を行う裁判所への調停を申し立てています。そうでなくても、分収期間を延長している都道府県も多いようです。

含み損。仮に林業公社を清算した場合、損失を認識しなければなりません。そして、その損失は県が、即ち、県民が負担しなければなりません。

第5 最後に

1 監査人から

包括外部監査のミーティングでは、県の建物を利用させてもらった。

ある建物は、新しくて立派。でも、いつも「ガラン」としているような印象。そして、トイレの電気はいつも「切」で、廊下も暗かった。

また、別の建物は、古くてボロい。部屋には高さ2メートル近い巨大なエアコンが置いてある。昭和の製品だろう。現役だ。窓が鉄サッシの建物もある。エアコンは新製品に交換すれば、その費用より光熱費削減効果が大きい。家電会社の宣伝文句そのもの。しかし、県職員に聞くと、それは分かっている、予算が無いから難しい、とのこと。

そこで感じたこと。それは、県職員の方の努力で、一生懸命、「日々の行政」がなされているように見える……。しかし、県民にとって本当に重要で本当に必要な「行政」が行われているのか、という疑問。

フローの積み重ねがストック。フローは小さな経費支出（例えば電気代、県は、トイレや廊下の電気を消している）。ストックは大きな資産（例えば、ガランとした建物、県は・・・？）。

今回の包括外部監査のモチーフは、このフローとストックをうまく結びつけ見比べて、行政判断を行って欲しいということ。私たちの出発点は、こんな単純なところから出発している。

幸いにも、私たちに対応して下さった県・団体の職員の方々は、私たちの意見に耳を傾けていただき、私の真意を十分理解いただいたと思う。

そしてこのことで、10年・20年先、「良い県政をしているね。」と思う県民が住む地域社会の小さなスタートになると信じたい。

2 補助者から

(1) 公認会計士

監査にご協力いただいた県や団体の幹部・中堅職員の方々には、私たちの理解不足で失礼な発言にも穏やかにご回答いただいた。心からお礼を申し上げたい。

さて、一般企業では、法的には事業体が分かれていても、経済的には企業グループ全体で適切な資源配分を行うという「連結経営」が当たり前となっている。そこで、私たちは、一般企業では当たり前に行われている「連結経営」を、県に提言しようと考えた。

ところが、地方行政においては逆の流れがあった。即ち、行政組織のスリム化・権限移譲、癒着防止のため、県と各団体との間の壁を作ろうという方向である。そして、県とすると、連結経営について、「理想であると理解はできるのだが、法律や制度、そして上記の目的があるので、できる限り現状維持でいきたい。」ということであった。

私は、県庁職員の皆さんを悪く言うつもりはない。行政マンである以上、法律や制度の範囲内で仕事をするのは当然である。インタビューでは、私も、県庁職員の皆さんが、制約の範囲内で与えられた仕事を精一杯こなしていらっしゃる姿を目の当たりにしている。島根県に対する愛着を感じさせられることも多々あった。ただ、行政サイドだけでは、法律や制度の範囲内でしか理想が実現できないのは明らかである。

ならば、法律や条例、制度を動かすしかないと思う。そこは、県議会議員や知事（さらには国会議員や国家公務員）にどうにかしてもらうしかない。これをお読みいただく県議会議員の皆さんには、一般企業経営の良いところをうまく取り込み、行政をリードして欲しい。

監査を始めてから1年を迎えるころになって、財政を改革するうえでは県議会の存在が大きいことを実感している。

なお、上記に関連して、県議会・県議会議員には、県の財務諸表を是非活用して欲しい。

まず、県は、平成20年度から、「新地方公会計制度研究会報告書（平成18年5月）」の「総務省改訂モデル」に従って財務4表を作成し、「島根の財政」で「県民の皆様に分かりやすい形で財務情報を提供する一つの方法として、平成13年度（平成12年度決算分）からバランスシート及び行政コスト計算書を作成して」きたとある。

財務4表は、高額のコストと人手をかけて作り出した「宝のツール」でもある。確かに、情報の正確性と十分性が過度に追求され、県民目線からは分かりにくいところもあるが、会計情報を最も活用すべき県民の代表者である県議会議員には、アセットの有効な活用方法だと思う。

（2）弁護士

県は、指定管理者制度の導入の理由として、「多様化する住民のニーズに、より効果的効率的に対応するため、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効である」から、と言っている。

しかし、民間事業者が行うと、なぜ公の施設の効果的効率的な管理が期待できるか？それは、競争原理が作用するからである。

さて、競争原理が作用するための条件の一つに、流動性の確保がある。指定管理者に指定されても、次期は指定されないかもしれない、ということである。しかし一方では、「指定管理者に指定されなければ団体の存続にかかわる」ような場合、公募の際に県が示す指定管理料金額で、適正な管理運営が行えるかの十分な検証することなく

応募してしまうところもあるようだ。

そうなると、競争原理により、長期的には適正な管理運営が担保できない事態を招くおそれがあるとも言える。

また、指定管理の業務は代替性に乏しく、そもそも競争原理が機能しない場合もある。そのような場合に、競争原理に代わる効果的効率的運営を担保する仕組み（審査における最低得点の設定等）も必要と思う。

指定管理の理念は分かり易い。しかし、実践は本当に難しいようだ。平成22年度の一斉更新による指定期間は平成26年度で終了する。県において、この機会に、今回の指摘事項や意見を踏まえて制度・運用の改善が行われることを期待している。

(3) 有識者

始めにこの報告書を作成するに当たってご協力いただいた皆様へ、本当にありがとうございます。

私は特定の分野の専門家ではありません。しかし、行政職員でもなく、専門家でもない、メンバーの中では一番「一般的な県民」の視点をもって監査に取り組むことができたのではないかと考えています。おそらく多くの県民は県庁の全体像をあまり知らないと思いますが、私もその一人でした。チームに参加させていただく中で少しずつ県庁の姿が見えてきたような気がします。

県庁に対する印象を一言でいうと「異文化」です。長い年月を積み重ねてできた「県庁の普通」があり、それは外部の人間から見ると海外に行ったときのカルチャーショックのようなもので、不思議に感じる文化も多々ありました。それはどちらが正しいということはなく文化が違うだけです。この包括外部監査もそうですが、県庁では違う文化を認識し、よいものは取り入れて進んでおられます。

しかし「今やっていること（事業や仕組み）を廃止することが難しい」という県庁文化もあるように感じます。一般の企業では経営陣の独断で様々なことをやめることができますが、行政ではそういうわけには行かないようです。

近年はやった「事業仕分け」ですが、よいわるいは別にして「廃止を横断的に判断する仕組み」としては今まで行政になかったものです。事業仕分けでなくてもいいので、何らかの「廃止のための仕組み」は必要なのではないかというのが、一年を通して感じるところです。

【平成24年度 包括外部監査の日程等について】

日にち	内容	日にち	内容
平成24年 4月23日	レクチャー（監査論等）、内部協議	平成24年 9月27日	ヒアリング（医療政策課、健康福祉総務課）、請求資料の査閲
平成24年 5月10日	レクチャー（島根の財政等）、内部協議	平成24年 10月2日	ヒアリング（林業公社、林業課）、内部協議（13団体確定）
平成24年 5月17日	レクチャー（公会計等）、内部協議	平成24年 10月11日	ヒアリング（信用保証協会、中小企業課、商工政策課）、内部協議
平成24年 5月24日	レクチャー（島根総合発展計画等）、内部協議	平成24年 10月16日	ヒアリング（緑の担い手育成基金、林業課、水産振興協会、水産課、農林水産総務課）
平成24年 6月7日	内部協議（政策企画監室）	平成24年 10月29日	ヒアリング（漁業信用基金協会、水産課、しまね自然と環境財団、環境政策課、自然環境課）
平成24年 6月14日	レクチャー（指定管理等）、内部協議（予備調査の検討）	平成24年 11月1日	ヒアリング（しまね国際センター、文化国際課、くにびきメッセ、商工政策課）
平成24年 6月22日	内部協議（予備調査の質問内容等）	平成24年 11月12日	ヒアリング（しまね海洋館、地域政策課、体育協会、保健体育課）
平成24年 6月28日	内部協議（予備調査準備、今後のスケジュール等）	平成24年 11月13日	内部協議（追加質問、まとめ等）
平成24年 7月5日	予備調査（財政課、人事課、健康福祉総務課、医療政策課、高齢者福祉課）	平成24年 11月27日	ヒアリング（島根県文化振興財団、文化国際課、環境生活総務課、土地開発公社、土木総務課）
平成24年 7月9日	内部協議（予備調査について）	平成24年 11月29日	ヒアリング（畜産振興協会、農畜産振興課）、内部協議
平成24年 7月20日	予備調査（政策企画監室、人事課、財政課）	平成24年 12月6日	ヒアリング（政策企画監室）、内部協議（まとめ等）
平成24年 7月27日	内部協議（テーマ選定）	平成24年 12月11日	ヒアリング（人事課、財政課、総務課、政策企画監室）
平成24年 8月3日	内部協議（テーマ選定）	平成24年 12月21日	内部協議（まとめ等）
平成24年 8月7日	内部協議（テーマ選定）	平成25年 1月8日	内部協議（まとめ等）
平成24年 8月23日	内部協議（対象団体の選定など）	平成25年 1月31日	報告書内容について内部協議
平成24年 8月24日	内部協議（対象団体の選定など）	平成25年 2月19日	報告書内容について協議（総論部分について。政策企画監室）
平成24年 9月3日	内部協議（37団体決定、質問内容検討など）	平成25年 2月25日	報告書内容について協議（対象団体部分について。所管課）
平成24年 9月12日	内部協議（報告書アウトライン、役割分担、質問内容検討など）	平成25年 3月7日	報告書内容について協議（全体について。政策企画監室、所管課）
平成24年 9月20日	請求資料の査閲、内部協議	平成25年 3月28日	知事報告・議長報告

※ 上記表は、協議、レクチャー、ヒアリングのみ記載してあります。別途、各自で協議のための資料作成や報告書作成などを行っています。

【免責事項】

当報告書の本文及び図表の数値は、分析のための参考データとして収集したものです。
数値の正確性、確実性、最新性を保証するものではありません。予め、ご了承ください。

【図表1】 出資・出えん金 県との関係

団体名	出資・出えん金<A>				県との関係						
	総出資・ 出えん金額	県の出資・ 出えん	県の出資・ 出えん比率 (監査人意見)	県の出資・ 出えん比率 (県の認識)	県からの 委託料	指定管理先	県からの 補助金	県からの 貸付金 (新規貸付)	委託料、補助金、 貸付金の合計	県からの 貸付金残高	
	a	b	d b/a	e	a	b	c	d	f a+c+d	g	
3	財団法人しまね海洋館	100,000	100,000	100%	100%	132,297	○	0	0	132,297	0
5	公益財団法人しまね産業振興財団	146,196	146,196	100%	100%	248,855	○	584,077	340,000	1,172,932	1,031,103
9	公益財団法人しまね文化振興財団	200,000	200,000	100%	100%	651,279	○	42,349	0	693,628	0
10	公益財団法人ふるさと島根定住財団	417,000	417,000	100%	100%	98,729	—	329,016	0	427,745	0
18	公益財団法人島根県環境保健公社	1,000	1,000	100%	100%	109,285	—	0	0	109,285	(データ無)
24	島根県住宅供給公社	10,000	10,000	100%	100%	276,889	—	34,042	0	310,931	0
31	島根県土地開発公社	30,000	30,000	100%	100%	39,202	—	201,056	1,367,554	1,607,812	0
	集計(出資・出えん比率100%)	904,196	904,196			1,556,236		1,152,206	1,707,554	4,415,996	
2	財団法人くにびきメッセ	809,027	515,007	64%	64%	0	○	26,300	0	26,300	0
4	公益財団法人しまね国際センター	1,282,335	1,012,500	79%	79%	51,637	—	0	0	51,637	0
6	公益財団法人しまね自然と環境財団	133,000	123,000	92%	93%	278,369	○	53,438	0	331,807	0
7	財団法人しまね女性センター	112,050	100,000	89%	89%	111,344	○	0	0	111,344	0
15	公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	1,728,422	1,528,272	88%	85%	0	—	0	0	0	0
20	島根県漁業信用基金協会	2,141,350	1,226,550	57%	42%	0	—	0	0	0	0
26	島根県信用保証協会	5,382,255	4,612,523	86%	25%	0	—	23,733	0	23,733	0
33	社団法人島根県林業公社	450,000	225,000	50%	50%	2,520	—	487,312	755,882	1,245,714	30,487,612
	集計(出資・出えん比率50%以上100%未満)	11,891,763	9,342,852			443,870		581,777	30,000	1,055,646	
8	公益財団法人しまね農業振興公社	228,700	1,000	0%	0%	2,255	—	55,386	558,144	615,785	2,489,364
16	公益財団法人島根県育英会	532,635	210,000	39%	40%	0	—	39,528	19,580	59,108	40,240
17	公益財団法人島根県環境管理センター	224,140	70,000	31%	31%	0	—	187,374	0	187,380	(回答無)
21	財団法人島根県建築住宅センター	5,000	1,000	20%	20%	19,496	—	167,424	0	186,920	0
27	公益社団法人島根県水産振興協会	1,901,789	300,000	16%	16%	99,286	—	11,000	0	110,286	0
28	財団法人島根県体育協会	214,000	35,000	16%	16%	499,059	○	0	0	499,059	0
29	公益社団法人島根県畜産振興協会	219,260	90,000	41%	41%	149	—	4,250	0	4,399	(回答無)
32	島根県農業信用基金協会	4,472,010	481,280	11%	11%	0	—	0	73,465	73,465	0
34	財団法人都道府県会館	34,628,000	743,000	2%	2%	0	—	0	0	0	0
	集計(出資・出えん比率50%未満)	42,425,534	1,931,280			620,251		464,964	651,189	1,736,403	
1	いずも農業協同組合	0	0	0%	0%	115	—	98,958	1,760	100,833	(データ無)
11	公益財団法人ホンザキグリーン財団	0	0	0%	0%	112,319	○	0	0	112,319	(データ無)
12	ミュージアムいちばた	0	0	0%	0%	287,798	○	99	0	287,897	(データ無)
13	特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21	0	0	0%	0%	200,815	○	0	0	200,815	(データ無)
14	漁業協同組合JFしまね	0	0	0%	0%	20,444	—	36,114	548,250	604,807	(データ無)
19	社団法人島根県観光連盟	0	0	0%	0%	28,573	—	95,453	0	151,186	(データ無)
22	財団法人島根県交通安全協会	0	0	0%	0%	243,914	—	0	0	243,914	(データ無)
23	社団法人島根県指定自動車教習所協会	0	0	0%	0%	112,035	—	0	0	112,035	(データ無)
25	島根県商工会連合会	0	0	0%	0%	24,768	—	174,627	0	199,396	(データ無)
30	島根県中小企業団体中央会	0	0	0%	0%	547,960	—	107,683	0	655,644	(データ無)
35	北陽ビル管理株式会社	0	0	0%	0%	100,238	○	0	0	100,238	(データ無)
36	株式会社ISP	0	0	0%	0%	130,455	○	0	0	130,455	(データ無)
37	株式会社SPSしまね	0	0	0%	0%	261,357	○	67	0	261,424	(データ無)
	集計(出資・出えん比率0%)	0	0			2,070,791		531,162	550,010	3,151,963	
	合計	55,221,493	12,178,328			4,691,148		2,730,108	2,938,753	69,853	10,360,008

H23年度データ(単位:千円)

注: 財団法人島根県交通安全協会, 社団法人島根県指定自動車教習所協会は, 平成24年4月1日現在で, 一般財団法人・一般社団法人となっている。

【図表2-1】 包括表 / 経営状況・資産

団体名（22団体） H23年度データ（単位：千円）	経営状況<C>							資産運用収益<D>					資産<E>	
	総収益 (経常収益+ 経常外収益)	県への 依存率	事業費	管理費	経常費用	総費用	利益	利息・ 配当	売却 損益	運用 損益	運用 利回り	運用依存度 (総収益に占 める割合)	総資産	純資産 (正味財産)
	a	b	c	d	e	f	g	a	b	c	d	e	a	d
		(Ba+Bc)/a								a+b	c/Fm	c/Ca		
<1> 財団法人くにびきメッセ	268,547	10%	52,565	210,571	268,230	268,230	318	16,373	0	16,373	1.4%	6.1%	1,215,805	1,118,663
<2> 財団法人しまね海洋館	543,469	24%	320,696	214,365	541,697	549,995	▲6,526	7,633	0	7,633	0.9%	1.4%	1,030,591	940,258
<3> 公益財団法人しまね国際センター	87,526	59%	93,968	2,625	96,593	96,605	▲9,079	19,528	10,379	29,907	1.8%	34.2%	1,642,736	1,618,372
<4> 公益財団法人しまね産業振興財団	1,732,000	48%	1,734,519	83,109	1,817,629	1,817,629	▲85,628	12,520	0	12,520	0.6%	0.7%	3,695,764	1,028,318
<5> 公益財団法人しまね自然と環境財団	440,840	75%	424,787	16,415	441,202	441,774	▲934	771	0	771	0.4%	0.2%	239,875	192,451
<6> 財団法人しまね女性センター	145,087	77%	136,877	3,571	140,447	140,654	4,434	1,454	0	1,454	0.8%	1.0%	184,241	172,595
<7> 公益財団法人しまね農業振興公社	230,908	25%	223,216	3,893	227,108	234,080	▲3,172	7,341	0	7,341	0.6%	3.2%	4,066,174	785,527
<8> 公益財団法人しまね文化振興財団	1,060,182	65%	1,088,771	44,429	1,133,200	1,133,200	▲73,019	9,870	0	9,870	0.7%	0.9%	1,520,766	1,265,452
<9> 公益財団法人ふるさと島根定住財団	476,367	90%	471,524	7,466	478,990	479,022	▲2,656	32,977	0	32,977	1.5%	6.9%	2,234,663	2,147,693
<10> 公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	25,127	0%	68,553	4,460	73,013	73,013	▲47,886	24,990	0	24,990	1.6%	99.5%	1,788,510	1,749,128
<11> 公益財団法人島根県育英会	104,514	38%	97,828	7,011	104,840	104,909	▲395	2,947	0	2,947	0.7%	2.8%	4,189,068	4,123,748
<12> 公益財団法人島根県環境管理センター	826,945	23%	674,539	5,670	680,209	683,638	143,307	1,895	0	1,895	0.3%	0.2%	4,925,906	1,393,102
<13> 島根県漁業信用基金協会	63,933	0%	7,916	38,869	42,059	42,059	21,873	45,551	2,147	47,698	1.8%	74.6%	3,744,007	2,923,592
<14> 財団法人島根県建築住宅センター	260,470	72%	255,624	5,020	260,644	260,644	▲174	31	0	31	0.1%	0.0%	51,964	38,119
<15> 島根県住宅供給公社	1,895,418	16%	1,831,509	38,545	1,888,659	1,888,659	6,759	26,327	0	26,327	1.3%	1.4%	12,138,656	4,810,270
<16> 島根県信用保証協会	7,659,416	0%	1,697,448	0	1,697,448	6,995,640	663,776	349,155	126,716	475,871	2.0%	6.2%	272,933,979	23,359,093
<17> 公益社団法人島根県水産振興協会	230,797	48%	221,082	5,849	226,931	226,931	3,867	30,605	0	30,605	1.6%	13.3%	2,037,390	2,005,904
<18> 財団法人島根県体育協会	559,127	89%	251,547	348,389	607,654	607,654	▲48,527	3,089	0	3,089	0.7%	0.6%	474,744	281,660
<19> 公益社団法人島根県畜産振興協会	1,315,277	0%	1,070,848	24,855	1,103,610	1,221,506	93,771	2,474	0	2,474	0.2%	0.2%	1,951,812	456,426
<20> 島根県土地開発公社	1,165,274	21%	869,117	33,525	902,642	1,149,849	15,424	41,812	0	41,812	1.7%	3.6%	13,779,547	2,402,264
<21> 島根県農業信用基金協会	642,649	0%	21,899	143,422	624,551	624,551	18,098	106,746	0	106,746	1.1%	16.6%	155,519,044	6,562,462
<22> 社団法人島根県林業公社	747,550	66%	880,774	154,206	1,034,980	1,080,197	▲332,647	9,649	0	9,649	0.8%	1.3%	83,127,592	23,441,445
合計	20,481,422		12,454,528	1,396,265	14,352,720	20,119,539	361,884	754,167	139,242	766,693			572,492,833	82,775,073

【図表2-2】 包括表 / 金融資産

団体名（22団体） H23年度データ（単位：千円）		金融資産<F>													
		長期国債 (10年以上)	短期国債 (10年未満)	島根県債	地方債(除く 島根県債)	政府保証債	事業債 (除く劣後 債)	劣後債	金融債	仕組債	有価証券合 計(除く株 式出資金)	現金	預金	金融資産 合計	金融資産 比率
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n
											a~i計			j+k+l	m/Ea
<1>	財団法人くにびきメッセ	370,000	0	20,000	290,000	150,000	0	0	0	0	830,000	56,751	299,988	1,186,739	97.6%
<2>	財団法人しまね海洋館	0	0	600,000	0	0	0	0	0	600,000	15,686	285,467	901,153	87.4%	
<3>	公益財団法人しまね国際センター	240,000	0	180,000	200,000	200,000	200,000	300,000	0	0	1,320,000	0	237,647	1,557,647	94.8%
<4>	公益財団法人しまね産業振興財団	0	320,000	210,000	300,000	0	0	0	0	830,000	0	1,111,733	1,941,733	52.5%	
<5>	公益財団法人しまね自然と環境財団	0	133,000	0	0	0	0	0	0	133,000	30	62,986	195,986	81.7%	
<6>	財団法人しまね女性センター	80,000	48,000	0	0	0	0	0	0	128,000	280	30,006	183,879	99.8%	
<7>	公益財団法人しまね農業振興公社	190,000	0	60,000	250,000	0	0	0	0	500,000	0	641,422	1,141,422	28.1%	
<8>	公益財団法人しまね文化振興財団	130,000	0	140,000	30,000	0	0	0	150,000	450,000	2,602	1,022,498	1,475,100	97.0%	
<9>	公益財団法人ふるさと島根定住財団	740,700	0	0	760,000	490,000	0	0	0	1,990,700	48	234,246	2,203,135	98.6%	
<10>	公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	400,000	880,000	0	210,000	0	0	0	0	1,490,000	0	294,061	1,784,061	99.8%	
<11>	公益財団法人島根県育英会	0	0	29,000	99,720	0	0	0	250,000	378,720	0	19,897	398,617	9.5%	
<12>	公益財団法人島根県環境管理センター	0	224,122	0	0	0	0	0	0	224,122	18	109,200	333,340	6.8%	
<13>	島根県漁業信用基金協会	830,000	0	40,000	350,000	1,100,000	0	200,000	0	2,520,000	0	146,699	2,666,699	71.2%	
<14>	財団法人島根県建築住宅センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,032	29,032	55.9%	
<15>	島根県住宅供給公社	1,000,000	0	0	300,000	0	0	0	0	1,300,000	0	968,033	2,268,033	18.7%	
<16>	島根県信用保証協会	0	0	300,000	7,400,000	3,031,000	3,200,000	5,700,000	100,000	19,731,000	0	4,376,427	24,107,427	8.8%	
<17>	公益社団法人島根県水産振興協会	330,000	0	60,000	1,210,000	0	300,000	0	0	1,900,000	0	17,887	1,917,887	94.1%	
<18>	財団法人島根県体育協会	8,000	0	10,000	313,000	0	0	0	0	331,000	200	10,000	430,435	90.7%	
<19>	公益社団法人島根県畜産振興協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,447,197	1,447,197	74.15%	
<20>	島根県土地開発公社	1,252,800	0	0	900,000	0	0	0	0	2,152,800	0	337,427	2,490,227	18.1%	
<21>	島根県農業信用基金協会	1,650,000	0	0	1,000,000	900,000	0	0	400,000	3,950,000	0	6,059,684	10,009,684	6.4%	
<22>	社団法人島根県林業公社	0	0	7,000	230,000	0	0	0	200,000	437,000	0	771,697	1,208,697	1.5%	
合計		7,221,500	1,605,122	1,656,000	13,842,720	5,871,000	3,400,000	6,500,000	500,000	600,000	41,196,342	150,217	16,590,961	58,185,864	

【図表 2-3】 包括表 / 人員関係

団体名（22団体） H23年度データ（単位：千円）		常勤役員数	非常勤役員数	役員数	役員中の 県職員数	役員中の 県OB数	役員中の 県職・OB比率	職員数計	職員中の 県職員数	職員中の 県OB数	職員中の 県職・県OB比率	総人件費
				a	b	c	d	e	f	g	h	i
<1>	財団法人くにびきメッセ	1	29	30	2	1	10%	17	0	0	0%	66,118
<2>	財団法人しまね海洋館	1	30	31	3	2	16%	42	0	0	0%	193,295
<3>	公益財団法人しまね国際センター	1	26	27	1	1	7%	17	0	0	0%	59,557
<4>	公益財団法人しまね産業振興財団	5	17	22	3	1	18%	65	0	0	0%	228,873
<5>	公益財団法人しまね自然と環境財団	1	12	21	1	1	10%	59	0	1	2%	200,691
<6>	財団法人しまね女性センター	0	37	37	1	0	3%	13	0	2	15%	48,925
<7>	公益財団法人しまね農業振興公社	1	15	16	2	1	19%	17	2	0	12%	55,236
<8>	公益財団法人しまね文化振興財団	1	30	31	3	1	13%	84	0	1	1%	380,925
<9>	公益財団法人ふるさと島根定住財団	1	20	21	0	0	0%	47	3	3	13%	159,449
<10>	公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	1	26	27	3	0	11%	4	0	0	0%	5,891
<11>	公益財団法人島根県育英会	1	10	11	1	2	27%	8	0	2	25%	23,914
<12>	公益財団法人島根県環境管理センター	1	21	22	2	1	14%	5	0	1	20%	40,718
<13>	島根県漁業信用基金協会	1	12	13	1	2	23%	3	0	0	0%	30,886
<14>	財団法人島根県建築住宅センター	1	0	1	(データ無)	(データ無)	0%	9	0	0	0%	3,660
<15>	島根県住宅供給公社	3	9	12	3	3	50%	72	0	4	6%	277,688
<16>	島根県信用保証協会	5	15	20	1	2	15%	69	0	0	0%	529,372
<17>	公益社団法人島根県水産振興協会	1	14	15	2	1	20%	20	0	0	0%	65,352
<18>	財団法人島根県体育協会	1	36	37	6	3	24%	41	0	1	2%	201,964
<19>	公益社団法人島根県畜産振興協会	(データ無)	(データ無)	17	2	1	18%	12	0	(データ無)	8%	13,318
<20>	島根県土地開発公社	3	9	12	3	3	50%	13	0	1	8%	82,491
<21>	島根県農業信用基金協会	1	10	11	2	0	0%	14	0	0	0%	114,632
<22>	社団法人島根県林業公社	1	13	14	1	1	14%	22	1	1	9%	92,800
合計		42	395	753	47	33		2,692	8	63		2,542,831

【図表3】 有価証券明細 (除く株式, 投資信託)

1年目5%、以降35%×豪ドル÷95.1円-30% (最低利率0%)

1年目5%、以降25%×豪ドル÷96.6円-20% (最低利率0%)

100% (利払総額が11,200,000円に到達した時点)

団体名	発行体名	種別	額面金額 (千円)	時価 (千円)	時価単価	期間	残存期間 (H24.3~)	利率	格付け	元本償還	評価替え	①	
〈1〉	財団法人くまびきメッセ	国	長期国債	170,000	181,356	106.68	20年	17年8カ月	2.10%	(回答無)	100%	回答無	ある
		国	長期国債	100,000	104,140	104.14	20年	16年11カ	1.90%	(回答無)	100%		
		国	長期国債	100,000	106,680	106.68	20年	17年8カ月	2.10%	(回答無)	100%		
		大阪府	地方債	170,000	182,723	107.48	10年	5年2カ月	1.93%	(回答無)	100%		
		大阪府	地方債	120,000	129,396	107.83	10年	5年4カ月	1.98%	(回答無)	100%		
		日本高速道路	政保債	150,000	161,985	107.99	10年	5年4カ月	1.90%	(回答無)	100%		
		島根県	島根県債	10,000	10,068	100.68	5年	0年7カ月	0.80%	(回答無)	100%		
		島根県	島根県債	10,000	10,403	104.03	5年	2年7カ月	1.22%	(回答無)	100%		
	小計		830,000	886,751									
〈2〉	財団法人しまね海洋館	島根県	島根県債	370,000	372,516	100.68	5年	0年7カ月	1.22%	AA-	100%	せず	A
		島根県	島根県債	230,000	230,000	100.00	5年	4年7カ月	0.38%	AA-	100%		
		小計		600,000	602,516								
〈3〉	公益財団法人しまね国際センター	日本国	長期国債	240,000	247,440	103.10	20年	18年174日	1.90%	(回答無)	100%	期月洗い替え	B
		大阪府	地方債	100,000	99,281	99.28	20年	19年267日	1.83%	(回答無)	100%		
		島根県	島根県債	180,000	180,000	100.00	10年	55日	1.48%	(回答無)	100%		
		住宅支援機構	政保債	200,000	199,680	99.84	20年	19年257日	1.90%	AA+	100%		
		野村ホールディングス株	事業債	200,000	200,690	100.34	20年	13年86日	2.33%	AA-	100%		
		㈱三菱東京UFJ銀行(劣後債)	劣後債	300,000	300,809	100.27	20年	13年227日	1.95%	AA-	100%		
		京都市	地方債	100,000	100,328	100.33	5年	3年183日	0.38%	(回答無)	100%		
小計		1,320,000	1,328,227										
〈4〉	公益財団法人しまね産業振興財団	島根県	島根県債	60,000	60,000	100.00	10年	0年1カ月	1.48%	(回答無)	100%	せず	A
		東京都	地方債	160,000	165,840	103.65	7年	2年2カ月	1.82%	Aa-	100%		
		兵庫県	地方債	100,000	100,150	100.15	5年	0年1カ月	1.40%	Aa	100%		
		国	短期国債	320,000	298,466	93.27	10年	6年11カ月	1.30%	Aa3	100%		
		島根県	島根県債	150,000	152,355	101.57	5年	1年7カ月	1.14%	(回答無)	100%		
		埼玉県	地方債	40,000	41,372	103.43	10年	2年7カ月	1.50%	Aa+	100%		
		小計		830,000	818,183								
〈5〉	公益財団法人しまね自然と環境財団	国	短期国債	60,000	60,641	101.07	4年286日	3年8カ月	0.50%	(回答無)	100%	せず	A
		国	短期国債	53,000	53,256	100.48	4年86日	1年2カ月	0.50%	(回答無)	100%		
		国	短期国債	20,000	20,024	100.12	2年	1年3カ月	0.20%	(回答無)	100%		
		小計		133,000	133,921								
〈6〉	財団法人しまね女性センター	国	長期国債	40,000	(回答無)	(回答無)	10年	4年11カ月	1.70%	AA-	100%	せず	-
		国	長期国債	20,000	(回答無)	(回答無)	10年	7年8カ月	1.30%	AA	100%		
		国	長期国債	20,000	(回答無)	(回答無)	10年	8年11カ月	1.10%	AA-	100%		
		国	短期国債	32,000	(回答無)	(回答無)	5年	2年8カ月	0.50%	AA	100%		
		国	短期国債	16,000	(回答無)	(回答無)	2年	1年1カ月	0.20%	AA-	100%		
		小計		128,000									

期間は通常年単位であるが、回答の通り掲載した。

①有価証券の時価評価損益の処理方法

団体名	発行体名	種別	額面金額 (千円)	時価 (千円)	時価単価	期間	残存期間 (H24.3~)	利率	格付け	元本償還	評価替え	①		
〈7〉	公益財団法人しまね農業振興公社	国	長期国債	110,000	110,701	100.64	10年	0年8カ月	1.00%	AA-	100%	回答無	-	
		東京都	地方債	110,000	113,675	103.34	10年	2年8カ月	1.45%	AA-	100%			
		国	長期国債	80,000	81,597	102.00	10年	8年11カ月	1.10%	AA-	100%			
		福岡市	地方債	70,000	73,345	104.78	10年	3年3カ月	1.60%	Aa3	100%			
		共同発行市場	地方債	70,000	72,117	103.02	10年	8年11カ月	1.29%	なし	100%			
		島根県	島根県債	60,000	59,781	99.64	5年	4年11カ月	0.33%	なし	100%			
		小計		500,000	511,216									
〈8〉	公益財団法人しまね文化振興財団	島根県	島根県債	60,000	償還済	償還済	10年	0年1カ月	1.48%	(回答無)	100%	せず	A	
		島根県	島根県債	30,000	30,282	100.94	5年	1年7カ月	1.14%	(回答無)	100%			
		島根県	島根県債	50,000	50,625	101.25	5年	2年7カ月	0.80%	(回答無)	100%			
		静岡県	地方債	30,000	31,020	103.40	10年	2年3カ月	1.80%	(回答無)	100%			
		フィンランド地方金融公社	仕組債	100,000			30年(繰上償還条項付)	25年8カ月		Aaa,AAA	100%			
		ノルウェー地方金融公社	仕組債	50,000			30年(繰上償還条項付)	26年0カ月		Aaa,AAA	100%			
国	長期国債	130,000	138,164	106.28	10年	4年5カ月	1.70%	Aa3,AA-	100%	100% (ターゲット為替以上の円安・豪ドル高の場合)				
小計		450,000	250,091											
〈9〉	公益財団法人ふるさと島根定住財団	共同発行市場	地方債	200,000	207,720	103.86	10年	2年4カ月	1.80%		(回答無)	100%	せず	A
		国	長期国債	179,300	184,195	102.73	8年	1年11カ月	1.50%		(回答無)	100%		
		国	長期国債	161,400	170,067	105.37	10年	3年11カ月	1.60%		(回答無)	100%		
		兵庫県	地方債	200,000	213,520	106.76	10年	4年1カ月	2.00%		(回答無)	100%		
		熊本県	地方債	200,000	212,960	106.48	10年	4年6カ月	1.80%	(回答無)	100%			
		日本高速道路債券返済機構	政保債	200,000	202,680	101.34	7年	0年11カ月	1.50%	(回答無)	100%			
		中日本高速道路	政保債	290,000	309,662	106.78	10年	5年1カ月	1.70%	(回答無)	100%			
		大阪府	地方債	160,000	169,072	105.67	10年	7年7カ月	1.58%	(回答無)	100%			
		国	長期国債	400,000	387,040	96.76	12年	11年2カ月	0.80%	(回答無)	100%			
		小計		1,990,700	2,056,916									
〈10〉	公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	国	長期国債	100,000	103,338	103.34	10年	2年5カ月	1.50%	AA+,AAA	100%	せず	A	
		国	長期国債	120,000	124,754	103.96	10年	2年11カ月	1.50%	AA+,AAA	100%			
		国	長期国債	100,000	100,273	100.27	10年	0年2カ月	1.40%	AA+,AAA	100%			
		国	長期国債	130,000	132,839	102.18	10年	1年5カ月	1.60%	AA+,AAA	100%			
		国	長期国債	100,000	106,530	106.53	10年	4年8カ月	1.70%	AA+,AAA	100%			
		国	長期国債	100,000	107,503	107.50	10年	5年2カ月	1.80%	AA+,AAA	100%			
		国	長期国債	50,000	53,575	107.15	10年	5年5カ月	1.70%	AA+,AAA	100%			
		国	長期国債	180,000	194,506	108.06	10年	6年2カ月	1.80%	AA+,AAA	100%			
		国	長期国債	400,000	411,287	102.82	20年	19年2カ月	1.90%	AA+,AAA	100%			
愛知県	地方債	110,000	115,789	105.26	10年	7年3カ月	1.44%	AA+,AAA	100%					
共同発行市場	地方債	100,000	104,370	104.37	10年	7年6カ月	1.34%	(回答無)	100%	せず				
小計		1,490,000	1,554,764											

A = 原則として満期まで持ち切りであるため、評価損益を計上しない B その他

為替観察日の為替がターゲット以上の円安・豪ドル高の場合、額面で早期償還

【図表3】 有価証券明細 (除く株式, 投資信託)

団体名	発行体名	種別	額面金額 (千円)	時価 (千円)	時価単価	期間	残存期間 (H24.3~)	利率	格付け	元本償還	評価替え	①			
(11)	公益財団法人島根県育英会	島根県	島根県債	10,000	10,135	101.35	10年	8年7カ月	(回答無)	(回答無)	100%	せず	回答無		
		島根県	島根県債	10,000	10,135	101.35	10年	8年7カ月	(回答無)	(回答無)	100%	せず			
		フィナンシャル地方金融公庫	仕組債	100,000			30年	26年3カ月	為替による計算	AAA	100%	せず			
		リバー地方金融公庫	仕組債	50,000			30年	25年3カ月		AAA		せず			
		デンマーク地方金融公庫	仕組債	100,000			30年	25年8カ月		AAA		せず			
			東京都債	地方債	99,720	100,460	100.46	10年	0年4カ月	(回答無)	(回答無)	100%		せず	
			島根県	島根県債	9,000	10,155	112.84	5年	1年7カ月	(回答無)	(回答無)	100%		せず	
	(小計)		378,720	380,886											
(12)	公益財団法人島根県環境管理センター	国	長期国債	100,108	101,330	101.22	(回答無)	(回答無)	(回答無)	(回答無)	(回答無)	回答無	回答無		
		国	長期国債	59,937	60,803	101.44	(回答無)	(回答無)	(回答無)	(回答無)	(回答無)	回答無			
		国	長期国債	64,077	64,965	101.39	(回答無)	(回答無)	(回答無)	(回答無)	(回答無)	回答無			
		(小計)		224,122	227,098										
(13)	島根県漁業信用基金協会	日本国	長期国債	300,000	319,830	106.61	20年	17年5カ月	2.10%	AA+	100%	計上	B (資本直入法)		
		日本国	長期国債	530,000	548,444	103.48	20年	10年8カ月	1.40%	AA+	100%	計上			
		島根県	島根県債	40,000	40,000	100.00	10年	0年1カ月	1.48%	(回答無)	100%	計上			
		大阪府	地方債	130,000	133,991	103.07	10年	2年5カ月	1.50%	(回答無)	100%	計上			
		埼玉県	地方債	120,000	128,544	107.12	10年	4年7カ月	1.90%	AA+	100%	計上			
		(財)地方債協会	地方債	100,000	106,290	106.29	10年	4年8カ月	1.70%	(回答無)	100%	計上			
		(独)日本高速道路保有・債務返済機構	政保債	200,000	214,460	107.23	20年	15年8カ月	2.25%	AA+	100%	計上			
		(独)日本高速道路保有・債務返済機構	政保債	200,000	203,040	101.52	20年	19年4カ月	1.90%	AA+	100%	計上			
		住宅金融支援機構	政保債	100,000	105,630	105.63	20年	12年11カ	1.94%	AA+	100%	計上			
		住宅金融支援機構	政保債	200,000	213,080	106.54	20年	17年10カ	2.29%	AA+	100%	計上			
		住宅金融支援機構	政保債	200,000	199,040	99.52	10年	9年11カ月	1.07%	AA+	100%	計上			
		地方公共団体金融機構	政保債	200,000	198,880	99.44	10年	9年11カ月	1.01%	AA+	100%	計上			
		(株)三菱東京UFJ銀行	劣後債	100,000	102,100	102.10	10年	6年8カ月		A	100%	計上			
		(株)三菱東京UFJ	劣後債	100,000	102,650	102.65	10年	7年2カ月		A	100%	計上			
			(小計)		2,520,000	2,615,979									
(14)	財団法人建築住宅センター	保有無し													
	(小計)		0	0											
(15)	島根県住宅供給公社	国	長期国債	200,000	213,213	106.61	20年	17年8カ月	2.10%	Aa3	100%	せず	A		
		国	長期国債	200,000	197,219	98.61	20年	18年2カ月	1.60%	Aa3	100%	せず			
		国	長期国債	100,000	104,630	104.63	20年	18年8カ月	2.00%	Aa3	100%	せず			
		国	長期国債	200,000	198,534	99.27	20年	19年8カ月	1.70%	Aa3	100%	せず			
		国	長期国債	100,000	96,049	96.49	30年	20年8カ月	1.40%	Aa3	100%	せず			
		国	長期国債	200,000	196,600	98.30	30年	21年8カ月	2.00%	Aa3	100%	せず			
		福岡県	地方債	300,000	313,470	104.49	20年	17年8カ月	±2.70%豪	Aa3	100%	せず			
		(小計)		1,300,000	1,319,715										
(16)	島根県信用保証協会	埼玉県	地方債	100,000	102,810	102.81	10年	1年5カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず	回答無		
		埼玉県	地方債	200,000	210,299	105.15	10年	3年7カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず			
		埼玉県	地方債	100,000	107,960	107.96	10年	5年2カ月	1.93%	(回答無)	100%	せず			
		千葉県	地方債	100,000	103,360	103.36	10年	2年2カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず			
		千葉県	地方債	100,000	104,770	104.77	10年	3年6カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず			

団体名	発行体名	種別	額面金額 (千円)	時価 (千円)	時価単価	期間	残存期間 (H24.3~)	利率	格付け	元本償還	評価替え	①	
(16)	島根県信用保証協会	千葉県	地方債	100,000	105,170	105.17	10年	7年5カ月	1.41%	(回答無)	100%	せず	回答無
		東京都	地方債	100,000	102,810	102.81	10年	1年8カ月	1.50%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	102,112	102.11	10年	1年11カ月	1.52%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	103,390	103.39	10年	2年8カ月	1.45%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	104,110	104.11	10年	3年2カ月	1.50%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	106,730	106.73	10年	4年5カ月	1.81%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	200,000	213,944	106.97	10年	4年5カ月	1.90%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	106,860	106.86	10年	4年8カ月	1.82%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	106,550	106.55	10年	4年11カ月	1.70%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	106,900	106.90	10年	4年11カ月	1.77%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	106,440	106.44	10年	5年5カ月	1.62%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	106,990	106.99	10年	5年8カ月	1.69%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	106,010	106.01	10年	5年11カ月	1.51%	AA-	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	107,710	107.71	10年	5年11カ月	1.81%	AA-	100%	せず	
		神奈川県	地方債	300,000	314,686	104.90	10年	3年6カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず	
		神奈川県	地方債	100,000	104,840	104.84	10年	3年8カ月	1.50%	(回答無)	100%	せず	
		神奈川県	地方債	100,000	105,210	105.21	10年	3年10カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず	
		神奈川県	地方債	100,000	107,142	107.14	10年	4年5カ月	1.95%	(回答無)	100%	せず	
		神奈川県	地方債	100,000	106,620	106.62	10年	4年8カ月	1.77%	(回答無)	100%	せず	
		神奈川県	地方債	100,000	106,870	106.87	10年	4年11カ月	1.76%	(回答無)	100%	せず	
		神奈川県	地方債	100,000	108,210	108.21	10年	5年2カ月	1.98%	(回答無)	100%	せず	
		横浜市	地方債	100,000	103,160	103.16	10年	2年5カ月	1.48%	(回答無)	100%	せず	
		静岡県	地方債	100,000	105,550	105.55	10年	3年11カ月	1.70%	(回答無)	100%	せず	
		静岡県	地方債	100,000	107,115	107.12	10年	4年1カ月	2.00%	(回答無)	100%	せず	
		静岡県	地方債	100,000	107,200	107.20	10年	4年7カ月	1.91%	(回答無)	100%	せず	
		愛知県	地方債	100,000	104,770	104.77	10年	3年6カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず	
		愛知県	地方債	100,000	107,080	107.08	10年	4年1カ月	2.00%	(回答無)	100%	せず	
		名古屋市	地方債	100,000	105,691	105.69	10年	3年11カ月	1.70%	(回答無)	100%	せず	
		名古屋市	地方債	100,000	106,780	106.78	10年	4年8カ月	1.81%	(回答無)	100%	せず	
		名古屋市	地方債	100,000	107,010	107.01	10年	5年8カ月	1.71%	Aa3	100%	せず	
		名古屋市	地方債	200,000	210,920	105.46	10年	5年11カ月	1.44%	Aa3	100%	せず	
		京都市	地方債	100,000	105,970	105.97	10年	6年10カ月	1.54%	A+	100%	せず	
		京都市	地方債	200,000	211,320	105.66	10年	6年11カ月	1.49%	A+	100%	せず	
		島根県	島根県債	300,000	300,000	100.00	10年	9年7カ月	1.03%	(回答無)	100%	せず	
		岡山県	地方債	300,000	317,880	105.96	10年	6年11カ月	1.53%	AA	100%	せず	
		福岡県	地方債	100,000	104,610	104.61	10年	3年9カ月	1.50%	(回答無)	100%	せず	
		福岡市	地方債	100,000	105,150	105.15	10年	3年7カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず	
		共同発行市場	地方債	100,000	102,380	102.38	10年	1年7カ月	1.60%	A2	100%	せず	
		共同発行市場	地方債	100,000	103,604	103.60	10年	2年7カ月	1.50%	(回答無)	100%	せず	
		共同発行市場	地方債	300,000	314,779	104.93	10年	3年6カ月	1.50%	(回答無)	100%	せず	
共同発行市場	地方債	100,000	105,230	105.23	10年	3年10カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず			
共同発行市場	地方債	100,000	107,468	107.47	10年	4年4カ月	2.00%	(回答無)	100%	せず			

当初5年 2.49%, 以降 L+2.9%

当初5年 1.99%, 以降 L+2.5%

100% 期限前償還条項(H25.12.26)

【図表3】 有価証券明細 (除く株式, 投資信託)

団体名	発行体名	種別	額面金額 (千円)	時価 (千円)	時価単価	期間	残存期間 (H24.3~)	利率	格付け	元本償還	評価替 え	①
島根県信用保証協会	共同発行市場	地方債	300,000	320,550	106.85	10年	7年2カ月	1.64%	(回答無)	100%	せず	回答無
	共同発行市場	地方債	300,000	318,381	106.13	10年	7年4カ月	1.54%	(回答無)	100%	せず	
	共同発行市場	地方債	200,000	210,120	105.06	10年	7年10カ月	1.44%	(回答無)	100%	せず	
	埼玉県	地方債	100,000	105,919	105.92	10年	3年11カ月	1.70%	(回答無)	100%	せず	
	埼玉県	地方債	100,000	107,031	107.03	10年	4年1カ月	2.00%	(回答無)	100%	せず	
	東京都	地方債	100,000	103,060	103.06	10年	2年5カ月	1.53%	(回答無)	100%	せず	
	神奈川県	地方債	200,000	216,547	108.27	10年	5年11カ月	1.85%	(回答無)	100%	せず	
	横浜市	地方債	100,000	103,017	103.02	10年	2年1カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず	
	横浜市	地方債	200,000	215,922	107.96	10年	6年1カ月	1.83%	(回答無)	100%	せず	
	横浜市	地方債	100,000	106,489	106.49	10年	7年1カ月	1.57%	(回答無)	100%	せず	
	長野県	地方債	100,000	106,407	106.41	10年	7年1カ月	1.57%	(回答無)	100%	せず	
	日本高速道路	政保債	300,000	320,781	106.93	10年	4年7カ月	1.80%	Aa3	100%	せず	
	日本高速道路	政保債	100,000	107,050	107.05	10年	4年10カ月	1.80%	Aa3	100%	せず	
	日本高速道路	政保債	100,000	106,630	106.63	10年	4年11カ月	1.70%	Aa3	100%	せず	
	日本高速道路	政保債	200,000	213,100	106.55	10年	5年8カ月	1.50%	Aa3	100%	せず	
	公営企業	政保債	100,000	102,980	102.98	10年	1年7カ月	1.50%	Aa3	100%	せず	
	公営企業	政保債	101,000	106,511	105.46	10年	3年8カ月	1.50%	Aa3	100%	せず	
	公営企業	政保債	100,000	106,130	106.13	10年	4年0カ月	1.80%	Aa3	100%	せず	
	公営企業	政保債	100,000	107,060	107.06	10年	4年1カ月	2.00%	Aa3	100%	せず	
	公営企業	政保債	100,000	106,950	106.95	10年	4年9カ月	1.80%	Aa3	100%	せず	
	首都高速	政保債	100,000	103,870	103.87	10年	2年11カ月	1.50%	(回答無)	100%	せず	
	中小企業	政保債	100,000	103,920	103.92	10年	2年3カ月	1.80%	Aa3	100%	せず	
	道路債券	政保債	200,000	208,758	104.38	20年	10年8カ月	1.54%	AA-	100%	せず	
	地方公共団体機構	政保債	200,000	210,960	105.48	10年	7年7カ月	1.52%	AA+	100%	せず	
	地方公共団体機構	政保債	300,000	313,890	104.63	10年	7年11カ月	1.42%	AA+	100%	せず	
	鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	政保債	100,000	105,120	105.12	10年	7年8カ月	1.49%	AA	100%	せず	
	名古屋高速道路	政保債	300,000	313,200	104.40	10年	7年8カ月	1.48%	(回答無)	100%	せず	
	福岡北九州高速道 路	政保債	300,000	310,200	103.40	10年	8年8カ月	1.44%	(回答無)	100%	せず	
	福岡北九州高速道 路	政保債	230,000	244,134	106.15	10年	5年11カ月	1.70%	(回答無)	100%	せず	
	商工組合中央金庫	金融債	100,000	100,320	100.32	5年	0年2カ月	1.55%	A1	100%	せず	
	東京電力	事業債	200,000	158,860	79.43	10年	6年2カ月	1.98%	A	100%	せず	
	東京電力	事業債	300,000	217,770	72.59	10年	7年5カ月	1.43%	A	100%	せず	
東京電力	事業債	200,000	142,640	71.32	10年	8年0カ月	1.48%	A	100%	せず		
関西電力	事業債	200,000	204,480	102.24	10年	7年9カ月	1.45%	AA+	100%	せず		
中国電力	事業債	200,000	203,020	101.51	13年	2年2カ月	1.42%	AA+	100%	せず		
東北電力	事業債	300,000	300,000	100.00	10年	9年10カ月	1.54%	A+	100%	せず		
九州電力	事業債	100,000	105,609	105.61	12年	8年6カ月	1.88%	AA+	100%	せず		
フジテレビジョン	事業債	100,000	101,330	101.33	7年	0年11カ月	1.57%	AA-	100%	せず		
日立製作所	事業債	100,000	103,950	103.95	10年	3年4カ月	1.56%	A+	100%	せず		
三井物産	事業債	100,000	102,050	102.05	13年	1年10カ月	1.52%	AA-	100%	せず		
三菱商事	事業債	200,000	211,340	105.67	12年	4年3カ月	2.09%	AA-	100%	せず		

団体名	発行体名	種別	額面金額 (千円)	時価 (千円)	時価単価	期間	残存期間 (H24.3~)	利率	格付け	元本償還	評価替 え	①
島根県信用保証協会	三菱商事	事業債	100,000	106,604	106.60	10年	5年5カ月	1.75%	AA-	100%	せず	回答無
	みずほコーポレ ート銀行	劣後債	300,000	320,730	106.91	10年	5年11カ月	2.26%	A+	100%	せず	
	みずほコーポレ ート銀行	劣後債	300,000	300,870	100.29	10年	9年6カ月	1.62%	A+	100%	せず	
	みずほ銀行	劣後債	100,000	103,280	103.28	10年	2年10カ月	1.70%	A+	100%	せず	
	みずほ銀行	劣後債	100,000	103,751	103.75	10年	3年4カ月	1.67%	A+	100%	せず	
	みずほ銀行	劣後債	200,000	210,660	105.33	10年	5年0カ月	1.99%	A+	100%	せず	
	みずほ銀行	劣後債	300,000	317,520	105.84	10年	5年9カ月	2.06%	A+	100%	せず	
	みずほ銀行	劣後債	300,000	300,690	100.23	10年	9年10カ月	1.67%	A+	100%	せず	
	三菱東京UFJ 銀行	劣後債	100,000	104,560	104.56	10年	3年3カ月	1.64%	AA-	100%	せず	
	三菱東京UFJ 銀行	劣後債	100,000	106,890	106.89	10年	5年3カ月	2.16%	AA-	100%	せず	
	三菱東京UFJ 銀行	事業債	200,000	215,000	107.50	10年	6年3カ月	1.89%	AA-	100%	せず	
	三菱東京UFJ 銀行	劣後債	200,000	213,860	106.93	10年	7年8カ月	2.11%	AA-	100%	せず	
	三菱東京UFJ 銀行	劣後債	300,000	304,980	101.66	10年	8年9カ月	1.56%	AA-	100%	せず	
	三菱東京UFJ 銀行	劣後債	300,000	301,230	100.41	10年	9年9カ月	1.52%	AA-	100%	せず	
	三菱東京UFJ 銀行	事業債	100,000	105,420	105.42	15年	10年7カ月	2.04%	AA-	100%	せず	
	りそな銀行	劣後債	300,000	291,582	97.19	10年	8年5カ月	1.61%	A	100%	せず	
	りそな銀行	劣後債	300,000	299,094	99.70	10年	10年0カ月	1.47%	A	100%	せず	
	三菱UFJ信託 銀行	劣後債	300,000	301,643	100.55	10年	9年7カ月	1.52%	AA-	100%	せず	
	住友信託銀行	劣後債	100,000	103,120	103.12	10年	3年0カ月	1.67%	A+	100%	せず	
	住友信託銀行	劣後債	100,000	105,100	105.10	10年	5年1カ月	1.95%	A+	100%	せず	
	住友信託銀行	劣後債	300,000	302,970	100.99	10年	8年3カ月	1.56%	A+	100%	せず	
	中央三井信託銀 行	劣後債	200,000	202,180	101.09	10年	8年9カ月	1.64%	A+	100%	せず	
	三井住友銀行	劣後債	100,000	103,870	103.87	10年	3年4カ月	1.75%	A+	100%	せず	
	三井住友銀行	劣後債	100,000	106,350	106.35	10年	4年10カ月	2.11%	A+	100%	せず	
	三井住友銀行	劣後債	100,000	107,030	107.03	10年	5年8カ月	2.17%	A+	100%	せず	
	三井住友銀行	劣後債	300,000	302,220	100.74	10年	8年5カ月	1.43%	A+	100%	せず	
	三井住友銀行	劣後債	300,000	305,889	101.96	10年	8年8カ月	1.61%	A+	100%	せず	
	三井住友銀行	劣後債	300,000	300,990	100.33	10年	9年7カ月	1.56%	A+	100%	せず	
	オリックス	事業債	100,000	102,130	102.13	5年	3年3カ月	1.52%	A	100%	せず	
	オリックス	事業債	200,000	212,341	106.17	10年	3年11カ月	2.11%	A	100%	せず	
	オリックス	事業債	300,000	304,492	101.50	10年	8年6カ月	2.00%	A	100%	せず	
	野村證券	劣後債	300,000	299,760	99.92	10年	5年11カ月	2.28%	A+	100%	せず	
三井不動産	事業債	100,000	106,756	106.76	10年	4年8カ月	1.10%	A+	100%	せず		
住友不動産	事業債	100,000	100,760	100.76	6年	0年5カ月	1.87%	A	100%	せず		
小計			19,731,000	20,342,548								
公益社団法人 島根県水産振 興協会	国	長期国債	90,000	92,538	102.82	20年	19年2カ月	1.90%	(回答無)	100%	せず	A
	国	長期国債	60,000	62,010	103.35	10年	2年5カ月	1.50%	(回答無)	100%	せず	
	国	長期国債	50,000	51,830	103.66	10年	2年8カ月	1.50%	(回答無)	100%	せず	
	国	長期国債	30,000	32,148	107.16	10年	5年5カ月	1.70%	(回答無)	100%	せず	
	国	長期国債	100,000	107,390	107.39	10年	5年11カ月	1.70%	(回答無)	100%	せず	
	東京都	地方債	300,000	321,150	107.05	10年	5年5カ月	1.73%	Aa2	100%	せず	

【図表 3】 有価証券明細 (除く株式, 投資信託)

団体名	発行体名	種別	額面金額 (千円)	時価 (千円)	時価単価	期間	残存期間 (H24. 3~)	利率	格付け	元本償還	評価替え	①	
(17)	公益社団法人 島根県水産振 興協会	大阪府	地方債	300,000	310,200	103.40	10年	2年6カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず	A
		大阪府	地方債	300,000	309,150	103.05	10年	2年8カ月	1.40%	(回答無)	100%		
		大阪府	地方債	50,000	54,090	108.18	10年	6年2カ月	1.95%	(回答無)	100%		
		兵庫県	地方債	100,000	100,230	100.23	10年	8年6カ月	0.96%	(回答無)	100%		
		埼玉県	地方債	80,000	83,896	104.87	10年	3年7カ月	1.60%	(回答無)	100%		
		北海道	地方債	80,000	85,328	106.66	10年	7年2カ月	1.70%	(回答無)	100%		
		東京電力	事業債	200,000	157,880	78.94	10年	6年2カ月	1.98%	(回答無)	100%		
		住宅金融支援	事業債	100,000	102,470	102.47	20年	19年3カ月	2.06%	AAA	100%		
		島根県	島根県債	60,000	60,000	100.00	10年	0年1カ月	1.42%	(回答無)	100%		
	小計		1,900,000	1,930,310									
(18)	財団法人島根 県体育協会	神奈川県	地方債	25,000	25,068	100.27	10年	0年3カ月	なし	なし	100%	せず	回答無
		埼玉県	地方債	24,000	24,065	100.27	10年	0年3カ月	なし	AA+	100%	せず	
		千葉県	地方債	10,000	10,047	100.47	10年	0年9カ月	なし	なし	100%	せず	
		宮城県	地方債	16,000	16,076	100.47	10年	0年9カ月	なし	なし	100%	せず	
		大阪府	地方債	10,000	10,044	100.44	10年	0年9カ月	なし	なし	100%	せず	
		埼玉県	地方債	25,000	25,120	100.48	10年	0年9カ月	なし	AA+	100%	せず	
		神戸市	地方債	28,000	28,126	100.45	10年	1年1カ月	なし	AA	100%	せず	
		兵庫県	地方債	5,000	5,103	102.05	10年	1年7カ月	なし	なし	100%	せず	
		名古屋市	地方債	10,000	9,972	99.72	5年	4年6カ月	なし	Aa3	100%	せず	
		新潟県	地方債	10,000	10,591	105.91	10年	7年3カ月	なし	Aa3	100%	せず	
		愛知県	地方債	3,000	3,019	100.63	5年	2年11カ月	なし	AA+, AAA, AA-	100%	せず	
		国	長期国債	8,000	-	-	10年	5年2カ月	なし	なし	100%	せず	
		埼玉県	地方債	45,000	47,129	104.73	10年	3年9カ月	なし	AA+	100%	せず	
		島根県	島根県債	10,000	10,048	100.48	5年	2年7カ月	なし	なし	100%	せず	
		神戸市	地方債	10,000	10,019	100.19	5年	3年8カ月	なし	AA	100%	せず	
		広島市	地方債	10,000	10,095	100.95	5年	3年8カ月	なし	なし	100%	せず	
		東京都	地方債	20,000	19,992	99.96	3年	1年8カ月	なし	AA-	100%	せず	
		大阪市	地方債	5,000	5,289	105.77	10年	6年9カ月	なし	AA+, AAA, AA-	100%	せず	
		愛知県	地方債	7,000	7,045	100.63	5年	2年11カ月	なし	AA+, AA, AA	100%	せず	
		福岡県	地方債	50,000	50,165	100.33	5年	3年8カ月	なし	Aa3	100%	せず	
	小計		331,000	327,013									
(19)	公益社団法人 島根県畜 産振興協会		保有無し										
	小計		0	0									
(20)	島根県土地開 発公社	国	長期国債	480,000	505,776	105.37	10年	3年11カ月	1.60%	Aa3	100%	せず	A
		国	長期国債	202,800	211,764	104.42	10年	3年8カ月	1.40%	Aa3	100%	せず	
		国	長期国債	200,000	212,320	106.16	10年	5年8カ月	1.50%	Aa3	100%	せず	
		国	長期国債	120,000	128,196	106.83	20年	14年11ヶ月	2.00%	Aa3	100%	せず	
		兵庫県	地方債	700,000	732,620	104.66	20年	16年11カ月	2.11%	-	100%	せず	
		千葉県	地方債	200,000	215,780	107.89	20年	17年0カ月	2.26%	-	100%	せず	
		国	長期国債	250,000	267,200	106.88	20年	16年11カ月	2.10%	Aa3	100%	せず	
	小計		2,152,800	2,273,656									
(21)	島根県農業信 用基金協会	国	長期国債	100,000	103,530	103.53	20年	10年8カ月	1.40%	(回答無)	100%	せず	回答無
		国	長期国債	200,000	215,800	107.90	20年	15年8カ月	2.10%	(回答無)	100%	せず	
		国	長期国債	100,000	106,820	106.82	20年	17年5カ月	2.10%	(回答無)	100%	せず	
		国	長期国債	50,000	53,410	106.82	20年	17年5カ月	2.10%	(回答無)	100%	せず	

団体名	発行体名	種別	額面金額 (千円)	時価 (千円)	時価単価	期間	残存期間 (H24. 3~)	利率	格付け	元本償還	評価替え	①	
(21)	島根県農業信 用基金協会	国	長期国債	100,000	106,820	106.82	20年	17年5カ月	2.10%	(回答無)	100%	せず	回答無
		国	長期国債	100,000	106,680	106.68	20年	17年8カ月	2.10%	(回答無)	100%	せず	
		国	長期国債	100,000	104,900	104.90	20年	18年2カ月	2.00%	(回答無)	100%	せず	
		国	長期国債	100,000	101,740	101.74	20年	18年2カ月	1.80%	(回答無)	100%	せず	
		国	長期国債	100,000	106,280	106.28	20年	18年8カ月	2.10%	(回答無)	100%	せず	
		国	長期国債	200,000	209,560	104.78	10年	3年8カ月	1.50%	(回答無)	100%	せず	
		国	長期国債	100,000	105,150	105.15	10年	3年8カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず	
		国	長期国債	100,000	106,540	106.54	10年	4年8カ月	1.70%	(回答無)	100%	せず	
		国	長期国債	100,000	108,070	108.07	10年	6年2カ月	1.80%	(回答無)	100%	せず	
		国	長期国債	100,000	100,600	100.60	10年	9年5カ月	1.00%	(回答無)	100%	せず	
		国	長期国債	100,000	100,600	100.60	10年	9年5カ月	1.00%	(回答無)	100%	せず	
		道路機構	政保債	100,000	106,190	106.19	20年	17年2カ月	2.10%	(回答無)	100%	せず	
		道路機構	政保債	100,000	105,140	105.14	20年	19年0カ月	2.10%	(回答無)	100%	せず	
		道路機構	政保債	100,000	100,020	100.02	20年	19年5カ月	1.80%	(回答無)	100%	せず	
		公営企業	政保債	100,000	105,150	105.15	10年	3年10カ月	1.60%	(回答無)	100%	せず	
		道路機構	政保債	200,000	214,520	107.26	10年	4年3カ月	2.00%	(回答無)	100%	せず	
		道路機構	政保債	100,000	106,410	106.41	10年	4年8カ月	1.70%	(回答無)	100%	せず	
		道路機構	政保債	200,000	213,540	106.77	10年	5年1カ月	1.70%	(回答無)	100%	せず	
		大阪市	地方債	100,000	106,800	106.80	10年	4年2カ月	2.00%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	108,130	108.13	10年	5年2カ月	1.97%	(回答無)	100%	せず	
		共同発行市場	地方債	200,000	214,720	107.36	10年	5年4カ月	1.80%	(回答無)	100%	せず	
		神奈川県	地方債	100,000	105,990	105.99	10年	5年11カ月	1.53%	(回答無)	100%	せず	
		東京都	地方債	100,000	106,160	106.16	10年	6年11カ月	1.54%	(回答無)	100%	せず	
		共同発行市場	地方債	100,000	105,920	105.92	10年	7年7カ月	1.54%	(回答無)	100%	せず	
		福岡県	地方債	100,000	103,690	103.69	10年	8年10カ月	1.36%	(回答無)	100%	せず	
		大阪府	地方債	100,000	98,920	98.92	10年	9年9カ月	0.97%	(回答無)	100%	せず	
		共同発行市場 地方債	地方債	100,000	99,820	99.82	10年	9年10カ月	1.01%	(回答無)	100%	せず	
		農林中金	金融債	0	-	-	5年	-	1.55%	(回答無)	100%	せず	
		農林中金	金融債	0	-	-	5年	-	1.50%	(回答無)	100%	せず	
		農林中金	金融債	100,000	100,310	100.31	5年	0年2カ月	1.55%	(回答無)	100%	せず	
		農林中金	金融債	100,000	100,820	100.82	5年	0年8カ月	1.35%	(回答無)	100%	せず	
		農林中金	金融債	100,000	102,150	102.15	5年	1年7カ月	1.55%	(回答無)	100%	せず	
農林中金	金融債	100,000	102,140	102.14	5年	1年11カ月	1.35%	(回答無)	100%	せず			
	小計		3,950,000	4,143,040									
(22)	社団法人島 根県林業公 社	大阪市	地方債	50,000	52,110	104.22	10年	2年3カ月	1.80%	AA-	100%	せず	A
		大阪市	地方債	180,000	192,636	107.02	20年	16年8カ月	2.21%	AA-	100%	せず	
		島根県	島根県債	7,000	7,000	100.00	10年	9年7カ月	1.03%	(回答無)	100%	せず	
		ドイツ復興金 融公庫	仕組債	200,000	(回答無)	(回答無)	30年	28年5カ月		AAA, Aaa	100%	せず	
	小計		437,000	251,746									
合計			41,196,342										

①有価証券の時価評価損益の処理方法

A = 原則として満期まで持ち切りであるため、評価損益を計上しない

B = 時価評価をし、評価損益は計上

【図表4】 預金状況

	団体名	預け入れ金融機関	種類	金額(千円)
〈1〉	財団法人くにびきメッセ	山陰合同銀行	定期預金	182,498
		山陰合同銀行	普通預金	36,562
		島根銀行	定期預金	66,909
		島根銀行	普通預金	14,016
		(団体小計)		299,988
〈2〉	財団法人しまね海洋館	山陰合同銀行	普通預金	285,466
		(団体小計)		285,466
〈3〉	公益財団法人しまね国際センター	山陰合同銀行	定期預金	37,697
		山陰合同銀行	普通預金	48,932
		島根銀行	定期預金	21,000
		島根中央信用金庫	定期預金	130,000
		ゆうちょ銀行	普通預金	16
		(団体小計)		237,647
〈4〉	公益財団法人しまね産業振興財団	商工組合中央金庫	普通預金	182
		日本海信用金庫	普通預金	30,034
		鳥取銀行	普通預金	225,313
		山陰合同銀行	普通預金	515,742
		島根銀行	普通預金	340,461
(団体小計)		1,111,733		
〈5〉	公益財団法人しまね自然と環境財団	山陰合同銀行	定期預金	10,473
		島根中央信用金庫	定期預金	10,000
		J A石見銀山	定期預金	10,000
		山陰合同銀行	普通預金	32,513
(団体小計)		62,986		
〈6〉	財団法人しまね女性センター	山陰合同銀行	定期預金	10,050
		山陰合同銀行	普通預金	32,642
		J A石見銀山	定期預金	10,000
		J A石見銀山	普通預金	46
		島根銀行	定期預金	3,000
		島根銀行	普通預金	0
(団体小計)		55,739		
〈7〉	公益財団法人しまね農業振興公社	J A島根県信連	普通・定期預金	549,277
		山陰合同銀行	普通・定期預金	71,869
		島根銀行	普通・定期預金	10,127
		鳥取銀行	普通・定期預金	10,147
		(団体小計)		641,421
〈8〉	公益財団法人しまね文化振興財団	山陰合同銀行	普通預金	814,298
		山陰合同銀行	定期預金	167,038
		島根銀行	普通預金	19,141
		島根銀行	定期預金	20,000
		しまね信用金庫	普通預金	266
		ゆうちょ銀行	普通貯金	1,754
(団体小計)		1,022,498		
〈9〉	公益財団法人ふるさと島根定住財団	山陰合同銀行	普通預金・決済預金	168,700
		山陰合同銀行	定期預金	74,794
		島根銀行	普通預金・決済預金	1,111
		(団体小計)		244,607

	団体名	預け入れ金融機関	種類	金額(千円)
〈10〉	公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	山陰合同銀行	普通預金	11,214
		山陰合同銀行	定期預金	282,847
		(団体小計)		294,061
〈11〉	公益財団法人島根県育英会	山陰合同銀行	定期預金	10,897
		ゆうちょ銀行	定期貯金	9,000
(団体小計)		19,897		
〈12〉	公益財団法人島根県環境管理センター	山陰合同銀行	普通預金	71,001
		島根銀行	普通預金	36,364
		J Aいづも	普通預金	1,508
		J A島根県信連	普通預金	1
		島根銀行	定期預金	324
		(団体小計)		109,200
〈13〉	島根県漁業信用基金協会	J Fしまね漁協	定期預金	146,000
		J Fしまね漁協	普通預金	699
		(団体小計)		146,699
〈14〉	財団法人島根県建築住宅センター	山陰合同銀行	普通預金	8,531
		ゆうちょ銀行	定期預金	9,000
		島根銀行	定期預金	9,500
		J A島根県信連	定期預金	2,000
		(団体小計)		29,031
〈15〉	島根県住宅供給公社	山陰合同銀行	普通預金	272,407
		島根銀行	普通預金	32,032
		みずほ銀行	普通預金	122
		中国労働金庫	普通預金	1,374
		島根県信連	普通預金	2,056
		しまね信用金庫	普通預金	904
		日本海信用金庫	普通預金	9
		広島銀行	普通預金	233
		鳥取銀行	普通預金	112
		米子信用金庫	普通預金	168,784
		島根銀行	定期預金	10,000
		みずほ銀行	定期預金	10,000
中国労働金庫	定期預金	10,000		
島根県信連	定期預金	10,000		
しまね信用金庫	定期預金	70,000		
広島銀行	定期預金	10,000		
鳥取銀行	定期預金	10,000		
米子信用金庫	定期預金	350,000		
大和ネクスト銀行	定期預金	10,000		
(団体小計)		968,033		
〈16〉	島根県信用保証協会	J Aいづも	定期預金	1,000
		しまね信用金庫	普通預金	7,137
		しまね信用金庫	定期預金	33,000
		みずほ銀行	普通預金	3,105
		みずほ銀行	定期預金	2,000
		ゆうちょ銀行	普通預金	2,460
J A島根県信連	普通預金	33		

種類	団体名	預け入れ金融機関	種類	金額(千円)
〈16〉	島根県信用保証協会	広島銀行	普通預金	517
		広島銀行	定期預金	1,400
		三菱東京UFJ銀行	定期預金	2,000
		山陰合同銀行	普通預金	426,203
		山陰合同銀行	定期預金	3,503,500
		山口銀行	定期預金	10,700
		商工組合中央金庫	普通預金	2,330
		商工組合中央金庫	定期預金	24,000
		西中国信用金庫	普通預金	2,031
		西中国信用金庫	定期預金	14,000
		鳥取銀行	普通預金	1,499
		鳥取銀行	定期預金	20,000
		島根益田信用組合	普通預金	1,867
		島根益田信用組合	定期預金	18,000
		島根銀行	普通預金	19,835
		島根銀行	定期預金	102,600
		島根中央信用金庫	普通預金	12,360
		島根中央信用金庫	定期預金	97,100
日本海信用金庫	定期預金	39,000		
米子信用金庫	普通預金	6,743		
米子信用金庫	定期預金	22,000		
(団体小計)		4,376,427		
〈17〉	公益社団法人島根県水産振興協会	山陰合同銀行	定期預金	9,736
		J Fしまね漁業協同組合	定期預金	8,150
		(団体小計)		17,887
〈18〉	財団法人島根県体育協会	山陰合同銀行	定期預金	10,000
(団体小計)		10,000		
〈19〉	公益社団法人島根県畜産振興協会	J A島根県信連	普通預金	1,396,366
		J A島根県信連	定期預金	49,713
		J A	普通預金	1,118
		(団体小計)		1,447,197
〈20〉	島根県土地開発公社	山陰合同銀行	普通預金	214,925
		島根県信連	普通預金	1,591
		島根銀行	普通預金	360
		山陰合同銀行	定期預金	50,551
		島根県信連	定期預金	60,000
		島根銀行	定期預金	10,000
(団体小計)		337,427		
〈21〉	島根県農業信用基金協会	J A島根県信連	定期預金	6,059,684
		山陰合同銀行	定期預金	0
		(団体小計)		6,059,684
〈22〉	社団法人島根県林業公社	山陰合同銀行	定期預金	161,009
		山陰合同銀行	普通預金・当座預	610,688
		(団体小計)		771,697
			合計	18,549,324

【図表5-1】 団体の経営比率

	団体名（22団体） H23年度データ（単位：千円）	（1）金融資産比率				（2）事業費・金融資産比率			（3）運用依存度			
		総資産	金融資産合計	金融資産比率	金融資産比率 ランク	事業費	事業費 金融資産比率	事業費 金融資産比率 ランク	総収益 （経常収益＋経常 外収益）	運用 損益	運用依存度	運用依存度ランク
<1>	財団法人くにびきメッセ	1,215,805	1,186,739	97.6%	A	52,565	2257.6%	A	268,547	16,373	6.1%	B
<2>	財団法人しまね海洋館	1,030,591	901,153	87.4%	B	320,696	281.0%	B	543,469	7,633	1.4%	A
<3>	公益財団法人しまね国際センター	1,642,736	1,557,647	94.8%	A	93,968	1657.6%	A	87,526	29,907	34.2%	C
<4>	公益財団法人しまね産業振興財団	3,695,764	1,941,733	52.5%	B	1,734,519	112.0%	B	1,732,000	12,520	0.7%	A
<5>	公益財団法人しまね自然と環境財団	239,875	195,986	81.7%	B	424,787	46.1%	C	440,840	771	0.2%	A
<6>	財団法人しまね女性センター	184,241	183,879	99.8%	A	136,877	134.3%	B	145,087	1,454	1.0%	A
<7>	公益財団法人しまね農業振興公社	4,066,174	1,141,422	28.1%	C	223,216	511.8%	B	230,908	7,341	3.2%	A
<8>	公益財団法人しまね文化振興財団	1,520,766	1,475,100	97.0%	A	1,088,771	135.5%	B	1,060,182	9,870	0.9%	A
<9>	公益財団法人ふるさと島根定住財団	2,234,663	2,203,135	98.6%	A	471,524	467.2%	B	476,367	32,977	6.9%	B
<10>	公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	1,788,510	1,784,061	99.8%	A	68,553	2606.8%	A	25,127	24,990	99.5%	C
<11>	公益財団法人島根県育英会	4,189,068	398,617	9.5%	C	97,828	407.4%	B	104,514	2,947	2.8%	A
<12>	公益財団法人島根県環境管理センター	4,925,906	333,340	6.8%	C	674,539	49.5%	C	826,945	1,895	0.2%	A
<13>	島根県漁業信用基金協会	3,744,007	2,666,699	71.2%	B	7,916	—	—	63,933	47,698	74.6%	C
<14>	財団法人島根県建築住宅センター	51,964	29,032	55.9%	B	255,624	11.4%	C	260,470	31	0.0%	A
<15>	島根県住宅供給公社	12,138,656	2,268,033	18.7%	C	1,831,509	123.8%	B	1,895,418	26,327	1.4%	A
<16>	島根県信用保証協会	272,933,979	24,107,427	8.8%	C	1,697,448	—	—	7,659,416	475,871	6.2%	B
<17>	公益社団法人島根県水産振興協会	2,037,390	1,917,887	94.1%	A	221,082	867.5%	B	230,797	30,605	13.3%	C
<18>	財団法人島根県体育協会	474,744	430,435	90.7%	A	251,547	171.1%	B	559,127	3,089	0.6%	A
<19>	公益社団法人島根県畜産振興協会	1,951,812	1,447,197	74.2%	B	1,070,848	135.1%	B	1,315,277	2,474	0.2%	A
<20>	島根県土地開発公社	13,779,547	2,490,227	18.1%	C	869,117	286.5%	B	1,165,274	41,812	3.6%	A
<21>	島根県農業信用基金協会	155,519,044	10,009,684	6.4%	C	21,899	—	—	642,649	106,746	16.6%	C
<22>	社団法人島根県林業公社	83,127,592	1,208,697	1.5%	C	880,774	137.3%	B	747,550	9,649	1.3%	A

【図表5-2】 団体の経営比率 上位

(1) 金融資産比率 (金融資産/総資産)

団体名 (上位10団体) (単位:千円)	総資産	金融資産合計	金融資産比率	金融資産比率 ランク
公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	1,788,510	1,787,041	99.9%	A
財団法人しまね女性センター	184,241	183,879	99.8%	A
公益財団法人ふるさと島根定住財団	2,234,663	2,203,135	98.6%	A
公益社団法人島根県水産振興協会	2,037,390	2,000,386	98.2%	A
財団法人くにびきメッセ	1,215,805	1,186,739	97.6%	A
公益財団法人しまね文化振興財団	1,520,766	1,475,100	97.0%	A
公益財団法人しまね国際センター	1,642,736	1,557,647	94.8%	A
財団法人島根県体育協会	474,744	430,435	90.7%	A
財団法人しまね海洋館	1,030,591	901,153	87.4%	B
公益財団法人しまね自然と環境財団	239,875	195,986	81.7%	B

A ランク (90%以上) 8 団体
 B ランク (50%~90%) 5 団体
 C ランク (50%未満) 9 団体

(2) 事業費・金融資産比率 (金融資産/事業費)

団体名 (上位10団体) (単位:千円)	金融資産合計	事業費	事業費 金融資産比率	事業費 金融資産比率 ランク
財団法人くにびきメッセ	1,186,739	52,565	2257.6%	A
公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	1,788,510	68,553	2606.8%	A
公益財団法人しまね国際センター	1,557,647	93,968	1657.6%	A
公益社団法人島根県水産振興協会	2,000,386	220,182	908.5%	B
公益財団法人しまね農業振興公社	1,142,422	223,216	511.8%	B
公益財団法人ふるさと島根定住財団	2,203,135	471,524	467.2%	B
公益財団法人島根県育英会	398,617	97,828	407.4%	B
島根県土地開発公社	2,490,227	869,117	286.5%	B
財団法人しまね海洋館	902,353	320,696	281.4%	B
財団法人島根県体育協会	430,435	251,547	171.1%	B

A ランク (1000%以上) 3 団体
 B ランク (100%~1000%) 13 団体
 C ランク (100%未満) 3 団体

※信用保証協会や農業・漁業の信用基金協会は保証行為を行う団体であるため除外した。

(3) 運用依存度 (運用損益/総収益:金融資産運用益への収益依存度)

団体名 (上位15団体) (単位:千円)	総収益 (経常収益+経 常外収益)	運用 損益	運用依存度	運用依存度 ランク
財団法人島根県建築住宅センター	260,470	31	0.0%	A
公益財団法人しまね自然と環境財団	440,840	771	0.2%	A
公益社団法人島根県畜産振興協会	1,315,277	2,474	0.2%	A
公益財団法人島根県環境管理センター	826,945	1,895	0.2%	A
財団法人島根県体育協会	559,127	3,089	0.6%	A
公益財団法人しまね産業振興財団	1,732,000	12,520	0.7%	A
公益財団法人しまね文化振興財団	1,060,182	9,870	0.9%	A
財団法人しまね女性センター	145,087	1,454	1.0%	A
社団法人島根県林業公社	747,550	9,649	1.3%	A
島根県住宅供給公社	1,895,418	26,327	1.4%	A
財団法人しまね海洋館	543,469	7,633	1.4%	A
公益財団法人島根県育英会	104,514	2,947	2.8%	A
公益財団法人しまね農業振興公社	230,908	7,341	3.2%	A
島根県土地開発公社	1,165,274	41,812	3.6%	A
財団法人くにびきメッセ	268,547	16,373	6.1%	B

A ランク (5%未満) 14 団体
 B ランク (5%~10%) 3 団体
 C ランク (10%超) 5 団体

【図表6】 指定管理者制度導入施設

	施設名	指定管理者				期間	指定管理料（千円）				利用料金制	非公募	導入年
		団体名	※種別	新規・継続	県出資・出えん 比率		支払無	5年間総額	単年度当り	更新前との比較			
集 客 施 設	しまね海洋館	財団法人しまね海洋館	B	継続	100.0	H22～H26	—	598,093	119,619	▲ 73,381	○	○	H17
	美術館	株式会社SPSしまね	A	継続	—	H22～H26	—	1,311,000	262,200	3,200	—	—	H17
	芸術文化センター2施設	公益財団法人しまね文化振興財団	B	継続	100.0	H22～H26	—	1,563,535	312,707	▲ 27,134	○	—	H17
	三瓶自然館	公益財団法人しまね自然と環境財団	B	継続	92.5	H22～H26	—	1,334,340	266,868	▲ 37,632	○	—	H17
	宍道湖自然館	公益財団法人ホシザキグリーン財団	B	継続	—	H22～H26	—	531,280	106,256	3,156	○	○	H17
	花ふれあい公園	NPO法人国政交流フラワー21	E	継続	—	H24～H29	—	390,000	78,000	▲ 5,858	○	—	H16
	古代出雲歴史博物館	ミュージアムいちばた	F	継続	—	H23～H27	—	1,374,360	274,872	26,642	—	—	H18
貸 出 施 設	男女共同参画センター	財団法人しまね女性センター	B	継続	89.2	H22～H26	—	430,500	86,100	▲ 400	—	—	H17
	県民会館	公益財団法人しまね文化振興財団	B	継続	100.0	H22～H26	—	969,400	193,880	▲ 20,120	○	—	H17
	東部総合福祉センター	アイカム株式会社	A	継続	—	H22～H26	—	427,000	85,400	556	—	—	H17
	西部総合福祉センター	浜田ビルメンテナンス株式会社	A	継続	—	H22～H26	—	376,374	75,275	▲ 2,224	—	—	H17
	産業交流会館	財団法人くにびきメッセ	B	継続	63.7	H22～H26	○	0	0	0	○	—	H17
	産業高度化支援センター	公益財団法人しまね産業振興財団	B	継続	100.0	H22～H26	—	1,142,150	228,430	8,430	—	—	H17
そ の 他 の 施 設	はつらつ体育館	株式会社MIしまね	A	継続	—	H22～H26	—	29,750	5,950	90	—	—	H17
	浜山公園	特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21	E	継続	—	H22～H26	—	716,520	143,304	▲ 4,993	○	—	H17
	石見海浜公園	株式会社ISP	A	継続	—	H22～H26	—	638,100	127,620	▲ 3,396	○	—	H17
	万葉公園	大畑建設株式会社	A	継続	—	H22～H26	—	181,126	36,225	525	○	—	H17
	武道館	財団法人島根県体育協会	B	継続	16.4	H22～H26	—	1,635,515	327,103	▲ 6,096	—	—	H17
	石見武道館	〃	B	継続		H22～H26	—				—	—	H17
	県立水泳プール	〃	B	継続		H22～H26	—				—	—	H17
	県立体育館	〃	B	継続		H22～H26	—				—	—	H17
	県立サッカー場	〃	B	継続		H22～H26	—				—	—	H17
	青少年の家	北陽ビル管理株式会社	A	継続	—	H22～H26	—	338,000	67,600	8,798	—	—	H19
	八雲立つ風土記の丘	公益財団法人しまね文化振興財団	B	継続	100.0	H22～H26	—	289,665	57,933	▲ 2,867	—	—	H17
古墳の丘古曾志公園	株式会社MIしまね	A	新規	—	H22～H26	—	24,250	4,850	▲ 1,065	—	—	H19	

※種別 A 株式会社、有限会社
 B 財団法人、社団法人
 C 公共団体
 D 公共的団体
 E NPO法人
 F その他団体

【図表7-1】 アンケート集計結果

団体名	有価証券運用規定	購入可能有価証券/投資実績 許容=○ 不可=×												運用管理面					ペイオフ対策						
		投資可能期間				期間				許容リスク				有価証券運用担当者				有価証券の時価評価が元本割れになった場合の対応※	有価証券管理体制	運用方針		対策規定の有無	具体的対策		
		国債・地方債・政保債	事業債(除く劣後債)	劣後債	仕組債	10年まで	20年まで	30年まで	無期限	元本リスク	為替リスク	金利リスク	株価リスク	専任・兼任	兼任業務	担当者の投資経験	専任者予定			時間的制約	安全優先			その他	
<1>	財団法人くにびきメッセ	ある	○	○	-	-	○	○	○	○	×	×	×	×	兼任	事務局	未経験者	-	なし	A	十分/不安無し	○	-	無い	していない
<2>	財団法人しまね海洋館	ある	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	兼任	経理	経験者(国債・地方債の運用10年)	無し	あり	A	十分/不安無し	○	-	無い	していない
<3>	公益財団法人しまね国際センター	ある	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	専任	-	経験者(債券投資3年)	-	なし	利益状況等を勘案し、場合によっては、損切りする	十分/不安無し	市場動向を注視しながら安全、適正かつ効率的に運用		無い	していない	
<4>	公益財団法人しまね産業振興財団	無い	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	兼任	経理	未経験	無し	あり	A	十分とはいえない/不安はある	○	-	無い	している(預金分散)	
<5>	公益財団法人しまね自然と環境財団	ある	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	兼任	経理	未経験者	無し	あり	A	十分とはいえない/不安無し	○	-	無い	している(預金分散)	
<6>	財団法人しまね女性センター	ある	基本財産○その他○	基本財産×その他○	基本財産×その他△	-	○	△	△	△	×	-	-	兼任	施設管理総務	実務経験あり(5年,証券2級,投資信託3級,元FP有資格者)	無し	無し	A	十分/不安無し	○	-	ある	している(預金分散)	
<7>	公益財団法人しまね農業振興公社	ある	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	兼任	総務	未経験者	無し	無し	A	十分/不安無し	○	-	無い	普通預金は決済性預金としている	
<8>	公益財団法人しまね文化振興財団	無い	○	-	-	○	○	○	○	-	×	○	-	兼任	企画資産管理	未経験者	無し	無し	A	十分/不安無し	元本の安全性を第一に、期間と利回りを考慮し最適化		無い	している(預金先の経営状況をチェック)	
<9>	公益財団法人ふるさと島根定住財団	ある	○	×	×	-	○	○	○	○	×	-	-	兼任	総務	未経験者	無し	無し	A	十分/不安無し	○	-	無い	していない	
<10>	公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	無い	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	兼任	業務全般	未経験者	無し	無し	A	十分/不安無し	○	-	無い	している(預金先の経営状況をチェック)	
<11>	公益財団法人島根県育英会	無い	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	兼任	高校奨学金業務	未経験者	無し		元本割れする商品は持っていない。	十分/不安無し	○	-	無い	していない	
<12>	公益財団法人島根県環境管理センター	ある	○	×	×	-	○	○	○	○	-	○	○	兼任	総務事業グループ	経験者(国債3年)	無し	あり	H26年度の5年満期(利率0.8%)までに、この利率を超えることは考えられない。	十分/不安無し	-	-	無い	している(借入金と相殺)	
<13>	島根県漁業信用基金協会	ある	○	○	○	-	○	○	×	×	○	×	×	兼任	専務理事	未経験者	無し	無し	金利状況により、入れ替えや満期保有の検討を行い損失を避ける	十分/不安無し	-	-	無い	していない	
<14>	財団法人島根県建築住宅センター	無い	投資実績無し				-	-	-	-	-	-	-	-	有価証券運用はしていないため、担当者はおいていない				無し	-	有価証券運用を行う予定はない		無い	している(預金分散)	
<15>	島根県住宅供給公社	ある	○	○	×	-	○	○	○	○	×	×	○	×	兼任	経理事務	経験者(国債・地方債投資(9年))	無し	無し	A	十分/不安無し	○	-	ある	している(借入金と相殺)
<16>	島根県信用保証協会	ある	○	○	○	-	○	△	△	△	○	×	×	○	兼任	理事会監査会事務局、経理	未経験者	無し	無し	A	十分/不安無し	○	-	無い	している(預金先の経営状況をチェック)
<17>	公益社団法人島根県水産振興協会	ある	○	○	×	-	○	○	○	○	×	×	×	○	兼任	庶務・経理	未経験者	無し	無し	A	十分/不安無し	○	-	無い	していない
<18>	財団法人島根県体育協会	無い	-	-	-	-	○	-	-	-	×	-	-	-	兼任	総務・企画	未経験者	無し	無し	満期保有を条件に債券を購入しているの元本割れは想定したことは無い	十分/不安無し	○	-	無い	している(預金分散)
<19>	公益社団法人島根県畜産振興協会	無い	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	兼任	-	-	-	-	十分とはいえない/不安無し	-	-	無い	していない	
<20>	島根県土地開発公社	ある	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	兼任	経理	経験者(国債・地方債(5年))	無し	無し	A	十分/不安無し	○	-	ある	している(借入金と相殺)
<21>	島根県農業信用基金協会	ある	○	×	×	-	○	○	○	○	×	×	○	×	兼任	総務	経験者(債券投資(8年))	無し	無し	A	十分/不安無し	○	-	無い	していない
<22>	社団法人島根県林業公社	ある	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	兼任	総務企画課長	未経験者	無し	無し	A	十分/不安無し	○	-	無い	していない

※ 有価証券の時価評価が元本割れになった場合の対応

A 満期保有目的有価証券(損失は財務会計上顕出ししない)

【図表7-2】 アンケート集計結果

団体名	期間5年程度の島根県債（金利水準は1.0%程度）の購入	短期1年未満の島根県債（金利水準は0.2%程度）の購入	仮に、島根県が、今後永続的に、運用利益相当額を「補助金」等として支払ってくれるとしたら、運用資金を県に返さないし寄付することは可能ですか	
<1> 財団法人くにびきメッセ	購入可能	購入可能	不明	
<2> 財団法人しまね海洋館	購入可能	購入可能	設問の意図不明のため、回答保留	
<3> 公益財団法人しまね国際センター	購入可能	購入可能	いいえ	・次の点から県に返さないし寄附することは適当ではないと考える。 ①行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革」において公益法人に対する補助金等の支出の適正化を言及している。②島根県の「改革推進会議 行政改革専門小委員会」の提言において、今後県からの補助・委託事業の減少が見込まれることから、それに柔軟に対応できる組織運営形態を構築すべきとしている。③公益法人制度改革3法の国会付帯決議において行政改革を進めるうえで『民間が担う公益』の重要性がますます増大するとしている。④公益法人認定法において設立許可や監督を主務官庁の裁量から公益性を判定する認定基準へと定め、自立性・主体性の確保が謳われている。⑤公益財団法人に認定されたことは、単なる行政補完型の法人ではなく、官から民へという制度改革の趣旨に沿ってミッションを主体的に達成していき、自立した存在意義のある法人をめざすべきと考える。
<4> 公益財団法人しまね産業振興財団	購入できない	購入できない	いいえ	当財団が公益財団法人である事及び運用原資の性質を鑑み適当ではないと考えられる。
<5> 公益財団法人しまね自然と環境財団	購入可能	購入できない	いいえ	現在の運用資金は、新公益法人制度における基本財産(目的である事業実施に不可欠なものとして定款に定めた財産)として位置づけられているため。当財団では、公益法人移行前に旧基本財産の出えん者に文書で取り扱いの確認を行ったうえ上述のとおり整理しており、このような仮定に対する判断は既に為されているものと考えています。「仮に」という設定であるとしても、当財団の設立代表者は島根県であり、その趣旨や設置者としての責任を鑑みれば、法人としての存在意義がなくなる場合以外では、出捐金は寄付(返還)すべきではないと考えます。
<6> 財団法人しまね女性センター	購入可能	購入可能	いいえ	運用資金は、財団法人(公益財団法人移行申請中)の基本財産がその大部分であるため。また、基本財産以外の部分については、取り崩して財団の費用に資する場合がある。
<7> 公益財団法人しまね農業振興公社	購入可能	購入可能	いいえ	該当する運用資金がない。
<8> 公益財団法人しまね文化振興財団	購入可能	購入可能	いいえ	運用利益だけでなく、運用資金を取り崩して事業を行っている。
<9> 公益財団法人ふるさと島根定住財団	購入可能	購入可能	いいえ	公益財団法人への移行に伴い、より一層県からの独立性が求められることとなり、安定的かつ弾力的な財団運営のためには、自己資金又は財政安定的な基金が必要であるため。なお、自己資金を増やすことは、県業務を補完して総合的サービスを実施する財団の性格上、不可能である。
<10> 公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金	購入できない	購入可能	いいえ	資金の取崩しを行いながら事業を実施する状況において、運用益相当額の補助金では必要な事業ができない。また、担い手対策は柔軟かつ機動的に実施する必要があるが、補助金では県の方針に強く影響を受け自立的な事業運営ができない。さらに年度途中での緊急な事業の見直し等も県協議に時間を要するなど対応も困難となる。
<11> 公益財団法人島根県育英会	購入できない	購入できない	いいえ	特定資産等使用目的のあるものが多いため。
<12> 公益財団法人島根県環境管理センター	購入できない	購入できない	いいえ	当センターは、施設整備費の約半分を長期借入金で賄っており、その償還を事業収入で対応していることから、資金ショートが見込まれる場合、短期借入金の担保(低金利)として利用する場合も想定しておく必要がある。
<13> 島根県漁業信用基金協会	購入可能	購入可能	いいえ	(運用資金の大部分は、出資金、繰入金、交付金、受領保険金、求償権回収金、農林漁業信用基金からの借入金等であり、協会の保証の額の最高限度、1被保証人当たりの保証限度額の算定基礎になっている。また、中小漁業融資保証法により、預金または金銭信託、有価証券の保有により管理しなければならないことと定められている。)
<14> 財団法人島根県建築住宅センター	購入可能	購入可能	いいえ	理事会の議決が得られなければならず、現時点で可能かどうか不明
<15> 島根県住宅供給公社	購入可能	購入可能	いいえ	地方住宅供給公社法において、利益は次期以降の損失に備え留保するとされており、ほかへの処分を認めていない。
<16> 島根県信用保証協会	購入可能	購入可能	いいえ	出えん金の取扱いについては、信用保証協会法において協会が解散した場合のみ定められており、解散以外のケースにおいて返さないし寄付することは不可能であると考えられる。
<17> 公益社団法人島根県水産振興協会	購入できない	購入できない	いいえ	出資者が県のほか市町村、漁業団体、民間企業があり、難しい面がある。
<18> 財団法人島根県体育協会	購入可能	購入可能	いいえ	運用資金はほとんどが基本財産であり、公益法人移行後の定款では本会の目的を達成するための財産と位置づけてある。また特定財産は本会職員の退職給付金である。また、公益法人制度改革において、財団の公益性、自主性の確保を言われている中、基本財産は重要である。以上の点から、運用資金を県に返さないし寄付はできない
<19> 公益社団法人島根県畜産振興協会	購入できない	購入できない	いいえ	公益社団法人であり、事業目的に沿った寄付以外は困難と思われる。(配当とか利益の環流は出来ない)
<20> 島根県土地開発公社	購入可能	購入可能	—	運用益だけでなく、準備金本来の目的である赤字発生時の補填や多額の突発的業務資金需要への対応が必要となった場合に、資金ショートすることなく寄付額を限度に必要な額が団体に交付されることが必要
<21> 島根県農業信用基金協会	購入可能	購入できない	いいえ	県を含む会員からの出資金については、保証業務を行うために必要な基金であり、法律上、基金に対して一定の倍率を乗じた額までしか保証できない仕組みになっている。また、保証業務の拡充(無担保無保証人枠の拡大等)のために県が拠出する出えん金についても、将来の代位弁済等のリスクにかかる費用の財源となるものであり、返還することはできない。
<22> 社団法人島根県林業公社	購入可能	購入できない	いいえ	(有価証券の原資は、当法人の入社預り金であり、退社時に返還する必要があるため)

() は、質問内容に答えていないか、そぐわない回答と思われるが、団体の意識がわかるので、そのまま載せた。

補助金と運用収益の考え方については、特に、公益財団法人しまね国際センター及び土地開発公社の回答が、傾聴に値する。